冬物				
歐米品	三、四、五月	三、四ヶ月	九、十月	翌年四、五月
日本品	五、六月	一・五二ヶ月	九、十月	同四、五月

大體右に示すが如く歐米品の註文期は早く、從つて本邦品は歐米品の註文期と同一程度迄早めて買註文を取ることが必要である。從前日本人が買註文を取りに廻る頃は何れも註文濟で、本邦品の買手が無いと云ふ有樣であつた處が、幸ひに哈大洋が漸落し、爲替關係が買手に不利となり、又世界的に物價が漸落したので、最近では遠地物の取引は危險が多いので、手近の本邦品を註文する樣になり、間に合ふ限り本邦品で間に合はすと云ふ傾向が生じて來たから、註文期を引上げると云ふ點は自然と解決され得るであらう。然し此仕入時期と云ふ點に對しては自然に放置することなく、進んで研究を爲す必要がある。次に日本商人は買方の精選が足りないため、不確實なる商店に可成多くの掛賣をなせる事實を見受ける。之は當地の事情に暗い所から生じたことであるが、此點に就ては特に注意を要する。例へば當地第一の百貨店たる同發隆の如きは、現在の營業所(四層の大建物)を建築する迄は資産信用ある店であつたが現營業所の建築に無理をした爲め約四十萬元の負債を持つに至り、内容が日々惡化して來た。然るに邦商中(在日本)外形の偉大なるを買ふて可成多くの掛賣をなしてゐるものがある。これなどは買方を選ばなかつた例の甚だしいものであるが、此外恒順昌、同記などに對する取引も無謀なるものであると思ふ。之と全く反對の例としては哈大洋の暴落で支那商は何れも危險狀態にあるとの報を聞き、信用も厚く資産もある店との取引を急に停止し、相手の感情を惡くした日本の陶器商があつた。之なども相手を知らない點から生じた失態である。更に値段の點にも一段の考慮を拂ひ

質を落さず安く提供せば、哈爾賓市場より歐米品を驅逐することは不可能のことではあるまい。此點に就ても今一歩の努力を必要とする所である。

第五節　需要者の嗜好と本邦當業者の留意すべき點

露人男子は胸幅が廣いから、シャツは胸幅を廣くするか、伸縮力を持たすか何れか適當の方法をとることが必要である。支那人は胸が狹いから、日本人と同一寸法で差支はない。又露人向のものは冬物でも薄手のものが必要である夫は室内が完全に近い暖房設備があつて温かく、外出する時は毛皮外套を用ふるから薄地のものでもよい。支那人向のものは厚地のもの程よく、殊に一見丈夫であり、且つ暖かそうに見へ前開きのものでボタンで留める樣になつたものがよい。ズボン下は露人向のものは十二分に伸縮力があり、且つ丈長のものを必要とする。要するに露人向のものには足にピッタリくいつく樣に出來たものを必要とし、支那人は型はどんなでもよいが、はいてユックリしたものを好む。冬は腿帶子を用ふる關係上、足先の方が薄くなつてゐるものが好まれる。肌着類も露人は使用上薄物を、支那人は厚物を好む。手袋は露人男子用の冬物は型には注意する程のこともないが、厚地であることが肝要である。支那人向のものは出來る丈け値を安くすることが必要で、型には注意する必要はない。靴下は露人向のものは太長ものが必要で、概して本邦品は型が小さい。支那人向のものは丈夫と安い點に注意を要する。

第六節　本邦品の將來

莫大小製品は柄物以外は商品の上に特徴づけることは不可能の狀態にあるから、海外市場に根強き地盤を保持することは極めて困難である。只だ此商品に與へらるゝ最大の强味は値段の點にある樣に察せられる。卽ち支那に於ても其他の地に於ても、少しく研究すれば直に當該地方の生産により需要に應じ得るものである。例へば靴下の如き、オーバースウエーター、海水着の如き當方面に於ても逐年生産を增加し、漸次輸入品を驅逐してゐるから、此商品は値段によつて競爭するより外に良策はない樣である。一面本邦の莫大小工業を觀るに、非常な發達を示し、生産品の販路は國外に求めねばならん狀態にあるが、上述の如く何處でも直に生産出來るものであるから、大量生産か又は企業の聯合かによつて原價を出來る丈け引下げて之に對抗しなければならない。端的に云へば本邦莫大小製品の海外に於ける將來は極めて困難なる販賣戰を續けねばならんこと考へられる。從つて生産方法と販賣方法に對して特殊の研究をなすことが必要である。

第七節　哈爾賓に於ける莫大小工業

目下哈爾賓には莫大小生地を造る工場はないが、製品としては靴下を第一とし、頸卷、オーバースウエーター、手袋、海水着を製造してゐる。靴下を除く他のものは露人が家内工業的に作つてゐるが、今の所生産數量も少なく、品質價格共に外國品を壓迫する程度のものではない。將來に於ては相當なものを市場に出すものと考へられる。靴下は露人も作つてゐるが特記すべき程のものではない。支那人の靴下工場は三十一の多きに達してゐるが、全工場の總資本金は僅に三―四萬元程度のもので、其の生産能力は一日四、五百打に過ぎない。然し當地支那人工場のものも逐年品質がよくなり、値も割安であるから本邦品にとりては强敵となるかも知れない。（昭和五年七月大阪市哈爾賓囑託員報告）

二　奉　天

第一節　輸入狀況

滿洲に於て消費せらるゝ莫大小製品中、滿洲に於て生産せらるゝものは僅に靴下、手袋及び襯衣類等に限られ、而も此等は其の數量に於て到底自給自足し得ない關係上、其他の莫大小類と等しく、外國及び支那内地よりの輸移入に俟つてゐる。

何分滿洲に於ける莫大小類の需要額は未だ多額に達せないため、貿易統計上より見て其の年度により又は貿易港によつて其の分類を異にし、或は他の品目中に包含せらるゝ場合が尠くない。從つて正確なる輸入統計を揭ぐることは困難であるが、商工會議所（大連、安東、竝に滿鐵營口、哈爾賓）の調査に係る統計表を示せば次の如くである。

莫大小生地大連輸入額

年次	外國（香港を含む）		支那各港向再移出		純輸入	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
	外國向再輸出（香港を含む）					
	數量	價額	數量	價額	數量	價額

年次	担	海關兩	担	海關兩	担	海關兩	担	海關兩	担	海關兩
大正十四年	四〇〇	一九、二五六	—	—	—	—	—	—	四〇四	一九、二五六
	二	六六七	—	—	—	—	—	—	二	六六七
大正十五年	五八六	二九、三五八	—	—	—	—	二	一四六	五八四	二、九二三
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和二年	四七三	三一、九七六	—	—	—	—	一	六五	四七二	三一、九一一
	—	—	—	—	—	—	二	一九五	二	一九四
昭和三年	七一〇	三七、三九五	—	—	—	—	—	—	七一〇	三七、三九五
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和四年	四五四	二八、六三六	—	—	—	—	八	四九二	四四六	二八、一四四
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 本表中右記數字は起毛せざるもの、左記數字は起毛せざるものなり。尙昭和三、四年の「外國」は全部日本よりの輸入額である。

莫大小襯衣類大連港輸入額

年次	外國(香港を含む) 數量	外國(香港を含む) 價額	支那各港 數量	支那各港 價額	外國向再輸出(香港を含む) 數量	外國向再輸出(香港を含む) 價額	支那各港向再輸出 數量	支那各港向再輸出 價額	純輸入 數量	純輸入 價額
	担	海關兩	担	海關兩	担	海關兩	担	海關兩	担	海關兩
大正十四年	一、五二九	一三、四一〇	—	—	一	八八	一四	一、〇八八	一、五一四	一二、二三四
	九、七九〇	二八、〇〇一	一	一〇	—	—	七四	二八七	九、七一七	二七、七二四

年次	担	海關兩	担	海關兩	担	海關兩	担	海關兩	担	海關兩
大正十五年	一、八五八	一九九、一五三	—	—	—	—	二五	二、一四七	一、八三八	一九七、〇〇六
	一一、〇八六	三六、〇〇九	—	—	—	—	八七	三三七	一〇、九九九	三五、六七二
昭和二年	一、一四三	九四、五二八	—	—	—	—	一五	一、〇二二	一、一二八	九三、五〇五
	一五、七五六	八〇、一三八	—	—	—	—	四五三	一、〇〇五	一五、三〇三	七九、一三三
昭和三年	二、八八四	二七〇、五六四	—	—	—	—	二	二、〇六八	二、八六三	二六八、五九六
	一三、五六一	四九、七二五	—	—	—	—	一二	一九一	一三、四七九	四九、五三四
昭和四年	四、二三三	二九四、六六六	—	—	二	一七五	三三	二、五五三	四、一八七	二九一、九四〇
	三六、二五八	九五、三九三	二七	五二九	—	—	九七七	二、六九五	三五、三〇八	九二、九九二

備考 本表中右記數字は莫大小衣類の起毛せざるもの、左記數字は綿製襯衣類の起毛せざるものを示す。

尙昭和三四年度本邦よりの輸入額は次の如くである。

昭和三年 莫大小衣類	二、八七八 担	二六九、八二五 海關兩
昭和三年 綿製襯衣	一三、二二五	四七、八六一
昭和四年 莫大小衣類	四、一八八 担	三九〇、八六二 海關兩
昭和四年 綿製襯衣	三五、四一八 打	九一、五三九

莫大小靴下大連港輸入額

年次	外國(香港を含む) 數量	外國(香港を含む) 價額	支那各港 數量	支那各港 價額	外國向再輸出(香港を含む) 數量	外國向再輸出(香港を含む) 價額	支那各港向再輸出 數量	支那各港向再輸出 價額	純輸入 數量	純輸入 價額

大正十四年	三〇九	組	三、四四三	海関両所	一、六六九	—	二三六	組	二、九三六	海関両所	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十五年	一五三	〃	二、六三五	〃	三、六〇七	—	六九	〃	六、八四一	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和二年	一五〇	〃	一七、四三六	〃	六、六七〇	—	二六	〃	二、六〇〇	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和三年	二六	〃	二、一〇六	〃	四〇、一三三	—	—	〃	二、五八五	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和四年	一八五	〃	三〇、九七七	〃	二七、五〇二	—	二	〃	一八〇	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考　本表中右記數字は起毛ぜざるものにして瓦斯絲ならざるもの、左記數字は瓦斯絲製にて、絹絲を以て縫箔又は飾を施したるもの

尚本邦よりの輸入額は次の如くである。

昭和三年	瓦斯絲ならざるもの	四八	打	八、三五九	海関両所	昭和四年	瓦斯絲ならざるもの	九四	打	九、四六一	海関両所	昭和四年	瓦斯絲ならざるもの	九四	組	四四、一九四	海関両所	昭和四年	瓦斯絲ならざるもの	四九	海関両所	一、九三六	海関両所
	瓦斯絲のもの	一一九		二二、〇〇五			瓦斯絲のもの	九〇		一八、一一〇			瓦斯絲のもの	九四		一七、六六九			瓦斯絲のもの	一		一八〇	

以上は支那各港を經由してゐるが、製品の大部分は本邦品乃至は外國品で、大連に輸入さるゝ純然たる支那品を求むるこ左表の如く其の大部分は靴下である。

年次	昭和二年		昭和三年		昭和四年		
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
靴下	三、六五三	組 三七、七九三	海関両所	四五、八五三	組 四七、七一〇	海関両所	五〇九、八〇七
同（綿製以外のもの）	五〇、七三七	〃 九四、〇〇三	〃	三八、六〇五	〃 六五、〇七三	〃	二七、四五〇
肌着（上下）	—	〃 二、七五五	—	—	—	—	四、〇〇八
計	五八七、二五〇	海関両所 四八〇、二六五	四八〇、五六八	海関両所 四五一、七九三	海関両所 五四一、二六五	海関両所 五二三、八五七	

次に安東に於ける輸入狀況を見るに、左表の如く昭和二、三年度が最も旺盛を示し、それ以後は不振を續け、輸入統計も不詳である。

本邦品輸入額

年次	昭和二年		昭和三年		昭和四年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
肌衣及股引（起毛ぜざるもの）	三、七六三	打 七、〇一二 海関所	六、五一四	打 一三、三二二 海関所	一、三二二	打 三、三一〇 海関所
綿靴下（片側起毛ぜざるもの）	九六	組 一三、七九九	一〇三	〃 一四、〇一六	一〇	〃 一、四〇〇
同（瓦斯又は加工ぜるもの）	二六	〃 四、五五二	四一	〃 六、九四五	一	〃 一四〇

支那製品輸入額

綿靴下（片側起毛せるもの）			二、五五六打	
同（瓦斯又は加工せるもの）			二六担	三、一二三海關兩
				四、五五二
				一、二一一打
				三二五
				一、四六一海關兩
				三七一

右の中安東に消化せらるゝものは僅少にして、大部分は同地經由の上滿洲各地へ向けられてゐる。

次に昭和四年度牛莊、哈爾賓に於ける莫大小製品輸入額を見るに、牛莊は肌衣類三千三百三十一海關兩、靴下六千五百五十三海關兩を示し、哈爾賓は不詳である。

要之莫大小生地類は殆ど製品として輸入されてゐるため需要少なく、一時營口及び哈爾賓等で生地より製品化されつゝあつたが、現在では數字にも上らぬ微々たるものになつてゐる。襯衣類に至つては邦人及び外人等の需要に俟つより外無く、支那人間に於ける需要は捗々しくない。靴下は莫大小製品中最も需要多く、支那製品の移入が相當あるに拘らず需要旺盛で、又手袋は防寒の用に適しない關係から其の需要は未だ見るべきものがない。

次に奉天に於ける輸入狀況を見るに、奉天は稅關の所在地にあらざるため奉天驛貨物統計中より摘出するより外に方法がない。而も其の分類法に至つても、單に莫大小類として各品が包含されてゐるため、各商品別に數字を得ることは困難である。卽ち最近五ヶ年間の莫大小輸移入高を示せば次の如くである。

年次	內地連絡	朝鮮連絡	南滿線	計
大正十四年	六一七梱	七梱	三七五梱	九九二梱
大正十五年	七〇二斤	一〇〇、三九五斤	七四五斤	四七、六四五斤
		六六一梱	一梱	五六六梱
昭和二年			二	三〇五
昭和三年				八八〇
昭和四年		六六六		一、五四六

右の外に天津、上海より四梱（昭和三年）及び哈爾賓より昭和元年に三梱、二年に八十八梱、三年に二梱、合計九十三梱の輸移入を見てゐるが、果して之は純然たる支那製品なりや否やは不明である。

この外小包郵便にて輸入さるゝもの年々增加の傾向を示し、昨年上半期の如きは貨物として輸入さるゝもの、約四分ノ一は小包によつてゐると見られてゐる。

第二節　本邦品の需給

莫大小生地　從來奉天に於ては生地一ヶ年の使用高は約五百梱と見られてゐる。之は支那人工場に於て加工して製品化されるものであるが、支那官憲の苛斂誅求と工場の濫設竝に銀貨暴落のため、多數の工場は哈爾賓に移動し漸次同地の市場が大きくなつた結果、從來哈爾賓より來つた注文さへも共に奪はるゝ有樣で、昨年中に奉天にて加工せられたるもの僅に五六十梱を出でない狀態である。尤も直接支那工場に賣るには現在の資力竝に信用では不安の度を增し來つたから、工場としても止むなく絲房によつて之を需めてゐる。而して需要さるゝものは28〃手物が多く、之は

取引單位が本邦の貫目であるため、薄手物に變化し來つたものゝ見られてゐる。又厚手物では 20/10 12/4 12/2 手物が入荷されてゐる。積出地は勿論大阪である。

襯衣　産地は大阪、名古屋、東京の順位で輸入されてゐる。卽ち大阪製品は極く安物で、東京品は大體に高級品に屬するもの及び半毛物が多く、名古屋製品は兩者の中間をゆくものである。而して右以外の土地から來るものは殆ど問題にならない。輸入量から見れば大阪製品最も一般向として需要せられ、名古屋製品は大阪品の二割見當にしか當らない。東京製品は近代文化の影響を受けて、漸次需要の增加を見るものゝ思はれる。

靴下　本邦より輸入さるゝものは長靴下乃至スポーツ物に止まり、支那人向の一般品は支那製品の獨占に委しつゝある。

要するに滿洲に於ける莫大小の需要は昨年來の銀價慘落のため非常なる打擊を蒙つてゐる。卽ち華商の窮狀は其の極に達し倒産者相踵ぐ現狀であるから、今年中の需要額は例年の約三分ノ一にも達しないであらうと見られてゐる。

第三節　本邦品の缺點

本邦品の缺點に就ては莫大小を專業とする商店なきため各自の見方が異つてゐるが、大體に本邦當業者は徒らに賣りさへすればいゝと言ふ風に、相手の信用に何等考慮を拂はず、殊に相手が華商なる場合には一層注意すべきを無暗に賣付けるため、今日に於ては相踵いで起る華商の倒産のため非常な損失を招いて居る向が尠くない。以下其の主なる缺點を擧げて見やう。

品質上の缺點　襯衣類の如きはミシンのかけ方に多くの缺點がある。卽ちミシンのかけ方が荒いために穴の明ける感のあるものやほぐれ易い缺點がある。而して下級品と普通品との間にミシンのかけ方に非常な差異があることは一考を要する。唯原料絲としての晒具合は上海製品に比較して遙に良好なる評判がある。

取引上の缺點　之に關しては在滿邦商としては何れも共通なる不滿を有してゐる。而して其の根源は內地の當業者が一般に餘りに不親切なりと云ふ點に一致せるかのやうである。今其の主なる點に就て述べて見るに

賣込方法に就ては在滿邦商は新たに華商と取引を開始するに當つても、相手方の信用を充分調査した上でなければ容易に取引を始めないが、內地邦商の滿洲出張員の多くは徒らに販路擴張を念とせるため、唯無暗に賣込むことのみに努力して相手方の信用調査を忘却せるかの感があり、甚だしきは邦商へ卸す商品と同樣なるものを華商へも賣込んで行くため、在滿邦商に非常な迷惑を及ぼすのみならず、一面から見て本邦品としての販路を縮小するものと言ひ得る。此點に就ては商品は總て特約主義によつて取引商店數を限定するのが得策である。

荷造に就ては近來內地にあつては箱代を要求するが、滿洲には箱代を要求し得られない關係からか、非常に粗末なる薄板を使用せるため、運送中に破損せるものが可成多い。又當然小型箱二個に詰めるべきものを大型一個に無理に詰めたる結果破損せる例等もあり、一般に荷造包裝上の注意を要する。

輸送方法に就てはインボイスの書方が疎漏なる結果、通關に際して種々問題を惹起し、結局邦商側としては關稅以

上の負擔を餘儀なくせらるゝ場合がある。此點に就ても注意すべきである。

其他見本と實物との相違、發送期の遲延等に就ても尙一般の留意を拂ふ必要があらう。

第四節　本邦當業者の留意すべき點

本邦當業者としては前項本邦品の缺點に就て充分注意せらるべきは勿論なるも、需要者の嗜好其の他に就ても留意を要する。近來歐米文化の浸潤は著しく支那人生活の中に及ほし來つた爲め、需要者の嗜好が漸次變化しつゝあることは見逃せない事實である。今支那人の嗜好の動きを商品別に觀るに

靴下　以前生地より改良靴下なるものが製造されてゐたが、今日では全く支那側の家庭工業に奪はれて、本邦品として何等リードする勢力無きため、嗜好上の色合、形態等總て上海の流行を追つてゐる觀がある。然し大體に於て色は鼠、クリーム色が多く、前者は軍隊向及び老人向で、後者はモガ、モガ式の若人に需要が多い。又黑色は下級品に多く、白色は女學生向に限られてゐる。婦人には桃、紅梅、淺黃等が好まれてゐるやうであるが、季節により多少の變化あることは勿論である。

襯衣　最近支那人間に於ては洋服着用者の增加により、カムリ襯衣が流行し來り、色合は依然季節に拘らず白色を基調としてゐる。又立襟、三つボケット付襯衣も同樣白色が好まれる。色物としてはアンダーシャツは濃い柄合の派手なものが評判が良い。但し之は需要期が短いために餘り賣行良好とは言ひ得ず、唯目先の變つた色彩と柄で好奇心を

そゝる程度のものである。卽ち秋になるとアンダーシャツよりも白色乃至玉色の羊毛物に移つて行くのが普通なる故である。

手袋其他　手袋は未だ軍手程度のものが需要の大部分を占めてゐるので、白色物が多く、形の違ふものでは茶、鼠色等である。然し手袋其のものが未だ一般的商品でないから、嗜好、其他に就ては見るべきものなく、一部上流階級物及び婦人物に多少其の趣きが窺はれる位である。

第五節　本邦品の將來

奉天に於ける華人經營莫大小工業は後述の如く概括的に甚だ不振狀態を示してゐる。而して僅に靴下、手袋の製造のみが相當發展の跡を示せるに過ぎない。然し之とても銀價の慘落と支那官憲の苛斂誅求に惱まされて不振を極めてゐる。唯本品は生活必需品として將來ある商品なる丈け、技術の進步經營方法の改善宜しきを得ば、今後の需要の增加に伴ひ斯業の發展を思はしむるに充分である。飜つて本邦品の將來に就て考ふるに、或華商は斯く銀が安くなつては川口に出張員を派遣する必要なく、殊に高價な本邦品は市場に於て歡迎せられなくなつた結果、日本の出張員を廢して上海に置く方が爲替關係も銀であり、關稅も有利で、而も莫大小類の如きは本邦品に遜色なしと迄言つてゐる。故に本邦品の將來としては上海品に如何にして對抗し行くかゞ重大なる問題である。今上海製品のみを專業に取扱つて居る邦商の語る處を觀るに

(一)爲替の危險がないこと。

(二)從來銀高の爲め値段に於て引合はなかつたが、銀が安くなると注文をしない迄も取引を慫慂し來り、商品の發送も頗る敏速である。然し一度銀が上向きかけると全く反對の態度に出るから、要は銀の上下によつて左右せられる。

(三)莫大小原料の如きは容易に得らるゝ上、而も家庭工業が著しく發達して居るから、高級品でない限り支那製品で充分需要を充し得るから、此點から見て本邦品は恐らく支那製品に太刀討は困難であらう。

(四)工賃の安いこと。之は原料高を緩和し得る。

(五)最近盛に小規模の邦人經營工場が上海へ移動して行く傾向がある。從つて操作の單純なる靴下の如きは上海製品にて充分なること。

(六)民國中央政府が洋式工業保護條例を發布して外國品と同樣の洋式製品に對しては輸出稅五分を徵收するのみで內地稅全部を免除して居ること。(但し奉天に於ては鎖場稅を徵收して居る)

(七)運賃が上海より大連迄雜貨六兩(金換算四圓五拾錢)なるに對し大阪よりは大連迄雜貨參圓であるから此點のみは大阪より輸入する方が有利である。

以上に據つて見る時は、第七項の運賃のみが本邦品に有利なる點なるが、此點に就ても果して永久的なるものとは言ひ得ない。要するに支那製品を買ふ事は爲替の危險なき事が根本的に華商を安心の境地に置くもので、此點より見て上海よりの輸入は現在の條件なる限り益々增加するであらう。

滿洲に於ける莫大小製造中其の見るべきものは唯靴下の製造あるのみである。支那人は從來は綿布製襪子を用ひ來つたのであるが、所謂西洋靴下の體裁良く、簡便で穿き心地良く、且つ比較的割安なるため、喜んで之を使用する者が增加し來り、初めは奢侈品視されたものが、今日では全く必需品として迎へらるゝに至つてゐる。而も製造は操作工程簡單にして、小資本を以て製造し得るため、該工業は年々勃興し來つたのである。

奉天に於ける靴下の製造は民國十五、六年頃が最も旺盛を極めたが、最近に至り其の販路が思はしからざるため、資本薄弱なる工場は止むなく操業を中止せるに、相當資本を擁せる工場は漸次哈爾賓に移動した爲め、昔日の觀がない。又奉天に於ける邦人經營工場としては三隆洋行の創設を以て嚆矢とするが、數年ならずして倒れ、後大正十年資本金六千圓を以て從來の家庭工業式から脫した濱本商店興り、機械十五臺を以て生產高靴下千七百五十打、手袋三千百打、全能力を擧ぐる時はこの四倍を生產し得ること迄稱せられたが、今日に於ては銀貨の暴落のため其の內容は可成變化を來してゐる。次で昭和三年六月資本金壹萬圓、機械十五臺を以て靴下、手袋、襯衣製造工場滿蒙商會が創立され一時隆興を見たが、今日では近く一時操業中止を止むなくせる由である。この外大正十四年の創立にかゝる陸前屋も機械十臺を以て靴下、手袋等一萬二千打の生產を見て居たが、前工場同樣不況裡に在ること言はれてゐる。

以上邦人製造工場が悉く不況なるに對し、支那人工場を觀るに、大小合して百四十軒に達し、內機械十臺以上四十臺內外迄を有するもの約三十軒、五臺以上十臺迄を有せるもの約六十軒、五臺以下二、三臺位を有する小規模のもの

約五十軒位ある。而して此等の内普通工場としては電力機を使用するもの僅に一、二軒に過ぎず、他は何れも簡單な
る人力織機を以てせる家庭工業の範圍を出でない。總生産量は昭和三年に於ては靴下六十萬打、手袋六萬打と稱せら
れてゐるが、昭和四年に於ては供給過多の狀態に陷つてゐるから、向後需要が增加せざる限り靴下製造業はこれ以上
の發達は至難であらう。（昭和六年二月大阪市奉天囑託員報告）

今奉天に於ける主なる靴下製造業者を擧ぐれば次の如くである。

工場名	所在地	開業年月	資本金	經營者
第一針織廠	小北關	民國十三年	二〇、〇〇〇元	張子
慶豐玉	四平街	同十年	一〇、〇〇〇	王序武
義增源	大西門內	同十年	一〇、〇〇〇	赴振候
永興工廠	小西關電車路	同十一年	一〇、〇〇〇	宋廣玉
華盛興	小北門內	同十二年	一〇、〇〇〇	王子道
毓豐源	小西門內	同十二年	六、〇〇〇	馮恩惠
瑞豐祥	〃	同十二年	五、〇〇〇	闔發雲
新泰盛	小北關	同十三年	五、〇〇〇	蔣再新
奎昌工廠	〃	同十二年	四、〇〇〇	靖奎閣
永泰長	鼓樓西	同五年	三、〇〇〇	王永泰
都順洪	小北城門內	同九年	二、〇〇〇	汗介三

春和興	大西關小什字街	同三年	一、〇〇〇	王龍慶
大成慶	小西關	同十二年	一、〇〇〇	張奎源

三　大連

第一節　本邦品と外國品との競爭

滿洲に於ける莫大小製品は次表の如く殆ど本邦品の獨占狀態であつて、其の他は英、獨、米國品の順である。外國品は高級綿製品又は毛製シャツ、スウエーター類で、綿製シャツ類は本邦品を主とし、大阪、名古屋、東京より輸入されてゐる。今之を日本人市場、華人市場、露人市場の三種に大別して消費割合を觀るに、日本人市場に於ては本邦品が九割以上を占め、其他が外國品である。華人市場では八割迄が本邦品で、一割七、八分が土產品、其他が外國品である。露人向市場（主として北滿市場）に於ては的確に判明しないが、大體に於て毛莫大小の高級品は外國品多く、綿製品は本邦品が相當優勢で、近年外國品の地盤を漸次蠶食しつゝある。滿洲に於ける莫大小類は十七、八年前迄はシャツ類の需要は殆ど人の注意を惹く程度には達してゐなかつたが、其の後漸次英、米、獨品の輸入を見るに至りて、莫大小シャツの需要は一般的となり之につれて本邦品の輸入を見、歐洲戰爭を境として壓倒的の勢力を占むるに至つたのである。而して從來は莫大小製品は比較的小資本家によつて製造されてゐたのが、近年に至つて資本規模共に大なる製造業者が出現して、滿蒙方面の開拓に一層の努力を拂ふ樣になつた。尙中國人のメリヤスに對する需要は漸次增加の趨

勢を辿つてゐる。

以上の如く本邦品は地理的並に經濟的關係によつて壓倒的の多數を占めてゐるが、近來の銀安と支那工業の勃興により上海製品の進出著しきものあり、靴下は華人の中、下流向には殆ど土產品で占められてゐる。今最近三ヶ年間の滿洲に輸移入される莫大小製品類の統計を示せば次の如くである。

莫大小製衣類（起毛せるもの）

昭和二年度

輸出國別	大連		牛莊（營口）		安東	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
日本	一、一三一 担	九三、一四三 海關兩	四六 担	四、三七一 海關兩	一、三七三 担	一二七、〇〇七 海關兩
英國	一二	一、三二六				
獨逸	一	五七				
計	一、一四三	九四、五二六	四六	四、三七一	一、三七三	一二七、〇〇七
上海			二三四	二、四七七	一、三七三	一二七、〇〇七
合計	一、一四三	九四、五二六	二七〇	六、八四八	二、七四六	二五四、〇一四

昭和三年度

輸出國別	大連		牛莊（營口）		安東	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
日本	一、一三一 担	九三、一四三 海關兩	四六 担	四、三七一 海關兩	一、三七三 担	一二七、〇〇七 海關兩
英國	一二	一、三二六				
獨逸	一	五七				
計	一、一四三	九四、五二六	四六	四、三七一	一、三七三	一二七、〇〇七
上海			二三四	二、四七七	一、三七三	一二七、〇〇七
合計	一、一四三	九四、五二六	二七〇	六、八四八	二、七四六	二五四、〇一四

莫大小地（起毛せるもの）

昭和四年度

年次	大連		牛莊		安東	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
日本	四、一八八	三九〇、八六二	七五	六、一六〇	一、三三三	一〇一、二四四
朝鮮	一七	四四九				
英國	二	二、五八一				
獨逸	一	三三九				
米國	五	四三七				
計	四、二二三	三九四、六六八	七五	六、一六〇	一、三三三	一〇一、二四四

昭和四年度

	大連		牛莊		安東	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
日本	二、八七八	二六九、八一五	一〇	八七九	一、九一一	一六二、二七四
朝鮮					七	六一九
米國	四	五九九				
獨逸	二	二五〇				
計	二、八八四	二七〇、六六四	一〇	八七九	一、九一八	一六二、八九三

靴下（起毛せざるもの）瓦斯絲又はマーセライズ絲に非ざるもの

昭和二年

輸出國別	大連			牛莊			安東		
	數量	價額		數量	價額		數量	價額	
日本	一三六	一五、四三四	海關兩	一〇	二五〇	海關兩	九五	一三、六四九	海關兩
朝鮮	—	—		—	—		一	一五〇	
香港	一三	一、八三二							
米國	一	一七〇							
計	一五〇	一七、四三六		一〇	二五〇		九六	一三、七九九	
上海	二六	二、六〇〇	海關兩						
合計	一七六	二〇、〇三六		一〇	二五〇		九六	一三、七九九	

昭和三年

日本	四六八	二二、四三六	海關兩
英國	五	五四〇	
計	四七三	二二、九七六	
日本	七一〇	三七、三九五	
日本	四五四	二八、六三六	

昭和四年

日本	三		担
	一一五		海關兩
	六一九	三九、五九一	担
	七四七	三六、九〇九	
	八五〇	四九、七五一	

昭和二年

	日本	朝鮮	香港	米國	計	上海	合計
數量	四八	—	一三	六七	六七	二八	九五
價額	八、三五九	—	一、二三六	一、四七一	一一、〇六六	二、五八五	一三、六五一

昭和四年

	日本	朝鮮	香港	米國	計	上海	合計
數量	九四	七	五九	一九	一八五		
價額	九、四六一	三二七	六、一三〇	二、九四三	二〇、九二七		

海外市場に於ける本邦品

	日本	朝鮮	香港	英國	獨逸	米國	計
數量	九九	六				六二	
價額	一三、三六七	六四九				七、八〇六	
數量						一	
價額						七五	
數量						六二	
價額						七、八八一	

仕出地別	大連			牛荘			安東		
	數量	價額		數量	價額		數量	價額	
昭和二年									
上海	二	一八〇							
合計	二一七	二一、〇九七					六三	七、八一一	
昭和三年									
上海	三三六、五一三	三一七、七六三	海關兩	五五、四〇三	五二、二四五	海關兩	二、五六七	三、一一二	海關兩
天津	四五五、七四六	四二七、六一三		一〇〇、八〇五	一二四、八四四		一、五三六	一、八三三	
計	四五五、八五四	四二七、七二〇		一〇〇、八〇五	一二四、八四四		一、五三六	一、八三三	
昭和四年									
上海	二七、四五〇	四七、一六四							

支那製靴下

昭和二年

哈爾賓靴下輸移入額

昭和二年	露西亞大平洋沿岸	六七	担
昭和三年	露西亞	四三	
〃	西伯利	二	
昭和四年	露西亞大平洋沿岸	四四	
		七、六三八	海關兩
		四、八一八	
		二二〇	
		五、〇〇九	

次に綿製肌衣類中にメリヤス品を包ましめることあるを以て參考迄に之を記せば左の如くである。

昭和二年

輸出國別	大連			牛荘			安東		
	數量	價額		數量	價額		數量	價額	
日本	一五、四三四	七七、九五八	海關兩				三、七八三	七、〇一二	海關兩
英國	三二〇	二、一七六		四	五八				
獨逸	二	四							
計	一五、七五六	八〇、一三八		四	五八		三、七六三	七、〇一二	
上海	—	—		—	—		—	—	
合計	一五、七五六	八〇、一三八		四	五八		三、七六三	七、〇一二	

昭和三年

	英國	獨逸	米國	計	上海	合計
日本	一三、二四五					
數量	一六〇	一〇八	七八	一三、五九一	—	一三、五九一
價額	九七三	二〇八	六八三	四九、七二五	—	四九、七二五
朝鮮	一八二					
香港	八〇			二六二		二六二
逸	三六八			三六八	二八〇	六四八
國	六、五一四			六、五一四		六、五一四
計	一二、三三			一二、三三		一二、三三

昭和四年

	英國	獨逸	米國	計	上海	合計
日本	三五、四一八					
數量	二〇	二五	一二六	六六九	二七	三六、二八五
價額	九一、五三九	一五五	三〇二	三六、三五八	二五	九五、六八八
朝鮮	四〇九					
香港	九一			三、三〇六	二九五	九五、三五三
逸	六五八			四〇九	七	四一六
國	二四、八二九			六五八	六八	七二四
計	四二、二九八			二四、八二九		二四、八二九

昭和三年

輸出國別		大連	牛莊	安東
日本	數量	一一、四一六 打		
	價額	七一、四一〇 海關兩		
英國	數量	二		
	價額	三三		
計	數量	一一、四一八		
	價額	七一、四四二		

昭和四年

		日本	朝鮮	佛國	獨逸	米國	計
數量		九、七三七	二三	九六	一〇	六三	九、九二九
價額		七八、八八八	一九七	三三〇	二一二	一、〇九三	八〇、七〇〇

第二節　本邦品の需給

海外市場に於ける本邦品

大連に於て消費せらるゝ莫大小類は大連經由全輸入額の約三分の一見當で、內日本人は七、中國人は三の割合で消費し、殘の大部分は奧地及び沿岸各地、青島、芝衆方面に移出されてゐる。大連には日本人が全滿中最も多く居住し且つ勢力を有せるを以て、華人方面も日本人の流行に倣ひ、之を以てモダンなりとなすため日本人向製品が其の儘需要されてゐる。數量は相當多く、之がため頭よりかむる品が華人方面にも相當需要せられてゐるが、支那服の肌着としては何と云つても前開き立襟のものが便利であるから、この方面の需要は無視出來ない。尙ズボン下は腿帶子を結ぶ關係上腹部太くして先端の割れたものが好まれてゐる。但し支那服用のメリヤスシヤツ類は主として綿メリヤスであり、價格も又邦人向に比し二、三割方安値物が一般向である。然し近年漸次毛物の高級品も需要數量が增加してゐるから、本邦品としては格安品は土產上海品等の進出ある際とて、將來はこの方面に力を注ぐべきではあるまいか。大連方面で販賣せらるゝ商品は高級外國品はマーゲツメン、エガー、ウルセー等で、上流の邦人、華人間に需要あるも數量は僅少である。邦人向高級品は白金メリヤス◈印、レナウン印大阪蜂メリヤス、蜂印、獅子美人印、三魚印等で、少し價格安き品に大阪島村商店、キリン屋、蝶矢、製品等がある。この他綿物では大阪佐々木製品がある。此等は中上流階級の華人間にも需要あるが主として邦人向である。

當地に於て品質、價格の點よりして好評を博してゐる蜂メリヤス製品の相場を示せば次の如くである。

蜂印薄毛メリヤス	（春、夏物）	20	四八組	90cm 一六・五〇円
25	〃			〃 一八・二〇
1	〃			〃 一八・九〇
40	〃		（厚地）	一九・三〇
6	〃			90cm 二一・二〇
23	〃			95cm 一七・七〇
27	〃			〃 一〇・一〇
綿メリヤス	（春、夏物）			
820	色	四八組		三魚印 二・八四円
600	色	〃	（スムース）	〃 四・二二
義	色	〃		蜂印 四・二九
510	色	〃	（ゴムオリ）	〃 五・〇四
霞	色	〃		〃 五・八三
550	色	〃	（スムース）	〃 七・八五
6000	色	〃	（ガス刺袖）	〃 九・二〇
富士	色	〃	（大吋刺袖）	〃 六・二六
6600	色	〃	（大ガス吋刺袖）	〃 九・八五
5000	色	〃	（大ガス吋刺袖）	〃 一三・〇五
610	晒	〃		三魚印 二・九七

		520	晒	〃	
		260	晒	十二組（刺繍）	
		230	晒	〃（大吋刺繍）	
		590	晒	四八組（スムース）	
		1100	晒	〃（ガス刺繍）	
毛メリヤス（冬物）					
		200	四八組	（大間寸三十二吋）	
		243	〃	〃	
		215	〃	〃	
		260	〃	（純毛）	
		221	〃	（純毛）	
		206	〃	（純毛）	
		213	〃	（大吋）	
		224	〃	（純毛大吋）	
		256	〃	（純毛）	
		53	〃	（カシミヤ）	
綿メリヤス（ボスとはポケット付シャツズボンの組合せを云ふ）					
	蜂印	200	四八組	（大間寸三十二吋）	四・一五
	〃	520	晒	〃	五・七二
	〃	260	晒	十二組（刺繍）	六・一五
	〃	230	晒	〃（大吋刺繍）	五・九四
	〃	590	晒	四八組（スムース）	八・五〇
	蜂印	200	四八組	（大間寸三十二吋）	一六・六〇円
	〃	243	〃	〃	二一・二〇
	〃	215	〃	〃	二三・一〇
	〃	260	〃	（純毛）	二〇・五〇
	〃	221	〃	（純毛）	二四・四〇
	〃	206	〃	（純毛）	二六・一〇
	〃	213	〃	（大吋）	二三・六〇
	〃	224	〃	（純毛大吋）	二七・一〇
	〃	256	〃	（純毛）	二九・五〇
	〃	53	〃	（カシミヤ）	四七・七〇

		50	色	ボス四八組	
		816	色	ボス〃	
		845	色	ボス〃	（大吋）
		502	色	ボス〃	（厚地）
		580	色	ボス〃	
		620	色	〃	
		880	色	〃	
		815	色	〃	（六吋）
		590	色	〃	（厚地）
		702	色	〃	
		鶸	色	〃	（刺口）
		玄	色	〃	（四十吋）
		560	色	〃	（大吋刺口）
		富士色		〃	

次に華人雑貨問屋方面で賣足良きメリヤスの相場は次の如くである。

奥町洪順祥					
	三輪	66	メリヤスシヤツ	一打	九・五〇円
	三輪	45	〃	〃	八・五〇
	獅子美人印			〃	七・九五
	〃			〃	八・三〇
	蜂印			〃	九・五五
	〃			〃	九・六五
	三魚印			〃	六・七三
	獅子美人印			〃	七・九五
	〃			〃	八・三〇
	蜂印			〃	九・一五
	〃			〃	九・八〇
	〃			〃	一〇・六〇
	〃			〃	一一・二〇
	〃			〃	一〇・八〇
	〃			〃	一一・二〇

三輪	58	〃	八・〇〇
三輪	54	〃	七・五〇
三輪	65	〃	五・八〇
監部通双興隆			
川島好商店		窄袖メリヤス	一打 一一・〇〇円
〃		華式〃	〃 九・五〇

この他雜牌物等種々あるが、近來大阪方面の一流商店品が漸次この方面に進出して來たのと、近來の銀安の結果上海製品の侵入せしため、從來の華商問屋方面の取扱品にも變遷が行はれてゐる。

奉天方面に於ては莫大小シャッ販賣商中には自から裁縫工場を布設して、日本より生地を仕入れ、中國人の嗜好に適する樣に仕立て、販賣してゐるものもあるが、工賃低廉な當地に於ては、仕上物を日本より仕入れるより有利であるから、今後は生地物の需要が益々增加する傾向がある。大連に於ては未だメリヤス製造工場として華人の見るべきものはないが、メリヤス靴下工場は左の如くである。（但し其他の小工場は相當の數に上つてゐる）

福利工廠	大連西通八	一ヶ月製造能力六百打	
和記工廠	同大龍街六五	同	一千打
信昌公司	本店 沙河口元町一一〇	同	四百打
〃	支店 沙河口仲町二一七	同	軍手 百打 靴下 八十打
平和公司	沙河口仲町二一五		

品質上の缺點　近來本邦莫大小工業の發達により、外國品に比して毛ナリの極上物を除く以外は何等遜色を見ず、邦人向には寧ろ外國品に比し體格に適合してゐるため優良である。然し之を一度び輸出物として華人向に見る時は邦人向莫大小の標準物は三十八吋であるが、華人向標準物は四十吋、露人向は四十二吋であるから、其の行き丈け等も之に並行して大にする必要がある。

現在滿洲に於ては本邦品は壓倒的の勢力を有してゐるが、近來國産愛用運動の普及と工業の勃興とにより、下級品は漸次支那品の蠶食を見てゐることは既述の如くであるが、最近の銀安は益々この趨勢を助長し、現に靴下の如きは中國品に壓倒せられてゐる。此等の多くは原料又は半製品を本邦より輸入し、上海、天津、奉天、哈爾賓、大連等に於て製造加工せらるゝもので、品質不良なるも、色合、格好等中國人の嗜好に投じ、且つ價格も本邦品に比し割安である。中國人向本邦品は色合、格好等中國人の嗜好に適する樣に相當の注意は拂はれてゐるが、此等の點に尙一層細密なる研究を要する。

華人の體格は特に北方人は一般に邦人より大にして、且つ中流以上の者は常に脂肪分を有する食物を攝取することが多いから、腹部の肥滿してゐるものが多く、之がために彼等の衣服は寬濶なるためズボン下類も幾分ゆつくりしたるものを好む傾向があり、彼等に取つて最も不便とする所は大小便をなす時である。シャツは支那人向は從來より立襟付の物が輸入せられ、相當歡迎されてゐるが、滿洲方面では將來も相當期間この立襟付シャツが一般的には最も需

要さるゝものゝ思はれる。サイズは三十八吋以上である。

近來洋服着用者も相當增加して來たが、一般的に云ふ時は頭より冠らず胸部は總て鈕掛の物が好まれ、全體に寬潤なものが良いこせられてゐる。前胸にはポケット三個を付けることを要し、一は左胸部、一は左右兩腹部にあるものが便利がられてゐる。

其他本邦品中華人向の物は價格低廉なるためか、著脫、屈伸により縫目の綻を生ずるものが甚だ多い。

次にズボン下は前に鈕を有せない支那褲子と同じ筒形の物で、股間の稜形布は巾一尺大のものを入れ、充分の餘裕を作る必要がある。この點從來本邦當業者の注意するもの少い樣であるが、右の如くするゝ臀部ゝ腰まわりをゆつくりし、支那服の褲子と同じ形に作られてゐるため、屈伸の際に窮屈なく、大小便に際し又洗濯後の縮小にも鈕の掛具合の惡くなることなく破損率も少ない。婦人小兒向としては薄桃色、水色、空色等が需要されるが、男子向に比しては少量である。手袋はサイズ八吋內外のものゝ需要が多い。

要之華人向としては一般に品質の點に於て相當缺點がある樣であるから、將來は價格に比し精巧にして優良なる品を作ることが必要である。今之を箇條的に示せば次の如くである。

一、鈕はなるべく角を取り丸形にして光澤良く堅牢なるもの

一、目方賣メリヤスシャツは打一貫乃至一貫四百匁位のもの

一、サイズを明記すること

一、裁縫に注意し可及的綻びを少くすること

一、サイズに付ては表示しあるものより常に四吋內外不足するものあり、一部にては輸出物は之を當然の商慣習ゝ稱する向もあるが、この點購買者の信用を害すること大なれば注意を要する

取引上の缺點　賣込に就ては邦商間に於て無理な競爭をなすことあり、之がため勢ひ品質上の缺點を生じ、ために信用を阻害すること大なるものがある。滿洲に於ては本邦品の賣れる數量は大體定まつてゐるから、邦商の各組合團結し、團體の力により販路の確保を計り、徒らに競爭することにより華人に乘ぜしめ、華人を利するに止り、邦人の損害を受くることを防止することに努むべきである。尙今年銀の下落により華人の信用狀態は常に變化しつゝあるがため、常に適當なる機關を通じて華人の信用に注意することが必要である。（昭和六年三月大阪市大連駐在員報告）

左に取引商を掲げやう。

邦商	
山本松商店	吉野町三八
內山洋行	伊勢町五六
森岡商店	磐城町八一
一の瀨商會	浪速町二一七
浪華洋行	浪速町五一

海外市場に於ける本邦品

華商

仁昌德	駿河町	
洪順祥	奥町	
双興隆	監部通七四	
德泰號	奥町五五	
協茂盛	浪速町五	
洪來盛	浪速町四〇	
和成利	西崗子得勝街二	
麟呈祥	監部通一一六	

四 天津

第一節 本邦品と外國品との競爭

當地に輸移入せらるゝ莫大小製品を海關統計により分類すれば、(1)莫大小生地、(2)起毛肌着、(3)末起毛肌着(4)靴下、(5)其他莫大小製品の五種となる。

今最近五ヶ年間の各種莫大小製品の輸移入額を示せば次の如くである。

天津莫大小製品輸移入額

品種別	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年
生地	七六、九三〇 海關兩	一二九、七二〇 海關兩	一九八、九七二 海關兩	一一三、七九七 海關兩	一一七、〇四五 海關兩
起毛肌着	五五、六〇三	七八、九七〇	六四、七八六	三六、七八二	六五、四三六
末起毛肌着	二、二八七	六、二〇二	三〇、三〇三	二四、六七二	五七、九九七
靴下	三三三、九四二	二〇五、〇五三	四〇六、〇三一	三一九、一六五	三三八、九八五
其他製品	二、〇五一	一〇、七一一	五、九七〇	一三、九七九	二七、〇三〇
計	四六〇、八一三	四三〇、六五六	七〇六、〇六二	五〇八、三九四	六〇六、四九三

次に本邦品と外國品及び支那品との競爭狀態を觀るに、從來本邦製莫大小製品は當地東洋莊に於て取扱はるゝ冬物雜貨の重要なる地位を占めて確固たる地盤を保有し、特に本邦品は支那趣味を多分に取入れて製品の改良に意を用ひたる結果　此等の點を等閑に附せる外國品との競爭上常に優位にあつたが、最近支那人間に洋裝の普及すると共に趣味も向上し、洋式上等品の需要を喚起し、一方下級品にありては支那製品にて事足る狀態となりしを以て、本邦品の地盤は漸次此等の製品に浸蝕せられつゝある。今海關統計を根據として各國品の競爭狀態を品種別に詳述するに

海外市場に於ける本邦品

生地　本邦品の獨占狀態で、一九二九年には總輸入額十一萬七千四十五海關兩の內十一萬五千八百四十六海關兩、約

九割を占め、支那品の移入額は一萬一千百五海關兩、約一割で外國品は問題とするに足らない。

起毛肌着(冬物莫大小)　一九二九年には本邦品は六萬一千三百八十海關兩で、之亦九割以上を占め、支那品は二千百三十海關兩、外國品としては米國品の一千九百二十六海關兩を除き他は輸入皆無である。

未起毛肌着(夏物莫大小)　茲二、三年前迄は本邦品の獨占狀態であつたが、一九二七年頃より支那品の進出を見、現在(一九二九年)に於ては本邦品を遙に凌駕し、本邦品二萬百二十海關兩に對し、三萬三千百三十三海關兩の移入で、五割以上を占むるに至つた。

外國品中直接輸入せらるゝものとしては香港品多く、歐米品は多くは上海を經由して輸入せられる。現在(一九二九年)に於ける此等外國品の間接輸入額は二千七百八十七海關兩に達してゐる。

靴下　靴下は支那品の壓倒的獨占に係り、本邦品及び外國品の喰ひ入る餘地が全然ない。卽ち一九二九年の統計に據れば輸移入額三十三萬八千九百八十五海關兩の內支那品の移入額は三十三萬三千百五十九海關兩で、殆ど十割を占めてゐるが、本邦品は僅に三百九十八海關兩、外國品は香港品の四千海關兩を筆頭とし、外に若干獨逸品の輸入あるに過ぎない。今最近三ヶ年間の天津莫大小製品(外國品、支那品)輸移入額を示せば次の如くである。

天津莫大小製品輸移入額

輸移入別	一九二七年 數量	一九二七年 價額	一九二八年 數量	一九二八年 價額	一九二九年 數量	一九二九年 價額
外國品直接輸入	二、八一一 組	一九八、五四六 海關兩	一、四五五 組	一二二、六四五 海關兩	一、二三五 組	一〇五、九四〇 海關兩
內譯 日本	二、八一一	一九八、五四六	一、四五五	一二二、六四五	一、二三四	一〇五、八四六
內譯 獨逸					一	九四
外國品間接輸入(他港ヲ經由セルモノ)	五	四二六	一〇	一、一五二	八〇	一、一〇五
支那品移入	二、五八六	一九八、九七二	一、四六五	一一三、七九七	一、三〇五	一二七、〇四五
計	二、五八六	一九八、九七二	一、四六五	一一三、七九七	一、三〇五	一二七、〇四五
起毛肌着						
外國品直接輸入	六二五	六四、七八六	三二八	三二、四二五	六一〇	六三、三〇六
內譯 日本	六二五	六四、七八六	三二五	三二、一二五	六〇〇	六一、三八〇
內譯 香港			三	三〇〇	一〇	一、九二六
內譯 米國						
外國品間接輸入			三	三〇	二〇	二、一三〇
支那品移入			三〇	三、〇三六	二〇	二、一三〇
計	六二五	六四、七八六	三六一	三六、七八一	六二〇	六五、四三六

未起毛肌着

外國品直接輸入	日本	五、九二三	一四、五四三	四、九七四	四、九二八	七、四三六	二二、〇七七	五、一二六	三九八	四、〇〇〇	七二八
	英國	五、九二三	一四、五四三	四、九一一	一四、二九九	七、一三七	二〇、一二〇	四	三	九	一
內譯	獨逸			一九	一七五	三五	三九九				
	米國			二〇	三一〇	一〇	一五一				
	香港			二四	一四四						
外國品間接輸入		四七三	六、二八一	一四六	四二九	二五四	一、四〇七	一	四	七	一
支那品移入		二、九四四	九、四七九	三、五八一	九、三二五	一三、二一三	二、七八七	一、一二四	一、六四四	八〇〇	一
計		九、三四〇	三〇、三〇三	八、七〇一	二四、六七二	二一、〇三九	五七、九九七	五、一二六	四、三九八	四、〇〇〇	七二八
外國品直接輸入	日本	三	五七〇								
內譯	香港										
	獨逸										
外國品間接輸入				三	三四三	五	五				

靴下

外國品直接輸入	日本	三七五、七二打	四〇五、四六一	二八八、八八一打	三一七、五五八	三一八、六一二打	三三三、一五九	三七五、七二打	四〇五、四六一	二八八、八八一打	三一七、五五八
	英國	九七組		一四組		四八組		九七組		一四組	
內譯	獨逸	三七五、七二打	四〇五、〇三一	二八八、八八一打	三一九、一六五	三一八、六一二打	三三八、九八五	三七五、七二打	四〇五、〇三一	二八八、八八一打	三一九、一六五
	米國	九七組		一四組		四八組		九七組		一四組	
	香港										
外國品間接輸入											
支那品移入		三七五、七二打	四〇五、四六一	二八八、八八一打	三一七、五五八	三一八、六一二打	三三三、一五九	三七五、七二打	四〇五、四六一	二八八、八八一打	三一七、五五八
計		九七組		一四組		四八組		九七組		一四組	
外國品直接輸入	日本	八二六	四、六九〇	二、〇一六	一〇、八五七	三、五五九	三八、四八七	一、一二六			
內譯	獨逸	六五五	三、五〇九	六三〇	二、五五八	四九九	四、九二六				
	米國	一一〇	六三五	三一九	二、四四三	七二一	一三、九八五				
	英國	六一	五〇六	七〇四	四、〇八六	一三九八	一四、一六六				
	伊太利			三二三	一、五五七	七三三	六、六六七				
	佛國			四〇	二一三	一〇八	一、九九九				
	朝鮮					四〇	六〇				
外國品間接輸入		三〇〇	一、二八〇	七八三	三、一二二	九六七	二、一五四				
支那品移入						六〇	五三二				
計		一、一二六	五、九七〇	二、七九九	一三、九七九	四、五二六	二七、〇三〇				

其他莫大小製品

外國品直接輸入	日本	三七五、七二打	四〇五、四六一	二八八、八八一打	三一七、五五八	三一八、六一二打	三三三、一五九	三七五、七二打	四〇五、四六一	二八八、八八一打	三一七、五五八
	英國	九七組		一四組		四八組		九七組		一四組	
內譯	獨逸	三七五、七二打	四〇五、〇三一	二八八、八八一打	三一九、一六五	三一八、六一二打	三三八、九八五	三七五、七二打	四〇五、〇三一	二八八、八八一打	三一九、一六五
	米國	九七組		一四組		四八組		九七組		一四組	
	香港										
外國品間接輸入											
支那品移入		三七五、七二打	四〇五、四六一	二八八、八八一打	三一七、五五八	三一八、六一二打	三三三、一五九	三七五、七二打	四〇五、四六一	二八八、八八一打	三一七、五五八
計		九七組		一四組		四八組		九七組		一四組	
外國品直接輸入	日本	八二六	四、六九〇	二、〇一六	一〇、八五七	三、五五九	三八、四八七	一、一二六			
內譯	獨逸	六五五	三、五〇九	六三〇	二、五五八	四九九	四、九二六				
	米國	一一〇	六三五	三一九	二、四四三	七二一	一三、九八五				
	英國	六一	五〇六	七〇四	四、〇八六	一三九八	一四、一六六				
	伊太利			三二三	一、五五七	七三三	六、六六七				
	佛國			四〇	二一三	一〇八	一、九九九				
	朝鮮					四〇	六〇				
外國品間接輸入		三〇〇	一、二八〇	七八三	三、一二二	九六七	二、一五四				
支那品移入						六〇	五三二				
計		一、一二六	五、九七〇	二、七九九	一三、九七九	四、五二六	二七、〇三〇				

第二章　需給並取引

需給の概況　需給の狀況を品種別に觀るに

生地　當地で需要せらるゝものは殆ど本邦品で、上海品は夏物に對して若干の需要あるも、冬物は本邦品に比し割高なるため引合はない。外國製品は從來相當の賣行ありしも、最近は著しく減少するに至つたが、これ近來上海經由の外國品中には往々マークは外國品であるが、其の中味は本邦品を混入せることありて、當地の問屋筋を瞞着することあるを以て外國品の取引を危險視するに至りたることが取引減退の主因こされてゐる。

本邦品中由良、小谷の兩製品が標準物こして最も需要多く、其の代表的牌子は由良の正六號、三〇號、小谷の副六號、飛人印二〇號、八號等である。此外福井、安田等の製品も輸入せられるが、安物こして取扱はれ賣行は前二者に及ばない

支那人の生地に對する嗜好は色の配合如何に在りて、男物は白色、女物は桃色を原則こし、男物鼠色は最近奥地消費者の不評を買ひ、需要減少するに至つた。

今最近の生地卸賣相場を掲げば次の如くである。

二〇號	一碼
三〇號	〃
正六號	〃
副六號	〃
八號	〃

〇・六〇元
〇・八〇
一・一〇
一・〇五
一・二〇

靴下　莫大小製品中最も需要多く、需要總量の約六割を占めてゐる。當地で需要せらるゝ靴下は殆ど上海品及び天津品で就中上海品の賣行最も良く、殊に振豐物、振昌物、美球物、B字物は比較的上物こして中流階級に需要多く値段も一打三弗乃至六弗五十仙見當の比較的高級品が歡迎されてゐる。天津品は三吉、廣益公の兩製品が比較的賣行良好なるも、品質不良にして値段も一打二弗四十仙以上四弗八十仙止まりで、下層階級に需要が多い。本邦品は最近全く其の跡を絶ち、外國品は米國品花旗印が多少賣買されてゐるが、一ヶ年百打程度の需要に過ぎずこれ亦問題こするに足らない。靴下は今や支那品に獨占せられ、玆許外國品進出の餘地は絶望の狀態である。

今最近の靴下卸賣相場を掲げば次の如くである。

海外市場に於ける本邦品

上海品	一打	三・〇〇元
	一打	四・〇〇
	一打	五・〇〇
	一打	六・五〇
天津品	一打	二・四〇元
	一打	三・〇〇
	一打	三・六〇
	一打	四・二〇
	一打	四・八〇

肌着　莫大小肌着として當地で需要せらるゝものは主として冬物シャツ及ズボン下で、夏物は氣候の關係上成可く薄物を歡迎するため莫大小の需要は尠ない。

冬物肌着は衛生衣（ウエイシヨイ）と稱せられ、莫大小肌着中最も需要多きも、最近毛絲物、又は毛綿交織物が比較的安價に提供せらるゝため、綿製品の賣行に打擊を與へつゝある模樣である。

而して肌着の賣行は安物支那品に押され氣味で、本邦品の需要減退の傾がある。當地に於て最も需要多きは上海品（美球、振昌、振豐等の製品）で、一打十八元（シャツ、ズボン下一對）見當のものが標準物として賣行多く、本邦品は由良製品、小谷製品が比較的賣行良好である。

夏物シャツは前述の如く氣候の關係上縮シャツの如き肌の見ゆる薄物を歡迎し、莫大小製品の需要少く、夏物下着も莫大小猿股の如きは安物の綿布製に其の販路を奪はれ、賣行は香しくない。夏物シャツは上海三友社製品最も需要多く、同社は當地に支店を有して直接賣込みつゝある。

今最近の卸賣相場を掲げば次の如くである。

冬物肌着

上海品	美球	一打	一八・〇〇元
	振豐	〃	一六―一七
	振昌	〃	一八―二〇
B	字	〃	一六・五〇―一八・〇〇

日本品	正六號	一打	二一・〇〇元
	三〇號灰	〃	一九・〇〇
	副六號	〃	一九・五〇
	塔印	〃	一八・〇〇
	風車	〃	一六・五〇―一八・五〇
米國品…花旗印		〃	二三―二四・五〇

夏物シャツ

上海品	五五〇號	一打	四・〇〇元
	五五五號	〃	四・二〇
	五六〇號	〃	七・〇〇
	一〇〇號	〃	六・八〇
	三三四號	〃	六・五〇

手袋　當地で需要せらるゝものは内地に於て軍手と稱せらるゝ極安品で、軍隊、警察方面及び職工の作業用として販路極めて廣汎である。一般支那人の用ふる手袋は莫大小製のものは皆無で、主として毛皮製手袋を需要する傾向がある。之は嚴寒の候に在りては莫大小製の手袋では不充分にして、且つ當地は毛皮の産出豐富で價格が比較的低廉なためである。今最近の手袋卸賣相場を掲げば次の如くである。

普通品	一打	元 一・四五 / 一・六〇
釦付	一打	二・一〇 / 二・〇〇

取引の經路　本邦品は一般の雜貨と同樣總て東洋莊の直接買付けに係り、當地邦人輸入商の介在する取引は絕無である。

外國品は當地外人洋行より買付けるものと、上海より移入するものとの二種あるも、生地は殆ど當地洋行より、靴下、肌着等は上海より移入されるものが多い。

上海品は殆ど上海製造元より買付けるが、三友社は當地に支店を有し、當地の問屋と直接取引をなす。當地に輸移入せらるゝ莫大小製品は少數の地場消費を除き他は總て田舍の需要であるが、其の範圍は頗る廣汎に亘り、近くは北京、保定、唐山方面より山西省一帶、京綏沿線、河南省にも及び、該地客帮は需要期（冬物は七、八月頃、夏物は十二、一、二月頃）に來津して、當地東洋莊と一ヶ年の契約を結ぶのである。

代金の決濟　當地東洋莊對內地輸出商間の決濟は月末勘定で、大阪出張所に於て支拂ふことになつてゐるが、種々の關係により右の規定を嚴守するものなきは云ふ迄もなく、三大決濟期（端午、仲秋、舊正）迄持越すものが多い。

東洋莊對奧地客帮の決濟は生地に於ては現金取引を實行しつゝあるも、製品に在りては月二回（大小月底）拂を原則となす。然し最近は不景氣による奧地客の財的逼迫の爲め全額を支拂ふものなく、二回乃至三回に分割支拂をなしつゝある。

第三節　本邦品及本邦當業者の缺點

生地に對する缺點は特に取立てゝ云ふべきものなく、要するに前述支那人の嗜好に適合する樣に色物の選擇に留意することが肝要である。

冬物肌着に對しては體裁上改良を要する點が二、三ある。卽ち男物に在りては袖の短き點が缺點で、支那服の袖丈と同一なるを要し、女物に在りてはレースの模樣が貧弱で、上海品に比し見劣る。此點に改良を要すべきである。尙取引上の缺點としては特に擧ぐべきものはない。

第四節　本邦品の將來

莫大小製品中肌着の如きは其の加工技術極めて安易でミシン機械一臺あれば事足りるを以て、將來本邦品が此種製品に發展を求めんとするは不可能なることで、又靴下の如きは既に支那製品が本邦品と遜色なき程度迄向上せるを以て將來支那品と對抗し得べくもなく、從つて本邦品の進路は唯生地のみである。現在に於ては本邦製生地は前揭統計表中にも明らかなる如く全然獨占的地位を占めてゐるが、將來も引續きこの趨勢を持續し得るや否やは疑問で、愼重に研究を要すべき問題であらう。歐米諸國に於ては莫大小製品に對する需要は既に綿製品を去り、毛綿交織品乃至は純毛品に向ひつゝあるを以て、將來特に支那向として綿莫大小の積極的進出を見ることなかるべく、要は支那國內工

業の加速度的發展に由る支那品の進出如何にある。當地に於ては生地は未だ製造されてゐないが、上海に於ては既に數年前より生地を製造し、生産量の增加と共に同地の需要のみを以て滿足せず、之が捌口を天津に求め來り、此等上海製莫大小生地の當地移入額は年々增加しつゝある。

而も支那綿絲紡績業の發展と共に原料を此等の地場紡績工場より供給を仰ぎ得る便あるのみならず、賃銀は低廉なるを以て將來益々發展の可能性を有するものと云はねばならぬ。從つて今後本邦品が從來の地位を確保するには上海品を目標として常に品質の改良、又は嗜好の迎合に細心の注意を拂ひ、本邦品の發展策に絶大の努力をなさねばならない。

第五節　天津に於ける莫大小工業

一概に莫大小業と稱するも、生地を輸入して單に加工をなす所謂加工業と、原絲より直接編織する純然たる製造業をも包含するものであるが、前者卽ち加工業は純然たる家庭工業で、肌着等をミシンで縫合す程度のものにして職工の如きも最大五名見當で主人自ら工作に從事するものが多い。

以下純然たる製造業につき詳述しやう。

工場數　當地の莫大小製造業は殆ど莫大小靴下製造業であるが、民國元年英國商捷足洋行が英國より莫大小機械を輸入して華商に賣りつけ、同時に靴下の製造技術を傳授せるを嚆矢とす。其の後年々斯業の發展を促し、一九二三年頃は約四十軒の大小工場の蜂起を見るに至つたが、其の後財界不況の影響を受けて漸次衰退の機運に向ひつゝある。今天津に於ける莫大小業の盛衰の一端を窺はんがために創業以來の工場數並に職工數を示せば次の如くである。

年別	工場數	職工數	年別	工場數	職工數
一九一二年	二	六〇	一九二一年	二五	四五二
一九一三年	四	一二六	一九二二年	三一	四九七
一九一四年	五	一三三	一九二三年	三九	六四七
一九一五年	六	一四〇	一九二四年	五〇	七六七
一九一六年	七	一七〇	一九二五年	六四	九一〇
一九一七年	九	二〇〇	一九二六年	七八	一、〇四五
一九一八年	一二	二四八	一九二七年	九五	一、一七九
一九一九年	一九	三八三	一九二八年	一二〇	一、四一〇
一九二〇年	二〇	三九七	一九二九年	一五四	一、六一〇

右に據れば一九二四年來工場數は著しく激增してゐるが、之は同年末不景氣のため工場の閉鎖せるもの續出し、此等失業職工が從來の體驗を以て新に家內工業式の極小規模の工場を濫造せるに由るもので、工場數に於て增加せるも、實質は遙に低下し、一九二三年頃を境として斯業は次第に衰微の兆候を現はしてゐる。

資本金　當地の莫大小工場は資本家の資力薄弱で、工場主自ら機械を購入するもの少く、機械を賃借するもの多きを以て、此種の企業としては比較的資本少額で、四、五百元のもの最も多く、中には百元以下のものも少くない。今當地に於ける莫大小工場の資本金別工場數を示せば次の如くである。

資本金	工場數	資本金	工場數
百元以下	二二	千元以下	二〇
二百元以下	二一	二千元以下	一三
三百元以下	二二	五千元以下	八
四百元以下	六	一萬元以下	三
五百元以下	一三	一萬元以上	三

原料及機械　莫大小製造に要する主要原料は綿絲、毛絲、人造絹絲、染料等であるが、其の内最も多く消費せらるゝものは綿絲である。今天津に於ける全工場一ヶ年の原料使用數量並に其の價額を示せば次の如くである。

原料別	數量	價額
綿絲	七一、六二九小包	五一七、〇六八元
毛絲	一八八、三〇〇封度	三八六、七四六〃
人造絹絲	一四、三四〇〃	二七、八五七〃
染料	—	三二、〇〇三〃

綿絲は殆ど天津紡績工場より供給を仰いでゐるが、一部細番手物は上海品及び本邦品を使用し、最近の買付價格は十番手一小包（十封度入）五・五元、二十番手六・四元、三十二番手九・五元、四十二番手十元、六十番手十六元である。毛絲は英國品及び日本品を使用し、買付價格は一封度二元二、三十仙である。

人造絹絲は莫大小製造用としては餘り使用されないが、一部高級品中には人造絹絲を用ふることがある。主として伊太利品で一封度一・五元見當で買付けてゐる。染料は最近金高と關稅引上との爲め買付價格高み、工場自ら染色をなすもの少く、多くは專門の染色業者に委託してゐる。機械は創業當初は英國品を專用し、其の後は本邦品をも併用するに至つたが、其の後數年を出ずして自給自足をなすに至り、現在に於ては十に餘る此種莫大小機械製造工場の簇出を見るに至つた。今其の主なるものを示せば次の如くである。

	資本金
志達廠	五、〇〇〇元
老生記	三、〇〇〇〃
鴻泰分廠	二、〇〇〇〃
春棠德	二、〇〇〇〃
南洋分廠	一、二〇〇〃

製品及販路　產額最も多きは靴下で一ヶ年四十萬打以上を產し、右の外シャツ、ズボン下、襟卷、ジャケツ、帽體、手袋等も若干製造せられてゐるが、未だ技術幼稚にして製品の賣行不良である。最近一ヶ年の生產高を示せば次の如くである。

綿製靴下	三二五、八〇六打	毛製靴下	一一四、六四〇打
人絹製靴下	一三、七四〇	手袋	一七、七八〇
帽體	五、〇四〇	襟巻	四、一三七
ジヤケツ	六、〇六〇	シヤツ	一、三六〇
ズボン下	二、三三〇		

天津製各種莫大小製品の販路は單に地場の消費に止まらず、外省向卽ち東三省、山東、綏遠、山西、陝西、甘肅、河南等の各省に移出せられ、此等奥地客との取引方法は大體左の三種である。

(一)は奥地客自ら當地に出張して買付をなすもので、此種の取引方法に於ては買主が客棧に投宿し、商談は仲買人の手を經て行ひ、製造業者は直接商談に干與せず。因に仲買人の報酬は三分である。

(二)は製造業者が積極的に奥地に販賣所を設けて、直接同地の商人を相手とする取引で、大工場に於ては殆ど此種の方法によれるもの、如く、主なる販賣所は北平、濟南、奉天、長春、哈爾賓にある。

(三)は天津市内に營業部を設け販賣事務を工場より分離し、對奥地間の取引は總て營業部を通じて行ふものである。(昭和六年二月天津大阪貿易調査所報告)

今天津に於ける主なる工場を示せば次の如くである。

廠名	所在地	製品
三吉工廠	天津南門外	靴下、肌衣、手袋
廣益公	〃侯家后	〃

郭有恒	〃北馬路北海機	靴下專門(墨菊印)
裕生工廠	〃侯家口	靴下專門(菊花印)
義生工廠	〃〃	〃
寶記工廠	〃西門內	肌着類
勝記工廠	〃北馬路	〃
聚增工廠	〃〃	〃
文記工廠	〃特別第二區	〃

五 上海

第一節 本邦品と外國品との競爭

當市場に於ける本邦製莫大小の輸入は歐洲大戰の勃發を機とし、歐米品の輸入減退に乘じて急激な發展を遂げた。爾來大正八、九年頃迄は生地を初め、各種の製品が盛に輸入せられ、全く當市場に於て壓倒的地位を保持したのである。從つて英、獨、米等の諸國は綿莫大小普通品に於ては到底本邦品と競爭し難きを以て、其の頃より既に毛、人絹、或は交織物などの高級品に轉向しつゝあつた。他方大戰中より勃興の機運にあつた當地の莫大小製造業は大正八九年頃より漸く隆盛に向ひ、綿莫大小生地の製造盛となり、各種製品の生産も亦頓に旺盛となつた。殊に靴下の如きは輸入品を驅逐して每年勘なからざる海外輸出を見るに至つた。

斯くて本邦品當面の競爭者は高級なる歐米品よりも、寧ろ廉價なる支那製品であるが、最近漸次需要を増加しつゝある毛莫大小或は交織物等では尙當地製品の見るべきものなく、本邦品は直接英、米、獨品と競爭關係に立つわけであるが、此領域では本邦當業者は今一段の研究と努力とが必要である。今最近三年間の上海莫大小類輸入額を示せば次の如くである。(因に當地の莫大小輸入統計は大體左記の五項目に分れてゐるが、毛、人絹、交織物等の莫大小製品で、この類別中に含まれてないものが若干ある樣である)

上海莫大小類輸入額

生地 (起毛せるもの及起毛せざるもの)

輸出國別	一九二七年 担	一九二七年 海關兩	一九二八年 担	一九二八年 海關兩	一九二九年 担	一九二九年 海關兩
獨逸	—	—	—	—	九	三、八六九
日本	六一	四、四〇七	一六九	一三、八三三	四九三	三八、八二〇
計	六一	四、四〇七	一六九	一三、八三三	五〇二	四二、六八九

肌衣類 (起毛せるもの)

輸出國別	一九二七年 担	一九二七年 海關兩	一九二八年 担	一九二八年 海關兩	一九二九年 担	一九二九年 海關兩
英國	—	—	—	—	三	五四三
獨逸	—	—	—	—	三	一、二四〇
日本	一、三七〇	一二、九七九	一、七四二	一六二、四三六	二、三二三	二三七、四二〇
加奈陀	五	六七一	四	五六〇	一四	二、八六五
米國	六	一、三五一	一〇六	一六、七八八	一〇三	一七、一二九
計	一、三八一	一五、〇〇一	一、八五二	一七九、七八四	二、四四六	二四九、一九七

シャツ及ズボン下 (起毛せざるもの)

輸出國別	一九二七年 担	一九二七年 海關兩	一九二八年 担	一九二八年 海關兩	一九二九年 担	一九二九年 海關兩
香港	四九一	三、一四六	二、三九四	一七、二六二	四、七九九	二一、一一七
蘭領印度	—	—	三〇	八四	一〇五	二九五
英領印度	—	—	—	—	三	一五
英國	三、二四〇	四三、〇一六	三、三八五	四一、一一〇	三、九一五	四四、九三五
獨逸	一、九〇一	二三、八五二	二、二四三	二四、一六六	五、〇六四	五四、四〇七
佛蘭西	一、一〇七	一八、七八五	二三〇	四、二二八	一、一九一	二〇、四〇三
日本	七〇、〇三一	一五五、五九一	一五四、四二八	三四八、六四一	一〇七、三二二	二四五、四〇九
加奈陀	五	二五	八七	七〇三	二四一	一、五一八
米國	一九二	一、四四八	—	—	三五九	三、一三四
計	七六、八七七	二四四、八六三	一六二、七九七	四三六、一九四	一二三、九七九	三九一、二三三

靴下（兩面起毛せざるもの）

香港	二五四	二五、三七四	一八五	二〇、一四九	三五	四、四六〇
新嘉坡海峽殖民地等	八	一、一一四	—	—	一	六八
蘭領印度	二	五一〇	—	—	—	—
英國	—	—	二	五一一	一	一〇八
獨逸	—	—	八	一、二八二	二	七六五
伊太利	一	二八六	三	七二二	二	六三五
日本	九	一、七三五	一九	四、六九二	五	八四一
米國	二	五五〇	六	一、八三三	七	二、一五八
計	二七六	二九、五六九	二二三	二九、一八八	五三	九、〇五三

其他の莫大小製品

香港	二九七	一、〇五〇	八七	五五三	一、二六六	七、八六六
新嘉坡海峽殖民地	—	—	二六	一九一	六九	九三〇
蘭領印度	三七	一八五	—	—	—	—
英領印度	二〇〇	三、八三五	一八七	二、九八〇	二五〇	三、七三五
トルコ、ペルシヤ、エヂプト、アルゼリヤ等	三九	四三〇	—	—	—	—

英國	五、七〇七	五〇、七〇六	一三、一二五	一〇三、〇五八	一八、八〇三	一七七、三六九
丁抹	—	—	—	—	一一	一〇一
獨逸	八八〇	二、七八二	八五九	六、二三四	一、一五〇	一一、六八五
白耳義	—	—	—	—	四	二五
佛蘭西	二七	五一四	四五五	三、二二三	三〇七	三、八四一
瑞西	—	—	七二	四三二	一五一	一、〇五〇
伊太利	五二	三三八	七五三	三、〇三二	五〇四	二、五〇一
朝鮮	—	—	六	四三	—	—
日本	二、八〇五	一二、〇五八	五、三六七	二〇、〇五九	八、四二八	三〇、一八九
比律賓	—	—	一四	九九	五八五	二、五一四
加奈陀	三八	四四五	六一二	四、九三六	一、六〇四	一〇、五五六
米國	三、二五四	二三、二四六	一六、六四一	一二二、三七五	二三、七六〇	一九七、四四二
濠洲新西蘭等	—	—	—	—	一	八
計	一三、三一八	九五、五八九	三八、二〇四	二六七、二一五	五六、八四八	四四九、八一二

右の中生地、肌衣、シヤツ、ズボン下、靴下は綿莫大小に屬し、需要の大部分を占めてゐるが、本邦品の地位が斷然壓倒的なるを觀取することが出來る。之に反し其他の莫大小製品に於ては本邦品は英米品に壓倒されて振はない。之

は毛、人絹等の高級品に屬するものが多いからであらう。

第二節　本邦品の需給

當市場に於て需要される莫大小は其の範圍甚だ廣汎に亘り、原料より觀れば綿、人絹、毛、或は交織等あり、品種より觀れば肌衣、シャツ、ズボン下、手袋、頸卷、靴下等がある。其の中需要最も大なるものは言ふ迄もなく價格低廉にして一般向なる綿莫大小製品で、輸入本邦品の大部分は之に屬してゐる。但し毛物、人絹物或は交織物も最近需要を增加しつゝあり、殊に上海の如く都會地の上流階級向は此高級品の需要が多い。

(一)　綿　莫　大　小

莫綿大小は前述の如く莫大小製品の一般向なるもので、輸入品中見るべきものは本邦品のみにして、歐米品は既に大戰當時より本邦品に壓倒せられ、現在は極めて特殊品に屬するものが少量在留外人向に輸入されてゐる程度に過ぎない。之に反し當地工場製品は最近急激なる發展を遂け、日貨排斥の頻發と、國貨提唱熱を巧みに利用して、下級品方面に於ては本邦品を壓迫しつゝある。然しこの尨大なる市場の需要は尙々本邦品發展の餘地を存するもので、殊に柄物の如く比較的高級なる技術を要するものは今尙本邦品が好評を博してゐる。

生地　大正七、八年頃迄は本邦製綿莫大小生地が相當輸入せられ、就中日本メリヤス及び大德製のものが多かつたが當地の生地製造業は原料及び綿絲の自給と相俟つて爾來急速に發展し、生地の輸入は激減した。現在本邦より少量輸

さるゝものはたゞ相場關係で日本の値段が割安となつた場合などに例外的に輸入されるに止まる。

製品　種類は夏物、冬物を通じて甚だ多いが、需要の大なるものは肌衣、シャツ、ズボン下、手袋、靴下、頸卷等であるが、此等の安物は當地に於て盛に製造されてゐる。殊に靴下の如きは當地より毎年南洋方面へ多量に輸出されてゐる位であるから、輸入綿製靴下の發展する餘地は全然無い樣である。

右各種綿莫大小製品の輸入本邦品中當地方面で最もよく知られてゐるものは大阪由良商會のもので、商標は塔臺牌と稱し、老牌子として定評がある。

(二)　毛　莫　大　小

綿莫大小に比して價格高く、それ丈け一般向ではないが、支那人は元來傳統的に冬の衣料として毛を愛好する傾があるから、生活程度の漸次向上し來ると共に、此種莫大小の需要も近來著しく增加の傾向を示してゐる。而して當地に於ては尙毛莫大小製造或は加工の見るべきものなく、此等の供給は主として輸入品に俟つ狀態である。

生地　毛メリヤス生地は每年相當の輸入あるが、之は當地で加工するよりも其の儘冬衣服の裏地、或は外套裏として使用されることが多い。主として英米方面より輸入せられ、我國よりは日本毛織製なぞが若干輸入されてゐる。

製品　種類としては冬物のシャツ、スウエーター等が多く、手袋、靴下、頸卷等之に次ぐ。

ジャケツ類は最近上海市、其他都會地方面に實行增加しつゝあり、一般に色合の派手にして嶄新な柄物が喜ばれる樣である。此種製品に於て從來より名聲を有せるものに英國品、特にモーレー及ヂエカー商會の製品がある。右の外

米國品も最近の發展目覺ましく、英國品と並びて賣行良好である。之に次ぐものは本邦品及び獨逸品で、本邦品は他の歐米品に比すれば比較的値段安き中流向のものが多い。

（三）其　他

以上の綿莫大小、毛莫大小の外毛綿或は人絹綿などの交織物がある。前者は冬物として、後者は夏物として何れも相當の需要がある。製品の種類としては前者同樣シャツ、ズボン下、靴下、手袋、頸卷等であるが、本邦品も相當輸入されてゐる。毛莫大小に比して割安であるから、將來此種莫大小の需要は益々增加すべきものと思はれる。

第三節　本邦品及本邦當業者の缺點

品質上の缺點　本邦品は他の歐米品に比して廉價で、一般向のものが多く、從つて其の品質が英米品等に劣ることは或程度迄止むを得ないことである。支那市場に於ける一般需要の標準がこの程度のものを要求してゐる以上、寧ろそれは當然のことゝ云へる。但し同業者間の無益な競爭で値段をのみ安くせんとする結果、品質を不當に低下するものが往々見受けられるが、之は最も注意すべきことで、永く本邦品の販路を維持する所以でない。

取引上の缺點　賣込方法に就ては他の雜貨と同樣所謂川口取引卽ち川口の華商を通じるものが大部分を占めてゐる。輸出業者は夏冬各時期向の見本を携へ來り、當地東洋莊或は百貨店等を訪問して假契約を結び、歸店の後此等假契約者の川口に於ける支店若くは代理店とも稱すべき特別關係ある華商に契約品の受渡及び代金の決濟を爲すのである。

當地東洋莊が追註文をなす場合には自己と關係ある川口華商に之を通知し、其の手を經て買付ける。又當地百貨店にして大阪、神戸等に出張所を設けて直接買付けるものもあり、更に當地に於ける邦商にして日本の莫大小工場と特殊關係あるものが、其の製品を直接輸入して販賣せるものもある。但し之は毛莫大小のみで、其の數量は餘り多くない樣である。

右の如き賣込方法其のものには特に批難すべき點はない。屢々見本を携へて來るものであるから、親しく市場の情勢、流行、嗜好の趨勢、取引先の信用狀態等を觀察する機會あり、又新規の見本を提示して新販路の開拓を圖ることも出來る。然したゞ注意すべきことは現在同業者の競爭甚だしく、其の間適當なる統制を缺く結果、華商に乘ぜられ、或は採算外れの契約をなして品質を低下し、或は利益を華商に奪はれて共倒れに終る危險が存在するのである。この點は現在本邦品取引の全般にわたつて最も痛感さるゝ缺點で、宜しく各同業者間の適當なる協定によつて根本的に矯正する必要がある。

荷造其の他輸送方法に就ては漸次改善され來つたことゝて、現在格別批難を聞かない。たゞ取引條件の一となつてゐる積出の時期を遲延しない樣絶對に嚴守することが必要である。莫大小製品の如きは夫々種類によつて賣行の時期が限定されてゐるものであるから、積出の遲延によつて該商品が時期外れとなることは買手にとつて非常な損失となるからである。

大阪方面の輸出商對川口華商間の代金支拂は荷物受渡が月半前なれば十五日に、月半後なれば月末に、六十日後拂

の約束手形を振出すのである。當地東洋莊との契約も、前述の通り川口華商を通じて受渡及び代金の支拂をなすものである。當地邦商と對華商顧客間の代金決濟は、原則として現銀拂（十日附莊票收受）であるが、少數の關係密接なる顧客には貸賣も行つてゐる。

右の中後者は別に問題はないが、前者卽ち川口の決濟が六十日後拂の約束手形によつてゐることは永年の商習慣とは云へ、其の間の金融上の危險を輸出業者が負擔するもので、決して萬全の制度とは云はれない。之を現銀制とすることは理想的ではあるが、多年の慣習を急激に變革することは不可能であるから、この長期の時日を除々に短縮して、漸次現銀制度に近づくことが必要であらう。

第四節　本邦品の改善策

前項によつて缺點の個々につき改善すべき要點は自ら明らかであるが、最も根本的にして效果的なる改善方法は、各輸出商が個別的に行動するよりも同業者間の緊密なる協調の力に依ることである。卽ち同業組合の手によつて嚴重なる輸出檢査を行ひ、粗製品の輸出を妨止すると共に、他方組合の權威を背景として或程度迄の價格協定を行ひ、現在本邦當業者の通弊たる愚劣な競爭を抑止し、本邦當業者の地位と、品質の聲價を維持向上しなければならない。之と同時に組合の鞏固な團結の力を以て、對華商取引條件の改善を促進すべきである。尤も以上の如き方法の實現には同業者間の結合と統制を完全に組合の上に集中し、組合の權威を高めて初めて爲し得るものではあるが。

第五節　需要者の嗜好其他に就て特に本邦當業者の留意すべき點

莫大小製品の如きは其の流行が世界的のもので、當地市場と雖其の例外をなすものではない。特に毛莫大小製品の如きは最も鋭敏に歐米方面の流行を反映するものである。然し一般綿莫大小製品中シャツ、ズボン下類に就ては洋式の型と支那式の型との兩種あり、且つ生地には一般に太絲が多く使用される樣である。

第六節　本邦品の將來

當市場に於ける本邦品の地位は前述せる所によつて明らかなるが如く、一般向綿莫大小製品に於ては既に歐米品を壓倒し、輸入品中獨占的地位を確保してゐるが、近來當地莫大小製造業の發達顯著なるものあり、本邦品に對し一大脅威を與へるに至つた。然し現在當地の斯業は尙發展の初期に屬し、工程の簡單にして小資本を以てなし得る靴下の製造が最も旺盛なる時代で、肌衣、シャツ、ズボン下類の生産は比較的少なく、技術の點に於ても本邦品に劣り、下級品を主とする。而も此種綿莫大小製品の需要は今後益々增大すべきものであるから、本邦品の將來は決して悲觀するに及ばず、尙發展の餘地あるものと思はれる。たゞ支那製品との對抗上漸次高級品に轉換する必要あることは勿論で、例へば無地物より柄物へ、綿物より交織或は毛莫大小へと漸次供給品の標準を高めて行くことである。

毛莫大小では本邦品は尙振はず、英米品等に壓倒されてゐる狀態であるが、地理的に有利な關係もあり、當業者の

研究と努力次第で充分發展の見込あり、殊に最近此種莫大小の需要は顯著なる增加を示しつゝあり。而も當地に尙斯業の見るべきものなき狀態であるから、本品の將來は甚だ有望であらう。

其他毛絹、或は人絹、綿の交織物も將來有望であつて、本邦品が今後發展すべき好分野である。因に此種のものは比較的値段も安く、中流階級向には好適と思はれるからである。

第七節　上海に於ける莫大小工業

莫大小工業は其の工程比較的簡單にして、且つ小資本にても經營し得るが故に、支那に於ても歐洲大戰前後より香港及び上海に勃興し、需要の增加と紡績業の發達に促されて、大正七、八年頃より其の發展の趨勢が特に顯著となつた。特に上海は支那に於ける紡績業の中心にして、原料たる綿絲も容易に入手し得られ、勞賃も安く且つ其他各種の條件に惠まれて忽ち斯業の發祥地たる香港を凌駕し、支那に於ける莫大小工業の重要なる中心地となつた。現在全支那を通じ莫大小工場は自働式機械及び手働式機械の工場を合すれば頗る多數に上るが、其の中上海は全體の約四割を占めて壓倒的地位を保持し、香港が之に次いで二割五分、廣東が一割、其の他が二割五分見當と云はれてゐる。

現在上海に於て製造される莫大小は主として綿莫大小に屬するが、其の種類は生地を初め、靴下、肌衣、シャツ、ズボン下、頸卷、手袋等の各種類に渉り、殊に靴下の如きは其の生產額莫大に上り、輸入品を全く驅逐して每年多額の輸移出をなす狀態である。試みに最近三ヶ年間の當地支那製靴下の輸移出高を示せば次の如くである。

上海靴下輸移出高

仕向地別		一九二七年 綿	一九二七年 其他	一九二八年 綿	一九二八年 其他	一九二九年 綿	一九二九年 其他
外國	數量	一七五、四六八 打	五六、四〇四 打	一七三、三六三 打	七二、二一九 打	二三六、三九八 打	八五、五三〇 打
香港	數量	七五、九七二	五、七五三	七九、一八三	一五、〇六九	六四、一一一	一二、〇一三
支那各港	數量	一、七四七、二六二	一六三、五二八	二、一四三、〇九〇	一九四、五五八	二、九四九、五八三	一九二、七五二
再輸移出	數量	三、三二三	二、八八八	一、三〇〇	五、一六四	一、〇五〇	三、〇四一
合計	數量	二、〇〇二、〇二四	三二八、三六三	二、三九六、九三六	二八七、〇一〇	三、二五一、一四三	二九三、三二九
	價額	一、七八三、四九八 海關兩	六六四、五五六 海關兩	二、一九七、七一五 海關兩	七七六、五三〇 海關兩	二、一五〇、六〇九 海關兩	七二〇、三二九 海關兩

右海外輸出の仕向地は主として南洋方面であるが、尙肌衣、シャツ、ズボン下も最近同方面へ相當輸出されてゐる。一般に製品の品質は尙下級品に屬し、主として無地の廉價品であるが、近來技術も進歩し來り、殊に靴下の如きは本邦品、其他品に比して大した遜色を見ないものがある。

當地に於ける主なる莫大小工場を擧ぐれば次の如くである。

康泰絨布廠　華德路七十六號にあり、邦人の經營で大正十二年の創立に係り、資本金五拾萬圓で現在當地に於ける最大の莫大小工場である。同工場内には晒場及び染色場を布設し、主として夏冬の生地を製造する外肌衣、シャツ、ズ

ボン下、手袋等の製造をも行つてゐる。

本工場製品は邦人工場たるの故を以て、從來屢々日貨排斥に際して排日團、國貨維持會等の壓迫を受けたが、かゝる際には專ら生地製造に力を注ぎ、之を支那人工場に販賣する方法を採つてゐる。支那人工場では之に加工し、自國品として賣出すのである。

本工場は規模大にして、大量製産の能力を有し、他の支那人經營工場に比して技術も優秀なれば製品の賣行よく營業成績も良好である。

興祥棉織廠　武宣路五五〇號にあり、初め資本金拾五萬元を以て日支合辨の組織であつたが、其の後邦人側が手を引いたので、全然支那人の經營に歸した。製品の種類は夏冬の生地、肌衣、シャツ、ズボン下、頸卷、靴下、手袋等で、販路は長江流域、四川方面並に滿洲地方に及ぶ。

振豐棉織廠　巨籟達路二一七號にあり、資本金は三十萬元と稱せられ、製品は夏冬の生地、肌衣、頸卷、シャツ、ズボン下、靴下等で、一日の製産能力は各種合はせて約三十五箱と云はれてゐる。

景綸汗衫廠　狹思威路二四四號にあり、當地に於ける莫大小工場中最も古く、光緒二十八年の創立にかゝる。製品は主として夏物肌衣、ズボン下、シャツ、靴下等で、一日の製造能力は各種合はせて四十五箱、販路は支那各地及び南洋方面に及ぶ。

以上は一般莫大小工場の主なものであるが、更に靴下工場として大小合計百軒餘の多數を算する。其の中主なる

ものを擧ぐれば次の如くである。

中華第一針織廠　楊樹浦龍江路にあり、民國六年の創立にかゝる。百八十臺の電働機械を有し、一日短靴下で一千打以上、夜業を行へば二千打の生產能力がある。

足安電機織襪廠　東有恒路にあり、民國六年の創立にかゝる。主として絹靴下を製造してゐる。

華純織造廠間　北中華新路にあり、民國六年の創立にかゝり、資本金四十萬兩と云はれてゐる。百五十臺の電働式織機及び上等絹靴下用フラット一臺を設備し、一日の製造能力は約千打見當である。

福華愼記織造廠　虹口公平路にあり、民國十五年の創立で、資本金六萬兩と云はれ一日の製造能力三百打見當である其他一日の製造能力百打より五十打見當のものが約四十餘工場に達する。

要するに當地の莫大小工場は需要の增加と共に益々發展すべく、更に國貨提唱運動、國民政府當局の關稅、其の他による保護政策は益々其の勢を助長するであらう。本邦當業者は充分當地工業の情勢に注意して、將來の計畫を樹てることが必要である。（昭和五年九月上海大阪貿易調査所報告）

六　漢口

第一節　本邦品と外國品との競爭

當地に輸移入さるゝ莫大小生地は襯衣、其他製品の製造に用ひられるが、本邦よりの輸入（大部分上海を經由す

る）は極めて尠く、多くは上海製品で、歐米製品は皆無の狀態である。今最近五ヶ年間の漢口莫大小生地輸入額を示せば次の如くである。

漢口莫大小生地輸入額

年次	本邦製品	上海經由外國製品	計
大正十四年	一五損	二七五損	二九〇損
昭和元年	四	三四六	三五〇
同二年	四	七六	一七〇
同三年	九四	九	四四
同四年	三五		三

備考　上海經由の外國製品の殆ど全部が本邦製品である。

當地に輸移入さるゝ莫大小製品中には歐米製（人絹製）高級品あるも、其の輸入額は極めて尠く、又人絹製婦人用靴下は上海製品最も多く、本邦及び其他の歐米製品は殆ど問題にならない。

今最近五ヶ年間の漢口莫大小製品輸移入額を示せば次の如くである。

漢口莫大小製品輸移入額

品種別	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年
支那製品 シャツ類	八、六六九打	八、一九七打	二、五〇七打	六、二〇七打	二、〇二七打
支那製品 綿靴下	三九五、一九六	二六五、二四一	一三九、八六二	一三一、九六四	一六六、六四八
外國製品 衣類		八四損	三六〇損	一七五損	三一六損
外國製品 シャツ類	不詳	四八、二八九打	一八、三三七打	一九、二六五打	一一、七二九打
外國製品 靴下		五四損	七一枚	八八九損	二、六四三損

第二節　本邦品の需給

從前漢口輸移入莫大小製品の大部分は本邦品、殊に大阪製品であつたが、數年前より本邦品は價格の點に於て支那品と競爭出來ず、遂に上海、香港及び漢口等の支那品に驅逐せられて市場より影を沒するに至つた。卽ち靴下は今や高級人絹物を除くの他、本邦品は輸入の望なく、手袋、シャツ類も亦本邦品は爲替有利の際稀に輸入されるのみである。唯生地は本邦品尙命脈を保持し、二、三年前迄は三號品最も賣行良好なりしが、最近四號品が之に代つた。

第三節　本邦品の將來

本邦製莫大小製品は支那で製造出來ない高級品の外見込なく、生地は製品に比すれば幾分見込あるも、之とても上

海外市場に於ける本邦品

海製品に壓迫されてゐるから、上海製品以上の高級品でなければ見込薄である。尚漢口地方には莫大小生地の製造工場は全然ないが、手工業的に靴下を製造し、其他加工をなすものは尠くない。

（昭和五年七月大阪市漢口囑託報告）

七　比　律　賓

第一節　本邦品と外國品との競爭

一九二九年本島に於ける莫大小製品輸入總額は五百二十三萬ペソにして、內本邦製品は約三百三十萬ペソで輸入總額の六割餘に當る。本品輸入額の最も多きものは肌着類の三百九十八萬ペソで、この內本邦製品は三百五萬ペソ、肌着類輸入額の七割を占め、獨逸製品の一割一分、米國製品の九分之に次ぐ。米國品は孰れも上物に限られ、本邦品は一般的需要ある並物なるため、自然賣行良好で、殆んど無競爭裡にある。

次に靴下類の輸入額は八十四萬ペソで、其の中米國品は六十三萬ペソ、靴下輸入額の七割二分を占め、支那品は主として下級品なるが、十八萬ペソを計上し、本邦品は遙に少額の三萬六千ペソである。

更に分類なき莫大小製品として二十萬ペソ輸入額あるも、其の內米國品は十七萬ペソ、八割七分を占め、本邦品は僅に一萬五千ペソに過ぎない。

尙この外に莫大小生地の輸入額が二十一萬ペソあり、其の內本邦品は二十萬ペソで、米國品は僅に六千ペソにすぎない。今一九二九年度に於ける輸出國別莫大小製品輸入額を示せば次の如くである。

一九二九年度莫大小製品輸入額

品種別	總額	輸出國別	價額
靴下	八四五、五六四ペソ	日本	三五、七〇一ペソ
		米國	六二五、四三七
		支那	一七九、八五五
肌着	三、九七七、五〇三	日本	三、〇五五、一八八
		米國	三四六、九八九
		獨逸	四五〇、一三七
		他國品	一一四、一二二
分類なきメリヤス製品	二〇〇、六三三	日本	一〇、五六〇
		米國	一七四、九五五
		他國品	一四、一七六
メリヤス生地	二〇九、四八九	日本	二〇三、六四一
		米國	五、八四八

第二節　本邦品の需給

前述の如く本嶋に於ける輸入莫大小製品中、肌着類は本邦品が七割七分の優勢にある。從價二割五分の關稅を支拂ふ本邦品が何故無稅の特典を有する米國品（肌着類輸入額の一割一分）を凌駕するやと謂ふに、温帶圈内にありては肌着類は主として下着用なるため伸縮性の如何は需要上の一要件であるが、熱帶地にして而も文化の程度さまで發展し居らざる當地方に在りては、莫大小肌着は上着代用品として着用せらるゝ場合多く、且つ未だ本嶋人は莫大小製品の良否を鑑別する能力に乏しき關係もあり、伸縮性の如何、換言すれば原絲として高價なる米棉若くは埃及棉を混織せず、印棉原絲を主體とせる本邦製當地向莫大小は生產原價安に惠まれ、二割五分の輸入稅を支拂ふも尙採算引合ひ格安なるため、一般島民の需要を喚起し得るのである。

他方米國製襯衣は高價なる原絲と工賃とにより、主として米國人の體質及び趣味に合致し得るも本嶋向に製造されざるため、上記の如き需要上の差異を來すものである。依つて將來本邦品の强敵として目すべきものに支那品及び獨逸品のあるも、目下の處懸念すべきものがない。靴下類は米國品の獨占市場で之は無稅の特典と米國内に嶄新的に需要せらるゝものが必然本嶋市場流行の魁をなすことゝなり、且つ耐久性並に外觀美の諸點より割合に上物の米國品は他國品を壓倒し、僅に支那品は安物に限り相當根强き地盤を保持してゐるが、靴下輸入額は八十四萬ペソ中の二割一分たる十八萬ペソを占むるに過ぎない。

第三節　本邦品及本邦當業者の缺點

品質上の缺點　品質上の缺點に就ては先づ襯衣にあては本邦品は本嶋民度に適合し、賣行良好で何等特別に改善の要を見ない。殊更に歐米品に遜色なき上物を本嶋向に輸出するも、一部小數の上流社會の需要に應ずるに過ぎずして需要大なる中流及び下級社會の需要に副ふことを得ざるが故、當分當地向輸出品としては寧ろ現在程度のものに主力を注がなければならない。

靴下類は米國品と同樣なる上物を本邦に於ても製造し得るも、關稅賦課の關係上輸入原價高となり、又下級品に屬する支那品類似のものも容易に製造し得るも、支那品に比し本邦品は原價高となるため是亦思はしくない。

取引上の缺點　賣込方法に就て當業者の意嚮としては、輸出手形の買入に當り銀行側より尙一層の寬大なる金融利便を享受したきことで、本島内に於ける商品の賣込に關しては、支那商が本嶋内の各所に散在し、雜貨を取扱ひつゝ商機を完全に把握してゐる關係上、特殊の場合に當り賣行を阻碍せらるゝこと多きに鑑み、將來邦商の本島内主要地に點在するに至らば、本品の賣行も相當圓滑に增進することゝなるであらう。

荷造其他輸送方法に就ては、當業者の意嚮を徵するに、現在の儘にて何等異存なき模樣である。

第四節　本邦品の改善策

本邦品には、（一）日本に於ける莫大小工場と特殊關係を有する在マニラ商より輸入せらるゝもの、（二）小賣業者が直

接又は間接に輸入するもの、(三)阪神地方の輸出業者がマニラに出張員を派して支那商、其他の當業者と直接取引契約をなすもの、(四)在阪神支那商と在マニラ支那商との直接取引によるもの、(五)本支店關係によるもの等ありて、製品の購入先區々なるため仕入値段に差異を生じ易く、從つて製品若くは販賣價格の統制が困難である。他方本嶋内に於ては莫大小製品の取引上標準物又は格付なきため、取引は單に見本又は商標によるものであるから、品番記錄を必要とする。

尚工業組合にて主唱する莫大小品位制限に關しては當地に於ける一部當業者は本島市場に關する限り、一利ありて百害ありとの口吻を漏らしてゐる。

莫大小製品は概して薄利商品なる故、不振の際は動もすれば濫賣に陷り市場を賣崩し易く、特に絲價の暴落による製品價格の低下は市場の崩壊を招致することあるべきに付、此點大いに警戒の要がある。

第五節　需要者の嗜好其他に就て特に本邦當業者の留意すべき點

需要者の嗜好、風俗、習慣、趣味換言すれば仕向地に於ける文化の進歩如何を察知するは販路の伸展上緊要なるが、從來莫大小取扱業者の本島に渡來することは屢々なるが、製造業者の渡航し來ること稀なるは搔靴の感なしとせず、嶄新物を考案し需要に合致せしめんがためには取扱業者のみならず、製造業者も亦市場觀察を必要とするに付、此點に付

いても相當の考慮を拂ふ必要がある。

第六節　本邦品の將來

本島莫大小輸入品中の主要品たる肌着類に於ては、本邦品が斷然他國品をリードしてゐるが、將來の競爭相手國として豫想すべきものは支那若くは獨逸であるから、本邦當業者は宜しく商品其の物の本位と自家の信用保持とに着眼し確實に取引を計ることが肝要である。卽ち製品第一主義をモットーとし、更に同一製品を同一市場に輸出する場合、往々各輸出商が異りたる値段にて賣付けたる輸入商の値段に追從せねばならないので、兩者の仕入値段の差異卽ち高値に買入れたる輸入商側は不測の損失を招き、市場を阻碍するの結果を誘引することゝもなるから、同一市場に送付する製品は成るべく其の賣値を一定することが緊要である。

尚品質の低下若くは不正競爭は却つて將來を行詰らせるものとして大いに之を警戒せば、本島の關する限りに於ては本品の賣行は相當有利に展開し得る餘地あるものと觀察せられる。

第七節　比律賓に於ける莫大小工業

莫大小業は比較的小資本と簡單なる工程による操作とにより製産し得るものなるが、本島の如く何等紡績工場の見るべきものなき地方に在りては、原絲の供給思はしからず、且つ勞働賃金不廉にして能率擧らざるため、斯業の發展は望み難い。當地方に於ける莫大小襯衣製造業を觀るに、生地を輸入し市場の需要狀況に應じて製造してゐる狀態で

あるが、生地の關稅が製品の夫に比し幾分低率なるこ、限られたる資力を以て多種多樣の需要に應し得るの利益を有も、此反面に一種類のものを規格統一し、多量に製造するこ不可能なるのみならず、氣候の關係及び勞働者の能力低下及び工賃の高率、其他生産の裁屑にも尙關稅を負擔せざる可からざる等間接費が意外に高價なるため今後の發展は期待し難く、旁々輸入品に對し脅威を與ふるこ尠しこ思考せられる。（昭和五年十一月在麻尼拉越田總領事報告）

七爪哇

第一節　本邦品と外國品との爭

當地に於ける莫大小製品輸入額は年々四百萬盾以上に達し、殊に一九二九年には五百四十四萬四千盾で、前年に比し約百二十五萬盾の激增を示してゐる。次に之を輸出國別に觀るに本邦品は常に第一位を占め、一九二九年には三百八十萬八千盾で、總輸入額の約七割に當り、獨逸品の五十五萬一千盾、支那品の三十九萬七千盾之に次ぎ、其他の諸國は殆ご問題にならない。更に之を品種別に觀るに、輸入額の大部分を占むるものは綿製襯衣で、一九二九年には七割七分に當り、靴下の一割三分之に次ぐ。今最近四ヶ年間の輸出國別並に品種別莫大小製品輸入額を示せば次の如くである。

襯衣（綿製）

輸出國別	一九二九年	一九二八年	一九二七年	一九二六年
日本	三、五五七、三三四 盾	二、〇七二、一一九 盾	二、四九八、三三六 盾	二、一七二、五七四 盾
獨逸	二七六、九四五	三三八、六八一	三四二、三九五	五六五、五一八
支那	一二七、三一二	一一三、一九二	六八、七七六	五〇、九一七
和蘭	五三、二六〇	一一四、七三一	一二六、二九五	二六七、五五六
其他	八一、六四一	五三、八九一	五六、〇〇八	七九、九五一
計	四、〇九六、四九二	二、六九二、六一四	三、〇九一、八一〇	三、一三六、五一六

襯衣（其他）

	一九二九年	一九二八年	一九二七年	一九二六年
日本	一一、三三七	一〇、五九七	一〇、六六七	一一、五一七
獨逸	五、三一八	二一、三七五	一七、一二五	一一、九〇五
支那	—	—	—	—
和蘭	五、六四一	四一、八二八	二八、〇四五	三八、五五二
其他	一九、四九〇	四八、九二一	三三、四八八	二四、四九六
計	四一、七八六	一二二、七二一	八九、三二五	八六、四七〇

	靴下（綿製）			
日本	一九五、一六四	一二〇、一〇二	六九、三六二	六三、八六三
獨逸	一五五、二四五	一五五、三四六	一一二、七八八	一六七、五二一
支那	一六五、三六六	二一八、六八一	二〇五、四五二	一五六、三二八
和蘭	七三、四一〇	一二四、九八七	八四、一二六	一八三、二三六
其他	一三七、一四三	一五二、七六八	一四五、七九四	二四五、三九六
計	七二六、三二八	七七一、八八四	六一七、五二二	八一六、三四四

	靴下（其他）			
日本	四四、二〇二	三六、一三七	一六、六七四	五二、七六五
獨逸	一一四、二五三	一三五、〇九一	六六、七〇四	六〇、〇五三
支那	一〇五、〇一四	一五〇、五九三	九六、五八一	一一三、一一一
和蘭	六八、四二〇	一一七、八四七	五五、五四三	五五、七四五
其他	二四八、二三七	一七〇、四五一	一五四、三七四	一六〇、六七七
計	五八〇、一二六	六一〇、一一九	三八九、八七六	四四二、三五一

日本	三、八〇八、〇三七	二、二三八、九五五	二、五九九、〇三九	二、三〇〇、七一九
獨逸	五五一、七六一	六五〇、四九三	五三九、〇一二	八〇四、九九七
支那	三九七、六九二	四八二、四六六	三七〇、八〇九	三二〇、三五六
和蘭	二〇〇、七三一	三九九、三九三	二九四、〇〇九	五四五、〇八九
其他	四八六、五二一	四二六、〇三一	三八九、六六四	五一〇、五二〇
計	五、四四四、七三二	四、一九七、三三八	四、一八八、五三三	四、四八一、六八一

次に品種別に本邦品の地位を觀るに、綿製襯衣は常に外國品を壓倒し、一九二九年には三百五十五萬七千盾で、該品輸入額の八割六分を占めてゐるが、反之綿製靴下は餘り振はず、支那、獨逸等の製品に押され勝ちで、一九二九年には急增して十九萬五千盾（該品輸入額の二割二分）となり、辛ふじて第一位を占むると云ふ狀態である。

第二節　需給並取引

需給の概況　襯衣　氣候の關係上殆ど綿製品で、其の需要は年々著しく增加してゐる。本邦品は土人向下級品を主とし、歐米品は獨逸品を除いては何れも歐洲人向高級品で、六十番手乃至八十番手のスプール絲或はチーズ絲を使用してゐるが、其の輸入額は極く僅少である。本邦品の內需要最も多きものは十番手乃至十二番手の單絲製、一打五百二十五匁乃至六百匁もので、二十番手乃至十六番手の雙合絲製が之に次ぐ。此種の製品中赤、黑、青等の段縞物が最も愛用

せられ、白色無地ものは之に亞ぐ。

當地に輸入される襯衣は前割物、肩纏物との二種あるが、前者は高級のものに多く、後者は段縞等の安物に多い。

靴下　本邦製靴下は手廻式靴下編機で副業的に製造さるゝ關係上、工賃が安價であるのと、近時其の製造技術大いに進歩せしため、歐米諸國への輸出は年々異常なる增加を來しつゝあるに、當地に於ては英吉利、獨逸、和蘭等の製品に押され勝ちであるのは、本邦當業者に當市場の研究不足と歐洲製品に比し模樣及び柄の點に於て劣る處がある結果である。

スウエーター　獨逸、和蘭製の安物が相當輸入されてゐるが、其の安物とても本邦品に比して遙に高く、又品質の點に於ても遠く及ばない。斯くの如く本邦製本品は品質並に値段の點に於て獨逸、和蘭品を凌駕してゐるが、英米製品の如く原絲が莫大小用として紡績されたものでないから、外觀が稍ゝもすると英米品に劣る樣に見え、從つて賣足が遠い。本邦品は英米品に比して編方、加工、仕上は勿論、機械の取扱、技術、裁縫等に於ても何等の遜色を認めないが、單に原絲が不適當なるために他國品と同一値段でも賣行惡しきは洵に嘆ず可きことである。

スウエーターは大體護謨織、釣機械織、ジヤガード織、臺丸機械織の四種に大別されるが、其の内需要最も多きのは釣織で、臺丸機械織、ジヤガード織の製品は之に亞ぐ。

服裝用莫大小地　最近歐米に於て流行せる莫大小製服裝を當地白人婦人間に於て往々見受けるが、本品は百貨店にて切賣りされる莫大小地を各家庭に於て適當の型に裁斷し、裁縫して製造されしもので、將來多少流行を來す樣に思はれる。

其他　スカーフ及ショール等も本邦より輸入されてゐるが、其の數量は極めて尠ない。

取引系統　本邦製品の取引系統は製造業者對仕入國輸入業者及び仲介輸出業者對輸入業者の二系統を普通とするが最近財界の影響は製造業者對輸入業者の直接取引を增加せしめて來た。華商の取引は其の特殊な商慣習や金融關係で複雜な系統を保持してゐる。歐米製品は直接取引が少なく大抵の場合仕出國輸出業者對仕入國輸入業者の取引である

輸入經路　輸入業者によつて輸入せらるゝ場合　莫大小專門の輸入業者はない。此等の輸入業者は普通見本を卸商に提示し、先物註文を請けるのであるが、近來本品の競爭激甚になるに伴れて先物註文は目立つて減少し、在庫品の取引に非ざれば商談取纏め難き狀態となり、各輸入商は相當の手持を貯ふるの餘儀なきに至り、又競爭激甚に伴れて支那商の粗製品輸入投賣も往々現はれて、口錢の勘き商內となつた。

輸出國に本店を有する輸出業者又は製造業者の支店出張所によつて輸入せらるゝ場合　支店の註文が本店にて受理された場合本店は之に對する手數料として船會社よりの運賃の割戻を受けるを例とする。而して一分乃至三分の手數料を仕入原價に加算して當地の支店宛に發送するから、輸出國製造業者に直接註文する場合に比して多少輸入原價の高騰を免れないが、一面註文品に對して本店は充分なる注意を拂ひ、柄、品質、價格等に於ても支店所在地の趣味嗜好に適し、且つ割安なものを仕入れ得る利便あると共に、支店側では支拂上に於て便利のあることもある。（卽ち普通支店は本店に對し六十日のD/A手形で取引してゐる）之がためにクレームの發生を少くし、又發生したにしても解決

が容易である。

輸入業者より卸賣業者に至る迄の經路　專門の輸入業者のないのは前述した通りである。此等輸入業者は仲介商人の手を經て卸賣業者に捌くのを常とする。

卸賣業者より小賣業者に至る迄の經路　本品を取扱ふ輸入業者は卸商を兼ねるものが多く、又卸賣業者は小賣商を兼營する。卸賣業者は取引の中樞機關に當るもの、殊に當地の如く双方を兼營するからには卸賣商の行動は直接に市價の騰落を招く重大な原因となる。

小賣業者には主として土人向商品を販賣するものと、中流以上の顧客を主とする高級品を取扱ふものとの二種に大別せられ、前者は公立、私立のバツサル(觀工場式のもの)か土人部落の支那人商で、後者は都會の歐人雜貨商又は百貨店を指すもので、邦人商は各小都市に散在し前者に屬するものが多い。小賣商の數は判明せぬが、各都市の稍々大なる商店は四、五千軒以上に達すると云はれる。小賣商賣に就て注意すべきは百貨店である。當地の百貨店は取扱品種、販賣高、何れも我國のそれとは比較にならぬ程小規模であり、莫大小製品は何れの百貨店でも取扱はれてゐるが主として中流以上を狙ふ歐洲製品で、種類はシルク、トリコットのスカーフ、靴下並に綿襯衣類である。百貨店は直接輸入もし、又當地輸入商の手を經る場合もあり、時には委託品をも取扱ひ、販賣價格は卸値に約四、五割の利益を加算するを普通とし、正札にして絶對に値引しない。

商習慣　輸入商間の取引單位は本品の建値が元來打を以て行はれてゐる關係上、打を取引單位としてゐる。

本品は綿布類の如く嚴然たる標準物及び格付と稱するものはないが、殆ど標準物として取扱はれてゐるものは當地土人向として需要最も大なる段縞シヤツの五一〇番(大阪福島製目方三八〇匁)七五〇番、六八五番、一〇四番等で品質の點、其他値頃よりしても當地向としても最も適當なるものである。

本邦製品の取引は在留邦商並に外商は普通C・I・Fスラバヤ邦貨價格を以てするが、在留支那輸入商にして、本邦製本品を輸入するものは神戸、名古屋、横濱等にバイヤーを置き、此等を通じて輸入するものが多い。此場合には本邦製造業者は前記輸出港に於ける支那商と現金取引をなすのである。而して當地支那輸入商はバイヤーよりのD/P或はD/Aで爲替を決濟するのである。

本邦の製造業者或は仲介輸出業者は在留邦商に對しD/A三十日、或はD/P一覽拂の爲替付で取引してゐるが、本品は競爭激甚の結果近時極めて薄利の商品となつたゝめ、爲替手形の利子支拂を避け、D/P一覽拂の取引をするものが增加して來た。然しD/P一覽拂で取引するには相當金融潤澤に非ざれば實行困難である。從つて本品を取扱つても爲替手形の金利支拂のため薄利の商品が益々薄利となるのである。殊に需要最も大にして殆ど標準ものと見做されてゐる段縞シヤツ(五一〇、七五〇、六八五、一〇四番)の如きは就中薄利で引合はぬ樣である。

歐洲商人の本邦品を輸入せる一流商社は殆ごD/P一覽拂で取引をしてゐる。

輸入商對卸商の本品に對する取引は大體延拂をなすもので、邦商は二ヶ月乃至三ヶ月を普通としてゐる。殊に近年の如く商況不振の際は各輸入商は競ふて賣込まんとするため、益々長期の貸附をなすのである。歐洲商の如きは三ヶ

月の貸附を普通とし、甚しきは六ヶ月の延拂とする場合すらある樣である。

次に外國競爭品の商習慣を觀るに、外國競爭品と稱すべきものは主として高級品に屬するもので、恐く歐洲より輸入されてゐる。當地に於ける歐洲輸入商は、仕出國製造工場より代理店契約によつて取引するもの多く、製造業者或は輸出業者は輸入商に對して極めて便宜を與へ、或工場の如きは殆ど委託品同樣な取引方法をなし、每月末甚しきは三ヶ月毎に賣上高より支拂はしめ、輸入商をして可成販路擴張に支障を來さゞる樣な方法を講じてゐる。從つて當地輸入商は卸商に對し三ヶ月乃至六ヶ月の掛賣をなすのである。故に卸商も品質に比し取引價格多少割高なりとも、自然支拂の緩かなるを選ぶのである。加ふるに一般歐洲商の資本は邦人輸入商の大部分は小資本を以て資本以上の商品を取扱かる長期の貸付に對し左程苦痛を感じない樣である。反之邦人輸入商の大部分は小資本を以て資本以上の商品を取扱ひ、資本の廻轉の迅速なることにのみ焦慮してゐるから、或場合には商機を失ひ、みす〳〵歐洲商に販路を奪はるゝことがある。

斯くの如く歐洲輸入商は仕出國製造業者と代理店契約をなすと共に、取引方法は殆ど委託販賣或は長期支拂と云ふ特點あるに拘はらず、資本金潤澤なるため、卸商に支拂を緩かにすることを得るのみならず賣焦る必要が比較的少いから原價を崩して迄相互の競爭をすることが尠い。反之本邦製本品を取扱ふ輸入商は大部分極めて小資本のものなるに加へ、製造業者との取引條件はD/A三十日、甚しきはD/A六十日の爲替付である。之がため爲替支拂期間に於て可成早く本品の處分を成さゞるを得ざる狀態にあるものが多い。從つて或程度迄本品を賣急ぐため、値崩を敢行せざるを得

ざる破目に陷るのである。殊に最近の如く商況極めて不振の際には邦人輸入商間の競爭激甚を極め一層薄利に取引せざるを得ざる狀態なれば、資本の範圍内にて本品を取扱ふ時は己の經費を償ふにも至らないため、可成大數量を輸入して薄利多賣主義により、短期間に賣捌くことにのみ專心してゐる樣である。

第三節　本邦品及本邦當業者の缺點

品質上の缺點　本品に對する輸出檢査が開始されて以來不良品の輸出は大いに減じ、我國貿易促進のため至極慶賀すべきことであるが、今尙輸出檢査をごまかし、規定以外に絲數を減じ、目方の輕い不良品を輸出するものが往々あるがため本邦品の聲價を失墜し、本品の發展を阻害するものである。如何に檢査を嚴にするとも、製造業者並に輸出業者の覺醒を待たない以上は徹底的に不良品の輸出防止は困難であるとも思はれるが、一層輸出檢査を嚴にする必要があるとも同時に當業者の覺醒を望んで已まない次第である。

取引上の缺點　賣込方法に就ては、我國製造業者は仲介輸出業者の手を經て、或は製造業者自らが自己の商品を可成多數の輸出入商に取扱はしめんと努力せるため、仲介輸出業者間に於て又は輸入業者間に於ても無益に値段の競爭を誘起せしめてゐる。其の場合製造業者は品質を落し、目方を減じ、輸出檢査をごまかし、粗製品を輸出するものさへある。然るに歐洲の製造業者は自己商品を取扱ふ輸入商を限定し、代理店或は一手販賣の方法で無益の競爭を防ぎ、以て彼等の商品の權威と價格の統一を計り、市場の保持に努めてゐるが、本邦當業者は此點に付き大いに考慮し改良を

要すべきである。

荷造に就ては、本品の荷造及び包裝は陶磁器或は硝子器と異り、破損の憂なき商品であるから、極めて簡單であるが、元來薄口錢を以て取引せらるゝ關係上、同業者間の競爭激烈となり、製造業者も極めて不合理な價格で註文を取るため勢ひ品質を低下するか、或は包裝費の節約をなすかによつて採算を取らざるを得ないのである。故に梱の容數を無暗に多くし、本品を壓搾して詰め込むから、本品を梱より取り出し店頭に陳列するに、品物が板の樣な格好となり、顧客の取付が極めて悪い。然るに獨逸製品の如きは荷造も注意し、餘り壓搾しない樣にされてゐるから、本邦製品と同品質のものでも外見が極めて好く、優良品なる如くに見える。從つて價格も同品質のものであり乍ら高く賣れる。これ獨逸船は本品の運送に對し從量制により運賃を制定してゐるが、日本に於ては從積制により運賃が制定されてゐるために製造業者或は輸出業者は一梱の容數を多くし、無理にでも詰め込み運賃の輕減を計らんとするから、前記の如き結果を來すのである。故に我國汽船會社も本品に對しては特に獨逸同樣從量制によつて運賃を制定する樣にされんことを望む。

商習慣上改善を要する點　本品の製造業者或は仲介輸出業者との取引に於て當地輸入業者の均しく希望する處はB/Lの發行を迅速にすることである。B/Lは其の積送せる本船或は其の船よりも早く到着する船便で輸入業者の手許に送達せらるゝことが最も必要で、特に本品(綿絲布の如く薄利で取引せられる)は迅速に受渡することを有利とする關係上、B/Lの入手迅速なるを望んでゐる。或る場合にはB/Lが甚しく延着し、荷受の遲延するがため、輸入業者の蒙る損害の大なることは茲に記する迄もないことで、延いては出荷主の損害にもなるのである。B/Lは船會社としては船積を終る迄發行せざるため、本品積込の船便により發送することが不可能の場合が多いのである。當局も貿易業者の立場を考慮して便宜なる方法を講ぜられんことを望む。

一方出荷主自身も輸入業者のためB/Lの速達を期せんがため、神戸港にて本品を積込み、其のB/Lが積込本船に託送の間に合はざる場合には門司寄港の本船に間に合はす樣、汽車便により門司にて本船に託送するが云ふ便もあるから、夫等の點に就ても充分注意されんことを望む。況して名古屋、橫濱積のB/L發送の如きはB/Lを受取りて後、其の本船の最終寄港迄に充分なる時日の餘裕があるから、殊更注意を促す必要はないが、此場合すらB/Lの延着することが往々ある。此等の點に就ては特に本邦當業者の注意を喚起したい。

金融關係上改善を要する點　本品の取引に於て本邦外國爲替手形期日は一覽後二十日及び一覽後六十日が多く、一覽後九十日拂のものは極めて稀で、最長期のものに限られてゐるやうである。反之歐洲各國の手形は多くは一覽後九十日拂であるが、これ我國當地間に比し、當地歐洲間が著しく距りあるため、着荷迄に長時日を要する關係あるがために起因するものであるが、當地市場に於て今一層本邦製品の活躍を望むには少くとも支拂期日を九十日とし、金融を容易ならしむる必要がある。而して一方當地に於ける輸入業者は奥地の卸商或は小賣商に對して一ケ月乃至三ケ月の支拂で掛賣するを慣例とし、普通現金賣と稱するものすら一ケ月後の支拂である。故に爲替支拂期日を長くし、輸入業者の金融に一層便宜を與ふると共に、當地に一つの金融機關を設置し、本邦輸入業者の便宜を計らねば、將來本邦

品の發展を期することは至難である。

前記の如く手形の支拂期日を長期とすることに就ては當地輸入業者の大に切望する處であるが、之は要するに我國內の金融狀態が好轉せざれば不可能なことであろう。當地に於ける諸銀行は當地が貿易國としての商取引も極めて殷盛なるにも不拘、約束手形及び爲替手形に對して一般的に割引を取扱はない。之れがため不利不便は大なるものである。（昭和五年七月スラバヤ日本商品陳列所報告より拔萃）

八　印　度

第一節　本邦品と外國品との競爭

本品の印度に於ける輸入狀況を觀るに、一九二九年度（自一九二九年四月至一九三〇年三月）の輸入額は一千四百三十七萬留比に達し、之を品種別に觀るに、肌着は一千百八十八萬留比、靴下は二百三萬留比、其他雜品が四十六萬留比である。

今最近三ヶ年間に於ける輸出國別輸入額を示せば次の如くである。

輸出國別	一九二七―二八年度	一九二八―二九年度	一九二九―三〇年度
日本	一一、三五三、八六六 留比	一二、五一九、三二二 留比	一二、三三四、九六七 留比
香港	九一一、二六七	六八七、〇二九	不明
獨逸	七四一、二〇五	七〇一、九〇二	不明
逸國	三三八、三八七	二九八、一一六	三八八、七九五
米國	一七七、七六八	一一六、四二二	一一八、五五五
英國	二四〇、九八六	一八〇、八二〇	一、五二七、七四五
其他			
計	**一三、七六三、四七九**	**一四、五〇三、六一二**	**一四、三七〇、〇六二**

次に本品を肌着並に靴下の二種に大別して、輸入狀態を觀るに

肌着　本品の輸入は歐洲大戰以前より相當の數量に達し、年々五、六百萬留比內外を算し、輸出國として獨逸品最も多く、本邦及び英國之に次ぎしが、其の後本邦に於ける莫大小製造業の異常なる發達に伴ひ、大正元年頃は既に獨逸品を壓倒し、同年度に於ては獨逸品二割に對し本邦品七割、其他一割の有樣となつた。爾來引續き順調なる進展を遂げ、漸次海外對抗品を驅逐して昨今は殆ど本邦品の獨占狀態たる觀がある。今參考の爲め最近三ヶ年間の肌着輸入額を示せば次の如くである。

輸出國別	一九二六―二七年度	一九二七―二八年度	一九二八―二九年度
日本	一〇、七三九、六一七 留比	一〇、一四一、三三二 留比	一一、一五七、〇三八 四比

獨逸	七五八、八三五	六三三、五〇〇	四八一、〇〇二
其他	二七〇、四四七	一六九、七三三	一七九、六七六
合計	一一、七六八、八九九	一一、九六〇、二七〇	一〇、八〇二、〇〇九

大體前記の如き狀態であるが、近年印度内地に於ける本品製造業は比較的迅速なる發達を遂げ、相當優良なる製品を製出するに至つた。尤も目下の狀態は工場の施設が充分でなく殊に原絲の需給關係の不良、職工の不熟練、氣候及び氣力の關係上能率の增進を見ない事等の原因で生産原價が割高なるを以て値段に於て競爭困難なる上に、製品の仕上包裝にも見劣りするもの多きため、現在に於ては内地需要の一小部分を充當し得るに過ぎず、到底外國製品を壓迫する程度に至らないが、今後此等工場の增加、施設の完備、職工の熟練、經營方法の刷新等諸般の改良向上を見るに至らば、將來本邦莫大小製品の輸入に對し一大脅威たるべしと思はれる。

靴下　本品は從來印度人の大部分が男女共に跣足にして靴を用ゆるもの到つて少なく、且つ之れを用ゆるも多くは素足のまゝであつたから其の需要は甚だ少なく、殊に歐洲大戰前迄は海外よりの輸入は微々たるものなりしを以て、一九二三年度以前の輸入統計は他の一般莫大小製品と共に計上されてゐた。從つて同年度以前の輸入狀態は明瞭でないが、大戰前迄は本邦並に米國製品の需要多く、殊に廉價品が多數を占めてゐた。然るに戰後香港に於ける本品製造業の發達に伴ひ、比較的安價にして品質堅牢なるものを輸入するに及びて、漸次同地製品に壓倒せられ、一九二四、

五年頃に於ては本邦並に米國品を遥に凌駕し、全輸入高の約四割を占むるに至つた。其の後引續き同地製品優勢の地位を占めつゝあつたが、一昨年頃より本邦取扱業者が種々對抗策を講じたる結果、最近に於ては本邦品の責行は著しく增加して來た。

今最近三ヶ年間の輸出國別靴下輸入額を示せば次の如くである。

輸出國別	一九二六—二七年度	一九二七—二八年度	一九二八—二九年度
日本	六七一、二九四 留比	八三九、二八六 留比	九九二、二一八 留比
香港	七九三、三一三	八六八、九二八	六四九、四五〇
米國	三九五、五四一	二四三、六九四	一六二、六一五
支那	一五八、四九五	一三二、〇〇一	九四、九二九
其他	二八三、七六五	三三五、〇五五	一二九、〇一一
合計	二、四〇二、四〇八	二、四一八、九六四	二、〇二八、二二三

第二節　本邦品の需給

肌着　印度に於ける本品の輸入額は前記の如く年額一千百萬留比に達したが、殆ど本邦よりの輸入に係り、本邦製品以外には僅に獨逸より五十萬留比内外の入荷あるのみ、他に競爭品の輸入は全くない。

印度人は古來宗教的慣習によつて極端なる因襲性を有し、殊に日常生活の衣食住に對しては傳統を固守し舊套に甘ずる者が多い。一般印度人の衣服は普通ドーテーと稱する一片の布帛を腰に纏ひ、上衣には簡單なる綿製のシャツ（莫大小製品でない）を用ひるを常とす。從つて莫大小製肌着の需要は未だ普遍的でなく、目下の輸入高は印度全人口の割合より見て其の數量は極めて少ない。今後文化の向上するに從ひ肌着用として需要の增加すべき傾向あるも、打續く不況の爲に茲數年間の需要狀態は殆ど同一步調を辿り著しき增加を見ざるものゝ如くである。然るに本年五月頃より勃發せる外國品ボイコット、國産品奬勵運動は其の後益々熾烈となり、加ふるに一般經濟界不況のため昨今輸入品の需要は著しく減退してゐる。尤も今日迄は舊來の契約品が漸次積出されつゝあるため表面に現はれたる輸入統計は幾分增加の數字を示してゐるが、國內間に於ける實際取引は全く杜絕の狀態で、當地輸入商及び卸賣商の手に目下約五、六千箱の手持品があり、何れも之れが消化に就て甚しく苦心せる有樣である。

斯くの如き狀態なるを以て本年度は一時輸入品の減退を來たすべきこゝゝ思はれるが、大勢より見たる印度の需要は現在の國産品を以ては印度の全需要に充當することは困難であるから、外國品の輸入を必要とする狀態にある。想ふに今回のボイコット運動は輸入綿布の增稅問題に其の端を發し、主として英國に對する反感より對印貿易の最大重要品たる英國製綿布を排斥し、以て英本國の綿業と印度政府の關稅收入に大打擊を加へ、一面國産工業の振興を促進し、國民の勤儉力行を鼓吹して獨立運動の基礎を鞏固にせんとするに外ならない。故に將來の綿布に對する需要狀態はスワデシー運動の影響を受けて、相當の變遷を見るに至るべきやも計られず、本品の如き直接反英運動と關係無く

且つ印度製産高の僅少なる莫大小製品類は、唯自給自足の理想的主義の爲に幾分の刺戟を與へ、印度に於ける莫大小製造工業を發達せしむる恐れあるも、該運動の終熄と共に經濟的原則に支配せられ、自然需要は舊に復するものと信ず。但し本邦製品としては前記の事情に鑑み一層製品の仕上、體裁と供給價格の低廉に努め、以て印度製品の擡頭に備へ置くことが肝要である。印度に於ける本品の需要品種は北部ヒマラヤ山脈附近地向として僅少なる防寒用裏毛襯衣の賣行ある外、大部分は熱帶地向の薄手の襯衣であり、殊に三十番手又は十六番手の原絲を用ひたる俗に度詰め（度詰めとは取扱業者間に於ける用語にして生地の密織なるものを言ふ）と稱する生地の半袖襯衣は代表的標準品として需要最も多く、これのみにて一回の契約數量數千箱に達する事は珍しくない。印度北部地方は之が第一の消費地で殊にベンガル州、アッサム州、ビハールオリッサ州、ユーナイテットプロビンス地方への賣行は多量である。

輸入港は甲谷陀港が第一位を占め、全輸入高の約六割を占め、次で孟買、ラングーンは略同一狀態で、各二割內外其他カラチ港、マドラス港よりも輸入されるが、其の數量は極めて僅少である。

靴下　前項に於て記載せし如く印度人間に於ける本品の需要は甚だ少なく、唯在留外人並に極めて少數の歐風衣類を着用せる土人間に需要あるのみであるから、全人口より見る時は其の輸入高の頗る僅少なるを感知すべく、尤も茲數年以來需要高は增進の傾向を示し、輸入は年々增加しつゝあるを以て、統計局に於ても一九二三年より新たに靴下に對する項目を設置した程であるから、將來印度人の生活向上と相俟つて本品の需要を喚起し、追々輸入量を增加するものと思はれる。

海外市場に於ける本邦品

第三節　本邦品及本邦當業者の缺點

莫大小肌着は殆ど本邦品の獨占狀態なるを以て、外國品との比較批判は頗る困難である。惟ふに現今入荷しつゝある品質は印度市場に向く樣に種々工夫研究せられ、永年當市場に於て取引せられつゝあるものであるから、別段品質上の非難なく順調なる賣行を見つゝあるが故に、大體現在の程度に於て適當であらう。只將來印度製品の發達に伴ひ廉價品は漸次同國品に壓迫せらるゝ恐があるから、品質、價格の點に充分注意して豫め之れが對抗策を講ずることが最も肝要である。

靴下は目下香港製品と競爭競態にあり、其の輸入額は略相伯仲せるが、品質に於ては本邦製品は稍良好で、一般消費者に好評がある。唯數年前迄本邦品は比較的高價なりしため、賣行充分ならざりしが、昨今生產原價の低減せしためか香港製品に對抗し得る樣になり漸次賣行は增加するに至つた。

右の狀態にて肌着、靴下共に現今の品質程度に於ては特に缺點と稱すべき點なきも、ボタン付けなど叮嚀にし本邦製品の聲價を益々向上せしむることに留意せられんことを望む。

取引上の缺點　取引上の缺點に就ては莫大小製品のみに限らないが、本邦製造業者の通辯として同業者間に於ける競爭販賣を敢てし、之が爲に採算を無視したる價格を以て註文を引受け、之がために已むを得ず品質を低下せしむることありて苦情を惹起することが多く、本邦品發展上の障害となること多く、この點特に注意を希望する。尙又註文引受の際契約條件の取極め或は品質見本發送等に不注意の點あるため、往々紛議を惹起したることあるを以て、左記の點に注意を要する。

(イ)元見本並に積出見本送附の場合　送附年月日、送附先店名、何船積の積出見本等明細記入したるレーベルを貼付し他日紛議發生の場合第三者をして當該見本に相違なきことを證明し得る樣封蠟を以て明確にシールなし置く事

(ロ)註文引受の場合　其の品質に關しては必ず何月何日附送付の元見本通り、或は何月何日附何丸積々出見本通りと記載することを要する。

(ハ)色見本は常に新しき見本の送附を要する。古きものは褪色せるもの多く、色違ひのため紛議を惹起し易く、殊にクリーム色は屢々苦情を耳にするから、色物註文引受の場合、變色の疑あるものに對しては多少の色違ひは責任を有せざる旨斷り置く必要がある。

(ニ)品質、包裝、スタンピング等元見本と相違なき樣注意することは勿論必要であるが、當地商人は假令善意の改良又は見計ひにも苦情を提起することがあるから、此點特に注意を要する。

第四節　本邦品の將來

當市場に於ける本邦品の將來は相當發展の餘地あるものと思はる。卽ち最近印度人の思想は凡ての方面に變遷の傾向を有し、文化の程度も追々進歩しつゝあれば、從來殆ど裸體生活をなせる地方住民に於ても莫大小製襯衣を上衣代用に用ゆるもの漸增し、其他一般の生活程度向上に伴ひ本品の需要增加を期待することが出來る。然るに現在は歐洲

品を驅逐し本邦製品の獨占狀態にあり、且つ又印度製品も目下進展の域にあるが、本邦品に對抗するには前途尙相當の時日を要するが故に、取引に關し對策宜敷きを得る時は將來最も有望なる商品の一なりと信ず。

印度人は一般日用品に對し華美體裁よりは堅牢にして耐久力を有する實質本位のものを要求するが、本邦製品は兎角競爭販賣の結果、耐久力を無視したる所謂「値段に合はせたる品質」のものを送附して需要者に非難を受けることが屢々ある。

右は將來本邦品發展のため大なる支障を來すもので、殊に印度の現狀が追々進步向上しつゝある今日、時勢に順應せず、徒らに古き習慣にこらわれて、印度向は廉價なれば可なりとの信念のもとに取引することは得策にあらず、宜しく需要の變遷に注意して之に適應せる商品の供給に努力せられんことを希望する。

第五節　甲谷陀市附近に於ける莫大小工業

印度に於ける莫大小業は主としてベンゴール州に於て發達し、爾來二十有餘年の歷史を有するも、次の如き事情にて其の發展は比較的遲々たるの觀がある。最近の調査に據れば同州に於ける工場數は約三十五、六を算し、年產額四十萬打、其の生產數量は未だ多しと謂ふ能はざるも、近年追々發達の傾向を有し、茲兩三年間は著しく生產增加の模樣である。元來印度に於ける本業は製造機械其物と、原絲、ボタン等の供給を總て外國に仰ける關係上其の發展に多大の不便を伴ふ。卽ち莫大小絲の殆ど全部を海外より輸入しつゝあるをもつて、之が市價の變動は忽ち斯業に影響する處重大であり、且又先般實施せられたる綿絲關稅の引上は海外製品との對抗上大なる打擊を蒙りたるもの、如く、其他織機の一部分に破損を生じた場合に一々材料を海外より取寄せつゝある實情であるから、其の工場に於ける機械等の故障は直に能率に關係し、且つ職工の訓練に缺けるためか其の生產費が割高で、其の生產高も多からず、今後凡ての材料が印度に於て自給自足し得る時代に達する迄は充分なる發展は困難であらう。（昭和五年八月甲谷陀日本商品館報告）

九　埃　及

第一節　本邦品と外國品との競爭

現今本邦より當地市場に出廻りつゝある莫大小製品は主として綿製肌着、綿製靴下、運動用及び婦人オーバ代用のスウエーター、海水浴衣の類で、一九二九年度に於ける當國綿製莫大小製品輸入總額（埃及貨）六拾參萬磅の中、本邦品は拾四萬壹千磅にして、總額の約二割二分を占め、前年度に比し約一分の增加を示してゐる。但し本邦品は格安品に限られ、高級品は佛、獨、英、伊、チエッコの諸國より出廻りつゝある。

當地市場に於ける本邦品に對する主なる競爭國は獨、伊、佛であるが、最近西班牙貨の下落に連れ、同國より格安の上等綿製肌着及び綿製靴下盛に出廻り相當賣行がある。又最近香港、廣東地方より打替十二ピアストル見當の安値靴下の出廻り激增し、下級埃及人の嗜好に投し、之亦賣行が多い。

海外市場に於ける本邦品

國內製品としては當市輸入商ドラ兄弟商會の經營せる當國唯一の莫大小工場製品あるも、其の品質、價格、製造能

力等に徴するに、全然本邦品に對抗すべき優良製品に非ずして、專ら地場向の製品たるに過ぎない。

要之本邦綿製品は概して他國製品に比し安値で、當國民の嗜好に投し、目下當地市場に於て盛に需要を喚起しつゝあるも、毛綿交織品及び人絹製品に於ては佛、伊、獨製品に比し本邦品の出廻高極めて尠く、就中婦人向靴下に於ては今や國内の需要年額約五十萬打、約六十五萬磅(埃及貨)に達する盛況で、主として佛、獨製品の壟斷盛なるにも拘らず、本邦品は其の色合並に型の具合不味なるがため殆ど需要なく、不振なる狀態にあるは遺憾である。今後當地市場向各種製品に對し常に研究を怠らず、品質、仕上の改善に努力し、專ら優良品を供給するに至らば、當地市場に於て佛國、其他の競爭國品に對抗し、我が輸出を增進せしむるの餘地尠からざるべしと考へらる。

今當國大藏省發表の統計に據り最近二ケ年間の莫大小製品國別輸入額を示せば次の如くである。(單位埃及磅)

莫大小製品國別輸入額

綿莫大小

輸出國別	一九二八年	一九二九年	輸出國別	一九二八年	一九二九年
英國	八、二七〇	七、九八七	獨逸	一二四、五四〇	一四八、三五六
墺國	三、五三一	二、一〇四	佛國	七五、一七八	七一、四二九
チエツコスロヴアキヤ	二一、三二九	一八、八五五	和蘭	四九、四三七	四七、六四九

人絹莫大小

輸出國別	一九二八年	一九二九年	輸出國別	一九二八年	一九二九年
伊國	九八、七一五	九一、八五七	米國	二七、八七四	二七、〇四〇
日本	一二七、一四二	一四一、一九六	其他	五、二六六	一四、一三三
西班牙	四四、八五九	五四、七五三	計	五九〇、六六四	六三〇、〇六九
瑞西	四、五二三	四、九八〇			

絹莫大小

輸出國別	一九二八年	一九二九年	輸出國別	一九二八年	一九二九年
英國	三、五四〇	三、八一一	瑞西	九三一	二、四三九
佛國	一四、六八七	八、九二八	米國	三三、七七四	二九、五九八
獨逸國	二九、五二四	四一、二八六	其他	三、八三二	八、〇九四
伊國	三〇、六〇五	四〇、四六四	計	一二六、八九三	一三四、六二〇

毛製莫大小

輸出國別	一九二八年	一九二九年	輸出國別	一九二八年	一九二九年
英國	六五八	七九四	米國	三、〇二七	四、一七七
佛國	二二、九三三	二四、〇八八	其他	一、六八五	一、四二四
獨逸國	三、五二三	八、一六〇	計	三一、二〇二	三九、〇二九
伊國	三七七	三八六			

海外市場に於ける本邦品

英國	七二、五〇九	伊國	八三、三四五	三二、一七二	三二、五二〇
埴國	五、九〇九	瑞西	七、二七六	三、九三九	三、三二四
佛國	四六、九一五	其他	六〇、一〇四	二一、四〇六	三七、三二四
獨逸	三六、三〇八	計	五五、四七一	二九、八九六	二八一、六八七
和蘭	七三九		二、三二三		

第二節　本邦品の需給

綿製莫大小肌着　當地市場に於ては氣候の關係上一般に夏物の薄手肌着の需要多く、需要高の八割を占め、冬物は二割に過ぎない。而して其の大半は男子物で婦人物は僅に五分見當である。本邦製婦人物の賣行高は一ヶ年約二千五百打、價額約千五百磅で、獨逸製品が約四千打、價額八千磅見當である。

男子物に於ては其の色合はマッコの需要最も多く、需要高の約四分の三を占め、ベージュ、ライトピンク、ライトブラウン、バイオレット、ライトブリユー、ライトグレーの六種は約四分の一に過ぎない。但しマッコ物は其の三枚こ白無地三枚こを組合はすを普通とす。婦人向肌着の色合はベージュ、ライトブラウン、ブリユー、バイオレット、グレー、ピンクの六種である。

型は需要高の九割迄が前袷三ツ釦乃至四ツ釦付きの半前開で、一般に長袖の需要多く、就中袖丈二十吋物及び腋下

無の長袖物の賣行が良好である。

又首の格好は廣きもの程喜ばれ、袷廻りは鹿の子首付のもの最も賣行が多い。概して鹿の子首付物は普通袷付物に比し打替二十ピアストル高く、袖先のヒルは二重編で長目のもの程一般に喜ばれる。半袖は主こして白無地夏物並に婦人向肌着に限られ、概してダブル・ネツク物の需要が多い。本品はシングル・ネツク物に比し一枚に付一ピアストル半高位である。

男子物の寸法は三十六吋、三十八吋、四十吋で、就中幅三十八吋、丈三十吋物の需要が最も多い。子供物は二十二吋、二十四吋、二十六吋、二十八吋、婦人物は二十八吋、三十二吋、三十四吋物が夫々賣行良く、概して長袖物は半袖物に比し打替約二十ピアストル高である。

品質は冬物に於ては細絲のもの　り太絲の方が一般に喜ばれ、二十番手以上の細物製品の需要は少く、且つ軟き仕上より堅き仕上の方が一般に歡迎せられ、冬物肌着一打の目方九百匁、夏物三百匁乃至四百五十匁見當の物の賣行が最も良い。

目下男子向肌着は卸賣打替五十ピアストル乃至七十ピアストル見當の中等物の賣行が相當ある。

子供向肌着は夏物にありては半袖、冬物にありては長袖の釦付き前半開き色物の需要が多い。

當地市場に於ける本品仕入期は夏物に於ては一、二月で、遲くも三、四月には着荷を要し、又冬物に於ては五、六月で、九、十月には着荷を必要こする。

海外市場に於ける本邦品

綿製靴下　當地市場に於て需要せらるゝ靴下は薄物に限られる。色合に就ては男子物は鼠色、栗色、灰色の三種で、各々濃淡の二種がある。概して無地物の需要多く柄物は竪縞及び裾廻縞に限られる。男子物の寸法は九吋半、十吋半十一吋で目下卸賣打替二十ピアストル乃至三十ピアストル見當の中等物の賣行が良い。子供向は五吋、六吋、八吋で卸賣打替十八ピアストル乃至二十ピアストル見當の中等物の賣行が良い。

概して外國製品は本邦品に比し踵深く、爪先に十分の餘裕ありて、履心持良く耐久力強しとの評があり、一般にヒルの短きものが好まれる。

綿製靴下に次で獨、伊、米の人絹と綿の交織製品及び佛の絹製品の賣行が良好である。目下男子向人絹と綿交織物は卸賣打替三十ピアストル乃至四十ピアストル見當の中等物の賣行が多い。

婦人向靴下は主として人絹又は絹製品で、色無地物に限られ、現今佛獨製品が盛に出廻りつゝある。意匠としては甲の中間より脛の中間までの所を左右に竪に一筋、又は二筋の絲抜きを施したるもの、需要が多い。ヒルは短く彈力性を有し、踵及び爪先又は靴下の底の全部二重編のものが一般に好まれる。

色合は鼠色、木色、肉色の濃淡二種及び黑色とし、寸法に於ては八吋半乃至九吋半物の需要が多い。

品質は針目の細きもの程喜ばる。目下婦人向靴下の中人絹物は卸賣打替九十六ピアストル乃至百二十ピアストル見當の中等のもの相當賣行あるも、純絹物は高價なるを以て殆ど賣行がない。

運動用及婦人向スウエーター　從來本品は伊太利品に限られてゐたが、一昨年頃より本邦品の進出を見るに至り目下卸賣打替八十ピアストル乃至九十ピアストル見當の中等物の賣行が良好で、梢は竪縞、裾廻縞多く凡て色物である。荷造法は半打を一束とし之を紙包となし、其の上に商標を貼付し五十個を詰合せて木箱に入れる。

海水浴衣　色合はブリユー、ブラック共に好まれる。本邦品は目下卸賣打替四十ピアストル乃至五十ピアストル見當の中等物の賣行良く柄は横縞か多い。荷造法は前者と同樣である。

手袋　本品の需要は極めて尠く、一ケ年二百打、價額五百磅見當で、主として伊、獨、佛の製品である。

第三節　本邦品及本邦當業者の缺點

本邦品は近年漸く當地市場に於て其の聲價を維持するに至り、我國より當地への輸入は逐年增加の傾向を呈しつゝある現狀なるに、往々當地輸入業者にして本邦品に對する品質上の缺點、或は本邦當業者の取引上の缺點に付き苦情を申出る者がある。今其の一例を擧ぐれば次の如くである。

品質上の缺點　從來本邦製肌着の袖先ヒルは概して短く　彈力性を缺き、且つヒルの付け口粗惡なりしが、最近此等の點に於ては十分改善せられて何等非難すべき點なきも、未だ仕上の點に於て不完全なる箇所あり、殊に生地の瑕瑾多きは甚だ見苦しい。

取引上の缺點　先づ賣込方法に就て觀るに、當地市場に於ける莫大小製品の需要期は夏物に於ては三、四月、冬物に

於ては九、十月頃であるに拘らず、本邦よりの出荷は常に正確を缺き、着荷遲延し往々商機を逸することありその苦情を耳にすることがある。斯くては折角當地市場に於て順調に進出しつゝある本邦品の一般取引の圓滿なる發展を勘からず阻害するの虞があるから、特に註文品の積出に關しては正確を期する樣我が當業者の注意を希望する。

荷造其他輸送方法に就ては、大人向肌着は半打宛、子供用肌着は一打宛を一束となし、薄紙で包み、其の上を二枚の馬糞紙に挾みて紐にて括り、更に之を紙包となし、其の上に商標を貼付し、五十個を詰合せて木箱に入れ、靴下は半打を一束となし、其の上に商標を貼付し、之を紙函に入れ、百函を詰合せて木箱に入れ、其他スウエーター、海水浴衣等本邦側の荷造法は一般需要者の嗜好に適し、非難を聞きしことがない。

現今埃及の貿易中心地は亞歷山市であるが、當國輸入業者の大半は當市に本店又は支店を有する關係上、本邦品は稀には坡西土に直接陸揚せらるゝことあるも、大部分は同地積替にて亞歷山港に陸揚せられ、當市輸入業者又は仲買人によつて更にカイロ、亞歷山、其他の內地向問屋又は小賣業者等に配布せられ、尙一部分は右兩港を經てシリア、パレスタイン、巴爾幹方面、其他諸國へ再輸出せられつゝある。而して現今日埃間就航船の大部分は坡西土より直に歐洲諸港に回航し、當港に寄港するもの極めて尠く、尙又我が近東寄港船は現今歐洲よりの復航に於て年八回當港に寄港するに止まり、其の往航に寄港せざるがため、本邦積出當港荷揚は大部分坡西土に於て外國船に積替へられ、其の都度我が輸出業者は尠からざる損失を蒙りつゝある。

依つて將來我が近東寄航船が其の往航寄港を斷行し、更に運輸の便を加ふるに至らば、坡西土に於ける積替による

手數と費用とを節約し得て、今後一層本邦製品の輸入を增進せしめ得ること容易なりと考へられる。

代金支拂方法に就ては本邦輸出業者と當國輸入業者間との支拂條件は概して L/C 付手形の倫敦決濟に依るを原則とするも、中には D/P 又は D/A 九十日拂によるものあり、就中本邦との取引に於て最近 D/P 拂に依るものが增加するに至つた。概して本邦よりの手形はシベリヤ經由により、商品は海路により發送せらるゝを以て、手形と現品の到着期間に約二十日間の喰違を生ず。而して當國の支拂習慣として現品到着の上に非ざれば支拂を行はず、尙其の上に現品到着後一週間の支拂猶豫期を認めらるゝ現狀なるが故に、之に前記の約二十日間を加算すれば丁度手形提示後約三十日目の支拂となり、從つて當地に於ける D/P 拂は D/P 三十日拂となることを記憶するの要がある。

他方當地輸入業者と歐米諸國との取引に於ける支拂條件は甚だ緩慢にして且つ寬大で、L/C によるもの尠く、殆ど D/A 九十日乃至百二十日拂である。

要之本邦商人は當地市場に對し地理的關係上、甚だ不利なる立場にあるのと、一方歐洲商人に比し密接なる直接取引關係を有するもの極めて尠く、自然當地市場に對する諒解を缺くがため、當地商人に對する授信の點に於ても、本邦商人と歐米商人間に差異あるは已むを得ざる次第であるが、本邦商人が當地市場に於て今後一層本邦製品の輸入增進を期待しつゝあるに顧みるも、亦當地市場に於ける支拂習慣並に對埃諸外國の支拂條件に徵するも、概して本邦商人の要求する取引條件は單に當地の相當資產を有する少數商人に限定せられ、一般新規取引希望者に對しては徒り警戒に過ぐるの憾みなきを得ざるやに思考せらるゝ處、愈々本年八月一日より我輸出補償法が實施せらるゝに至りたる

を以て、今後我が輸出當業者に於ても一層當地市場に於ける一般取引狀態を精細に研究し、完全なる諒解の下に本邦品の販路開拓に從事すべきやう切望する次第である。

第四節　本邦品の將來

當地市場に於ける莫大小製品の需要は逐年增加の傾向を辿り、其の大半は格安綿製品の占むる處で、就中本邦製莫大小製品は當國民の嗜好に適し、其の輸入高を觀るに、一九二九年に於ては埃及貨十四萬一千磅に達し、當國への我が輸入綿織物の百十六萬九千磅、絹織物の二十五萬二千磅に次ぎ第三位を占むるの盛況を呈しつゝある。其他中及上物に於ては獨、佛、瑞西製品盛に出廻り、又綿製品の外に伊、獨の人絹物及び英、佛の毛製品の賣行が相當ある。

莫大小製品に對する需要は今後當國の文化及び經濟の發展を豫想する時は一層の增進を期待し得べく、當國は本邦製品の進出に最も好適の市場なりと思考せらるゝに付き、從來の安値綿製品は勿論、人絹、絹、毛製の高級品に對しても常に本邦品の聲價を維持し、更に品質の向上及び色目、柄合、仕上の改良を計り、以て販路の擴張を期するやう本邦當業者の不斷の努力を希望する所である。

第五節　埃及に於ける莫大小工業

現今埃及に於ける莫大小製造工場は輸入商ドラ兄弟商會（Dorra Frères & Co.）が當市に於て經營せる一工場あるに過ぎない。同工場は一九二六年の設立に係り、拂込資本金埃及貨四萬五千磅、一時職工數三百名に上り、獨逸人技師長を聘し、編立機二百三十臺を有し、埃及綿絲を用ゐて生地を作り、鹿の子前衿、釦等の附屬品を我國より輸入し主として地方向肌着、靴下を製造し、一ヶ月肌着五千打、靴下八千打以上の製造能力を有し、更にタオル製造に着手せんとせる折柄、本年五月頃より市況の不振に連れ取引捗々しからず、遂に二萬五千打の在庫品を擁するに至り、昨今は職工の大半を解雇し、殆ど休場の姿で、同商會は專ら本邦莫大小製品を輸入しつゝあるの現狀である。因に從來莫大小製品の輸入稅率は從價の八分なりしが、本年二月十七日以降實施となりたる新關稅法に據れば、綿絹毛の各製品を通じ從價二割の輸入稅と其一割に相當する埠頭稅とを附課せらるゝ事となつた。

左に參考のため當市に於ける本邦製莫大小輸入業者中信用狀態調査濟の者を列擧せば次の如くである。（昭和五年十月在アレキサンドリア山下總領事代理報告）

ANTAKI (Isaac) & Co.
No. 34, Rue Farouk. Alexandrie,

BEHNA, (Rachid)
Rue de l'Eglise Maronite,

CHAMLA (Haim) Fils & Co.
2, Rue Souk El Attarine,

COHEN (Félix J.)
4, Rue Chérif Pacha,

DORRA FRERES
9, Rue Sinan,

FRACO (Moise & David)
Place Ste Catherine,

HALFON, (Albert J.)

NAHMAN, POLNAUER & CO.
OTT (R) & Co.
ROSENFELD (Jacques & Armand)
RIETI & Co.
SACHS (Halifa) & FILS
SASSON (Jack Albert) & Co.

39, Rue Farouk,
3, Rue Pirona,
34, Rue Farouk,
Rue Nubar Pacha,
7, Rue Souk El Attarine,
12, Rue Caied Gohar,

第九章　資金及金融

莫大小工業は肌着類の製造より工藝用莫大小製品の製造に至るまで、其の範圍は頗る廣く、加ふるに生産の態樣、經營の方法も亦多種多樣であるから、資金及び金融關係も一樣ではない。從つて玆では之が一般的狀況に就て述べることにする。

斯業に要する資金は設備資金と經營資金とに分れる。設備資金は(一)工場の敷地、建物、(二)機械、器具で、此等に要する資金は規模の大小、製品の種類等によつて異なるを以て、一概に云ふことは出來ない。從つて說明の便宜上、使用職工數によつて工場を大(百人以上)、中(三十人以上百人未滿)、小(十人以上三十人未滿)の三種に分ちて設備資金の內容を觀るに

(一)工場の敷地、建物　六千坪の敷地(建坪は二千五百坪)を有せるものあるも、大工場に屬するものは大體に於て千坪乃至三千坪(建坪は七、八百坪乃至二千坪)の敷地を有し、建物は主にバラック式のもので、多くは新開地方面に散在してゐる。他方中及び小工場に屬するものは多くは店舖の近くに前者は七、八十坪乃至百五十坪、後者は二十坪內外の工場(敷地は共に借地が多い)を建築して操業してゐる。而して此等の資金として必要なる金額は敷地の所在地敷地の購入及び建物の建築時期等の相違によつて異なるを以て明言することは出來ないが、大體に於て物價の昂騰せざる時代に敷地を購入して建築されたものであるから、比較的少額であると云はれてゐる。

然るに上着類、帽子及頸卷類、和裝用莫大小製品は綿製肌着と異なり、簡單なる機械と設備とを以てよく製造に從事し得るを以て、此等の製造業者の多くは工場を新に建築すると云ふことなく、住宅又は住宅の一部を改造して職場となすのであるから、設備資金と稱すべきものは主に機械の購入資金である。

(二)機械、器具　此等に要する資金は大體に於て綿製肌着を製造せる工場とによつて異なる。卽ち綿製肌着の製造には壹丸、釣等の編立機械に、オーバーロック、二本針、三本針、月8飾り、穴絎り等種々雜多のミシンを必要とするを以て、之が設備に多大の資金を要すべく、大なるものにありては編立機三百七、八十臺、ミシン三百五、六十臺の設備を有せるを以て、少なくとも參拾萬圓の資金を必要とするも、大體に於て大工場では拾萬圓乃至貳拾萬圓、中工場では壹、貳萬圓乃至四、五萬圓、小工場では四、五千圓乃至壹萬圓の機械購入資金を要する。然るに其他の製品にありては釣、橫等の編立機械を要するも、裁縫(又は絎り)加工は普通裁縫業者(又は

絣屋）に委託して小規模に經營されてゐるから、之が設備に要する資金は八、九百圓乃至貳千圓で事足りる。

然し斯くの如く工場の設備を有せるものは極めて尠く、製造業者の大部分は單に店舖のみを有し、原料、生地、附屬品等を夫々其の後の作業を業務とせる賃業者に給付して製造せしめるのであるから、設備資金と稱すべきものゝ必要は殆ごない。但し綿製肌着及び裁縫手袋の製造業者にありては粗裁を自己に於て行ふ必要上、裁斷板、裁庖丁又はボンスの購入に五、六拾圓乃至百圓の資金を要する。然し大なるものに至りては（綿製肌着の製造業者に限る）裁斷板及び裁庖丁に五、六百圓を投じたり、又は一臺九、六百圓もする電氣カッターを使用して裁斷を行へるものがある。

次に原料、生地、附屬品等を問屋又は製造業者より給與されて製造に從事せるもの、卽ち編立業者並に裁縫業者の多くは小規模の家内工業者で、小規模の製造業者同樣住宅又は住宅の一部を改造して職場となすのであるから、設備資金と稱すべきものは主に機械の購入に要する資金で、この資金は其の業態により異なる。卽ち

編立業者　生地の編立には比較的大なる資金を固定する必要があり、動力を以て運轉するさせば少くとも十臺内外を設備せざるべからざるを以て、最低貳、參千圓の機械購入資金を要する。次に近時著しく需要增加せる上着類、和裝用莫大小製品の製造に要する横機は價格低廉なるを以て、七、八百圓の資金で相當に經營し得べく、又郡部、播州其他各地に散在せる手廻式靴下編機或は軍手を製造するに要する横機を以て小規模に經營する場合には、此等の機械の價格が極めて低廉で、一臺參、四拾圓乃至六、七拾圓のものであるから、貳、參百圓の資金を以てよく製造に從事することが出來る。

裁縫業者　庖裁屋は裁斷板、裁庖丁、電氣アイロン等の外に、少くとも二臺位の特種ミシンを設備せるを以て、機械器具の購入に最低千四、五百圓を要するも、本縫ひ並に衿廻り縫ひに要するミシンは一臺の價格が手動式のもので貳、參拾圓、動力式のもので七、八拾圓である。從つて小規模に經營する場合には五、六拾圓乃至貳百圓の小資本で足りるから、主に婦女子の内職に行はれてゐる。

經營資金として必要なるは（一）原料費、（二）生地費、（三）加工費、（四）附屬品費、（五）前貸費、（六）包裝費、（七）諸經費等である

（一）原料費　經營資金中最も重要なるもので、生産費の四割乃至七、八割を占めてゐる。從つて原料購入方法の巧拙は生産費の全體に及ぼす影響は極めて大である。三ヶ月乃至六ヶ月の先物契約をなすものあるも、製造業者の多くは必要に應じて現物乃至は翌月渡の契約で買付けるのである、其の支拂は現金拂を原則とするも、毛絲取引の一部にありては六十日サイト付手形拂のこともある。

（二）生地費　長期の契約をなすものは殆ごなく、現物乃至は翌月渡の契約で買付けるのである。其の支拂は月二回とし、現金拂を原則とするも、毛絲同樣六十日サイト付手形拂のこともある。

（三）加工費（又は工賃）　加工業者又は職工に支拂はれる資金で、原料費（又は生地費）に次ぐ重要なるもので、加工費は月一回、工賃は月二回とし、共に現金拂である。

原料費並に加工費が生産費に對する割合は製品の種類、經營方法の優劣等により夫々異なるを以て、茲では大阪莫大小タオル同業組合の調査（昭和二年）に係るものを揭げて參考に供しやう。

内譯	綿製肌着 輸出	綿製肌着 内地	綿製靴下 輸出	綿製靴下 内地
	円	円	円	円
原料費	二・〇二〇	四・三〇〇	一・七九〇	一・一七〇
原料加工費	・二〇〇	・三〇〇		
下拵費	・〇六〇	・〇七〇		
編立費	・二〇〇	・三〇〇	・四五〇	・六五〇
漂白費	・一一〇	・一二〇		
染色費	—		・〇七九	・一〇〇
起毛費	・〇三〇	・〇四〇		
截斷費	・〇三〇	・〇七〇		
裁縫費	・三五〇	・四二〇		
營業費	・一九〇	・二四〇	・一一三	・一二〇
公賦税金	・〇二〇	・二〇〇	・〇三四	・〇三五
利息	・〇六〇	・二〇〇	・〇〇六	・〇〇五
包裝費	・二〇〇	・二四〇	・〇一七	・〇四〇
仕上費	・〇六〇	・〇七〇	・〇五六	・〇七〇
利益	・一九〇	・四六〇	・〇六五	・一七〇
計	三・七二〇	六・八一〇	一・六一〇	二・四八〇

(四)附屬品費　加工綿布、鈕釦、リボン、ネーム等の附屬品購入に要する資金で、隨時必要に應じて買入れるのである。其の支拂は加工綿布類で一般の綿布商より購入する場合は綿絲同樣現金拂であるが、其他は月末勘定とし、現金拂を原則とするも、中には六十日サイト付手形拂のこともある。

(五)前貸費　專屬の編立業者又は裁縫業者に加工費の前拂と云ふ形式で融通される資金で、場合によつては此等賃業者の家計用に融通されることがある。此等の前貸には凡て現金を以てし、其の辨濟は漸次加工費より差引き、利息は一般に徵收せないが、稀に日歩貳、參錢を徵收することがある。

(六)包裝費　製品の包裝に要するボール製紙函の購入資金で、其の取引關係は附屬品の場合と大同小異である。

(七)諸經費　機械、器具の修繕費、諸公課及び營業に關する諸經費で、家計と混同せられ、判然たる區別がない。此等の經營資金として必要なる金額は製品の種類により、又は規模の大小により夫々異なるが、綿製肌着に於ては小規模に經營せば貳、參千圓(輸出向)乃至四、五千圓(內地向)で事足りるが、普通は貳、參萬圓處で、大なるものは貳、參拾萬圓に上るものである。靴下、手袋に於ては之より少額で、帽子及頸卷類又は上着類に至つては原料は延手形で購入し得るを以て五、六百圓乃至千圓で經營することが出來る。

次に編立業者又は裁縫業者の經營資金は工賃、機械の修繕費、ミシン用縫絲等の買入れに要する資金で、原料、生地の買入れから、製品の賣捌に要する資金に比すれば極めて少額で事足りる。

斯業に要する資金は大體右の如くで、設備に要する資金は株式によつて調達せられるが如きことは殆どなく、多く

は創業者の貯蓄によつて支辨せられるのである。尙編立業者及び裁縫業者の內には問屋又は製造業者より機械を貸與せられて操業してゐるものがある。此等の賃業者は問屋又は製造業者の所謂專屬工場で、工賃の內より漸次差引かれて、機械を自己の所有となすのである。

次に經營資金は生產費の大部分を占むる原料費(又は生地費)、加工費(又は工賃)が凡て現金拂であるから、設備資金同樣の方法によつて資金を調達し、賣上代金は之を以て次回の經營資金に充當せしめるのである。製品の賣上代金は輸出向にありては主として月二回の六十日サイト付手形拂を主とし、甚だしきに至りては九十日の長期に及ぶことがある。有力なる製造業者は銀行にて手形の割引(日步壹錢四厘乃至貳錢參厘)をなし、直に經營資金に充て得るが、銀行を利用し得ざるものは手形に裏書して、生地問屋、毛絲問屋等に對し廻し手形として讓渡するが、何分原料、生地、加工費等經營資金の大部分が現金拂であるから、其の手形の振出人たる問屋又は知己に手形の割引を依賴し、かくして經營資金に當てるのである。

莫大小製造業者の金融機關には銀行、製品問屋、同業者、個人金貸業者の四種がある。銀行は今日製造業者の大部分が之を利用し、當座勘定を開く外、手形の割引、輸出手形の買入等を依賴し、有力なるものにありては更に工場の敷地、建物を擔保に供して資金の融通を受けることがある。然し製造業者の約三割は銀行と當座勘定を開くも、手形の割引は殆ど不可能とされてゐるから、手形を振出せる問屋又は同業者或は個人金貸業者に手形の割引を依賴せなければならない。問屋又は同業者が手形を割引する場合、其の割引料は日步參錢乃至參錢五厘であるが、問屋又は同業者はかゝる金融を餘り歡迎せざるを以て、銀行を利用し得ざるものは主に個人貸金業者を利用するのである。

個人貸金業者が金融をなす方法に次の如き三種がある。

其(一)は原料及び生地の擔保で、製造業者は投機的に買付をなさゞる以外、原料生地は一般市場に於て隨時必要に應じて買入れるため、之によつて資金を調達するが如きことは殆ごないが、時には經營上の事情により、或は使用原料又は生地の特種なる場合等には原料、生地を擔保とすることがある。この場合時價の四割乃至六割を三十日乃至六十日を期限として日步參錢乃至五錢で融通するのである。

其(二)は製品の擔保で、製造業者は多くは註文生產にして、見越生產をなすもの少きため、製品を擔保として資金を調達することはないが、時に見越生產により又は取引上の手違等にて製品の手持を餘儀なくせられることがある。この場合前者同樣の日步で融通される。

其(三)は手形の割引で、其の割引料は五錢乃至七錢の高日步である。

斯くの如く銀行を利用し得ざるものは高利の資金を使用して製造に從事することゝなり、生產費を增し、他方販賣の際には問屋で製品の價格を値引せられる關係上、經營困難に陷り、勢ひ粗製濫造に陷らねばならない。この結果一般の製造業者も彼等の供給する値段を以て自己の製品を律せらるゝため少なからざる不利益を蒙りつゝある。

第十章　莫大小工業助長機關

第一節　大阪莫大小タオル同業組合

大阪莫大小タオル同業組合は明治十四年大阪府甲第二百二十二號布達に基き、大阪四區内の同業者が莫大小仲間規約を設け、同十五年九月一日大阪府知事の認可を得て設立されたる同業仲間の後身で、明治二十一年九月大阪府組合の準則によりて大阪四區及隣近郡村莫大小商工組合と改稱し、明治三十三年重要物産同業組合法に基き組織を改め翌年二月四日農商務大臣の認可を得て大阪莫大小タオル同業組合と改稱して今日に及ぶ。

組合は大阪府一圓（但しタオルは大阪、堺の二市）を地域とし、府下に於ける莫大小タオル製造業並に販賣業を營めるものを以て組織し、組合員は更に第一部を莫大小の製造業者とし、第二部を莫大小の販賣業者とし、第三部をタオルの製造業者並に販賣業者とす。現在（昭和六年三月末）の組合員數は九百九十一名で、之を部別に示せば次の如くである。

第一部	莫大小製造部	六七〇名
第二部	莫大小販賣部	二七〇
第三部	タオル部	五一

本組合には組長、副組長、評議員等の役員の外に、各部より選出せる代議員を設く。組合經費、收支豫算及び經費賦課徵收法は、代議員會の決議を經て主務大臣の認可を受くるものであるが、現行の賦課標準は各部選出の評議員を以て構成せる査定委員會に於て査定したるものを、評議員會に附議し各部會に於て選出されたる同數の査定委員とを以て構成せる査定委員會に於て査定したるものを、評議員會に附議して決定されたる等級割で、組合員を十三等と等外の十四等級に分ち、一ヶ年の負擔額を一等百貳拾壹圓、二等九拾九圓、三等七拾七圓、四等五拾七圓貳拾錢、五等四拾四圓、六等參拾壹圓九拾錢、七等貳拾參圓拾錢、八等拾六圓五拾錢、九等拾貳圓拾錢、十等八圓八拾錢、十一等六圓六拾錢、十二等四圓四拾錢、十三等參圓八錢、等外貳圓六拾四錢とし、左の四期に分納せしめてゐる。

第一期	自四月一日 至六月三十日	第二期	自七月一日 至九月三十日
第三期	自十月一日 至十二月三十一日	第四期	自翌年一月一日 至同年三月卅一日

組合の事業は

一、製品ノ取締ヲ爲スコト
二、製品ノ改良ヲ圖ルコト
三、販路ノ調査及擴張ヲ圖ルコト

四、本業ニ關シ功績アル者及組合ノ業務ニ關シ功績アル者ヲ表彰スルコト
五、使用人ノ取締及保護奬勵ヲ爲スコト
六、取引其他營業上ニ關スル紛議ノ仲裁判斷若クハ調停ヲ爲スコト
七、組合員ノ請求ニヨリ其營業上ニ必要ナル證明
八、其他取引ノ改善製品ノ改良ニ關スル必要ナル事項

等である。尙組合員の粗製濫造に陷るを防止するがために、組長の命を受けたる巡視員（現在は二名）を組合員の店舖又は工場、其他に派遣し、製造の狀況、製品、其他に就き組合の規定に違ふものなきや否やを注意査察せしめてゐる。今同組合の規定せる製品の標準を示せば次の如くである。

一、染色ハ堅牢ヲ旨トシ容易ニ變色又ハ褪色セサル樣染上ヲ爲スコト
二、縫糸ハ三合糸タルコトヲ要ス但シ伸縮セサル個所ハ絹糸ニ限リ二合ヲ使用スルコトヲ得
三、縫糸ノ番手ハ伸縮スル個所ハ19/3（四十番手三合ノコト）以上トス但シ薄地ノモノハ80/3迄ノモノヲ使用スルコトヲ得
四、地縫ハ調子ヲ緩ニシ送リ一吋ニ付肌着ハ十針手袋ハ十五針縫靴下ハ十二針ヲ下ラサルコト但シ「ジヤケツ」ハ之ヲ除ク
五、穿往ハ兩留トシ其ノ留ヲ四回以上トスルコト

六、劣等ナル眞珠「ドブ貝」製ノ釦若クハ劣等ナル貝釦其他製品ニ適應セサル粗惡品又ハ不完全ナル「ホック」ヲ用ヒサルコト
七、釦付ハ20/3以上トシ二回以上根卷ヲ爲シ糸尻ヲ留メルコト但シ機械付ハ此ノ限リニアラス
八、縫糸ハ人造絹絲ヲ用ヒザルコト但シ裝飾ニ使用スルモノハ此ノ限リニアラス
九、特種品ノ外莫大小ノ特色ヲ失フ幅出シヲ爲サヽルコト
十、裁縫ノ際白蠟ヲ用ユルノ外蠶付ノ如キ他日油汚ノ生スルモノヲ用ヒサルコト
十一、過度ノ藥物ヲ用ヒ其ノ他地質ヲ脆弱ナラシムル如キ晒ヲ爲サヽルコト

同組合は創立以來年久しく、其の間莫大小工業の發達に伴ひ、同業者弊風の矯正、製品の改善、職工徒弟の取締、商標見本査證等多大の貢献を爲せるは顯著なる事實である。

第三節　大阪輸出莫大小工業組合

大阪輸出莫大小工業組合は輸出莫大小工業の改良發達を圖るため共同施設を爲す目的を以て、和和二年二月二十三日商工大臣の認可を得て設立されたるものである。組合の地域は大阪府一圓で、同地區内に於て輸出莫大小製造を業とする者を以て組織せられ、現在（昭和五年三月末）の組合員數は三百四名で、組合の事業は

一、組合員ノ製品ノ原料若クハ材料又ハ製造若クハ加工ノ施設ニ對スル取締ヲナスコト

二、組合員ノ委託ニヨリ原料材料ノ供給ヲナスコト
三、組合員ノ委託ニヨリ製品ノ販賣ヲナスコト
四、取引價格ノ協定又ハ生産ノ調節ヲナスコト
五、組合員共同ノ利用ニ供スヘキ諸般ノ製造若クハ加工ノ設備ヲナスコト
六、莫大小工業ノ改良發達ヲ圖ル爲メ組合員ヲシテ積立金ヲ爲サシムルコト
七、海外市場ノ調査並報告及販路擴張ニ關スル施設ヲナスコト
八、製品、原料及材料若クハ製造及加工ノ改善ニ關スル試驗及研究ヲナスコト
九、以上ニ附隨スル一切ノ事業其他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設ヲナスコト

等で、現在實施中のものは第六項の積立金制度である。この制度は製造業者の絶えざる競爭により市價が低落し利潤が漸次減少し、斯業の經營を益々不利ならしむる傾向あるに鑑み、檢査の手數料を納入すると同時に、一定の金額を積立てしめて、最少限度の利潤を確保すると共に、市價の低落を防止せんとするを目的とし、昭和二年四月一日より實施されてゐる。今同組合の制定せる品種別積立金額を示せば次の如くである。

肌衣	一打ニ付 四錢
靴下	同 一錢

其他同 四錢

尙この積立金及び利息は本規程實施後滿二ケ年を一期として各組合に拂戻されるものである。

本組品は品種別若くは其の輸出地方別に一定の部會を置き、輸出の增進又は商取引の改善、其他莫大小工業の改良發達に資すべき研究及び審議を行つてゐる。左に部會名並に現在(昭和六年三月末)の會員數を掲ぐ。

(1)	印度部會	七四名	
(2)	米阿部會	七八	
(3)	南洋部會	四五	
(4)	濠尼拉部會	二六	
(5)	支那部會	三五名	
(6)	英國部會	二四	
(7)	靴下部會	二八	
(8)	手袋部會	一二	

この部會は一ケ年二千打以上を輸出する組合員を以て組織せられ、主屬部會は最も多量に輸出する方面若くは品種を以て定められてゐる。

印度取引の改善 輸出莫大小が印度に仕向けられてから既に幾十年を經過してゐる。然るに最近迄製造業者と神戸輸出業者及び印度輸入業者の各取引者間に完全なる取引條件が規定せられざりしため、時に受渡に際し或は受渡終了後と雖、甚だしきは數年の後に於てすら、賣買當事者相互間に紛爭の起ることは稀でなかつた。之がために製造業者は何れも安んじて業に從ふを得ず、數年數十年の粒々辛苦經營したる事業も、一朝大なるクレーム問題が惹起せば其の

根底を危くし、不慮の災厄に當面するが如き例も尠くなかつた。

於茲印度部會の有志はこの不備なる狀態を是正すべく發意し、昭和四年六月以降委員を擧げて、印度向莫大小を取扱ふ神戸輸出商の團體たる神戸貿易同業組合内の火曜會に對し交涉を開始し、多大の勞力と時間とを割きて幾回となく接衝したる結果、遂に昭和五年七月左の如き條件の下で今後の賣買契約を實行することに決定した。卽ち

一、賣買契約成立シタル物品ニ對シテハ正當ノ理由ナクシテ賣主及ヒ買主ノ一方ニ於テ之カ取消ヲ爲スコトヲ得ス

二、契約物品受渡完了後ニ於テ買主ハ該物品ニ就キ苦情ヲ申出サルモノトス

但買主ニ於テ檢査不可能ノ物品ニ對シテ萬一苦情アルトキハ仕向地着荷後三十日以内ニ電信通報ニ依リ申込ムモノトス

三、契約品ノ量目ハ平均百分ノ二以内ノ輕目ノモノニ對シテハ値引ヲナサス授受スルモノトス

但百分ノ三ノ輕目ハ賣價ノ二分、百分ノ四ノ輕目ハ賣價ノ四分ノ値引ニ應スルモノトス

四、染色ノ濃淡相違ハ技術上止ムヲ得サル程度ノモノハ買主ニ於テ認容スルモノトス

五、賣主ハ納期ヲ嚴守スルコト勿論ナルモ納期後十日以内ニ引渡ヲナシタル物件ニ對シテハ買主ハ値引ヲ爲サス授受スルモノトス

六、物品ニ買主ノ商標ヲ貼付スル場合ハ其商標代金ハ買主ノ負擔トス

七、契約物品ニ對スル明細書ハ納期五十日以前ニ賣主ニ到着スル樣發送スルヲ要ス

八、契約成立後賣主ハ契約品ノ品質、吋、仕立、色ノ變更ニ應セサルモノトス

九、見本代金ハ總テ價格ノ七割五分トス

十、契約物品ノ代金ハ總テ現金ヲ以テ支拂フモノトス

但内金支拂ノ場合ハ其殘金ハ一週間以内ニ支拂ヲ了スルモノトス

斯くの如き賣買條件の統一に關聯して、神戸商館側と印度本國輸入商との取引にも甚大なる影響を及ぼすに至るべきは言を俟たない。而してこの間の取引を合理化せんがためには是非共製造業者と神戸輸出商とが相提携して印度輸入商に當り、爰に大阪、神戸側相互の間に決定したる取引條件に準據したる標準賣買契約書を確定し、將來の取引の安全確實を期するの必要が生じて來たので、神戸貿易同業組合印度委員と大阪輸出工業組合印度部會委員との間に協議を進め、昭和五年八月日本輸出莫大小商工協會なる協同團體を組織し、左の如き印度取引の標準賣買契約書を完成し、其の實施期を昭和五年一月一日と決定した。

（小大莫向度印領英）

賣約契買賣書　契約番……

品名及仕立明細	品名										
	品質	元見本番			號						
	首										
	同前縫ノ種類										
	釦										
	前衿										
	胸當										
	仕立	貫	繼		總オバー	摺					
	袖										
	裾	吋									
寸法	下靴										
	胸圍										
	身丈										
	袖丈										
	壹吋別打數										
摘要	量目	壹打ニ付平均								以上	匁
	柄										
	色										
	ネーム										
數量	打入	箱									
包裝明細	各	打宛									
	紙函 色				天貼						
	紙函 縁				前貼						
	紙函 寸法				テープ						
	紙函 包紙				帶紙						
スタンプ指定											
價格											
荷物受渡場所											
受渡期日	年 月 日	箱									
	年 月 日	箱									
	年 月 日	箱									
	年 月 日	箱									
	年 月 日	箱									
特別指定											

積出見本ハ必ズ賣買事項ニ記入スル事

荷物發送前ニ買主ニ提出ス

日本輸出莫大小商工協會所定

一、賣買契約成立シタル物品ニ對シテハ正當ノ理由ナクシテ賣主及ビ買主ノ一方ヨリ取消ヲ爲スコトヲ得ス

二、契約物品ニ就キ苦情ヲ申出サルモノトス　但買主ニ於テ檢査不可能ノ物品ニ對シテハ荷物受渡完了後ニ於テ買主ハ該物品ニ就キ苦情アルトキハ仕向地着後十日以内ニ電信通報ニ依リ申込ムモノトス

三、契約品ノ量目ハ平均百分ノ貳以内ノ輕目ノモノニ對シテハ値引ヲナサス　授受スルモノトス　但百分ノ三ノ輕目ハ賣價ノ二分百分ノ四ノ輕目ハ賣價ノ四分ノ値引ニ應セサルモノトス

四、染色ノ濃淡相違ハ技術上止ムヲ得サル程度ノモノハ買主ニ於テ諒容スルモノトス

五、賣主ハ納期ヲ嚴守スルコト勿論ナルモ納期後十日以内ニ引渡ヲ爲シタル物件ニ對シテハ買主ハ値引ヲ爲サス　但受スルモノトス

六、物品ニ對スル明細書ハ納期五十日以前ニ賣主ニ到着スル樣發送スルヲ要ス

七、契約物品ニ對スル明細書ハ納期五十日以前ニ賣主ニ到着スル樣發送スル

八、契約成立後賣主ハ契約品ノ品質吋仕立色ノ變更ニ應セサルモノトス

九、契約物品ノ代價ハ總テ現金ヲ以テ支拂フモノトス　但內金支拂ノ場合ハ其殘金ハ一週間以內ニ支拂ヲ了スルモノトス

十、

右記載ノ諸條件ニ依リ賣買契約候也

昭和　年　月　日

（本證ハ賣買當事者各一通宛ヲ領置ス）

賣主

買主

日本輸出莫大小工業組合聯合會は所屬組合相互の氣脈を通じ、共同一致して營業上の弊害を矯正し、其の利益を增進する目的を以て、昭和二年六月二十八日商工大臣の認可を得て設立されたものである。

組合の地域は日本全國で、同地域内に於て輸出莫大小製造を業とするものを以て組織する工業組合を以て組織されてゐる。現在（昭和六年三月末）の所屬工業組合は大阪輸出莫大小工業組合、東京輸出莫大小工業組合、名古屋輸出莫大小工業組合、兵庫縣輸出莫大小工業組合の六で、組合の事業は

一、所屬組合ノ組合員ノ製品檢査及ビ取締ヲナスコト

二、輸出港稅關構內ニ於テ輸出莫大小貨物ノ檢査取締ヲナスコト

三、製品ノ改良及ビ販路ノ擴張ニ關スル講究及ビ施設ヲ爲スコト

四、其他本聯合會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一切ノ事業及ビ施設ヲ爲スコト

等で、現在實施中の主なる事業は製品の檢査である。

製品の檢査　大正三年歐洲戰爭勃發するや、交戰諸國は全產業能力を擧げて戰時必需品の製造に向けざるべからざる狀態となり、其の結果生產工業は閑却せられ、莫大小製造工業の如きも自國軍隊の需要を滿たすに汲々として、平素盛に海外に輸出しつゝありし其の供給は殆ど杜絕するに至り、其の補給を我國に求むるもの一時に殺到し來たつた當時に於ける本邦の莫大小工業は、多年東南洋の未開諸國の需要者を相手とし來れる結果、設備及び技術に於て未

だ不備の點尠からず、從つて斯くの如く世界各市場より一時に多額の註文の殺到するありては到底充分なる製品を以て之に應ずること能はず、勢ひ時に或は粗製に流れ、或は積出期日を遲延し、需要の盛なること正比例して一方に需要者の不滿の聲漸く高く、中には第二次の契約を取消し、又は送荷を返還するものすら生ずるに至つた。

斯くの如き餘儀なき不安に加ふるに、一面に於て原料の騰貴、各國輸入の禁止、船腹の不足等種々の障碍困難頻出して、當業者は殆ど五里霧中に彷徨せるの狀態にあつた。

この時に當り農商務省に於て主催せる經濟調査會は各實業團體より選拔せる代表者を招集して、之が意見を聽取し種々研究の結果、要するに本邦の製造工業は概して規模小にして、今日の如き多額の註文に接しては勢ひ製品不統一に流れ、又粗製に陷るを免れず、依て其の品種に對する全國の工場を大なる一工場と見做し、何れの工場に於て製造せらるゝものも、一定の標準規格によつて檢査を施し、其の檢査に合格したるものにあらざれば、之を海外に輸出するを得ざることゝして、其の改善向上を期し、以て信用の維持回復を圖るべきであると云ふ結論に到達した。卽ち農商務省はこの結論に基き生絲、花莚等の輸出檢査に則り、輸出檢査を實施すべく決定せるも、之を全部の輸出品に施行するは困難なるこ、又其の必要なきを以て、先づ麥稈眞田、硝子、琺瑯鐵器、燐寸及び莫大小の五種に向つて之を行ふべく、而して之を國立檢査とするは經費の上に於ても豫算の許さゞるものあるを以て、各組合をして檢査せしめ、之に補助を與へ、且つ省令を以て之を強制することゝし、其の趣旨を各組合に通達したのである。

而して莫大小に對しては大正六年春以來大阪を首め各地の同業組合に對し、一日も早く之を實施すべく勸說するこ

共に之が實施方法に就ては能く同業者の意見を聽き之がために一時たりこも輸出を阻止することなきを期した。

於茲東京莫大小同業組合、大阪莫大小タオル同業組合、横濱莫大小同業組合、名古屋莫大小同業組合、神戸貿易同業組合の五組合を以て、大正六年十二月六日農商務大臣の認可を受けて日本輸出莫大小同業組合聯合會なるものを組織し習七年三月一日より全國一齊に檢査を實施し以て今日に及んでゐる。尙この檢査事務は昭和二年四月一日よりは大阪輸出莫大小工業組合に、同年六月二十八日よりは日本輸出莫大小工業組合聯合會に引繼がれた。(本項並に第一章沿革はメリヤス全書參考)

今其の檢査標準を示せば次の如くである。

日本輸出莫大小工業組合聯合會定款第五十條

一、商慣習ニ合致セザル寸法ニ仕立テタルモノ但正當ノ事由アルモノヲ除ク

二、組合セ物ニシテ品位形狀又ハ大キサ著シク不同ナルモノ

三、甚シク粗笨ナル生地又ハ不當ニ引延シタル生地ヲ使用シタルモノ

四、厚サ均等ナラザルモノ

五、精練、漂白、染色、起毛若クハ整理著シク不良ナルモノ又ハ容易ニ變色若クハ褪色スルモノ

六、瑕疵、汚染其他ノ缺點目立ツモノ

七、縫目粗雜ナルモノ、織弱ナル縫絲ヲ使用シタルモノ又ハ生地ノ伸度ニ副ハザル縫合ヲ爲シタルモノ

八、人造絹絲ヲ使用シテ其旨ヲ明示セザルモノ

九、紐釦其他附屬品ノ品質著シク不良ナルモノ又ハ其附方亂雜ナルモノ

一〇、著シク粗惡ナル原料ヲ使用シタルモノ又ハ不正ノ加工ヲ爲シタルモノ

一一、前各號ノ一ニ該當スルニ至ラザルモ前各號ヲ參酌シ實用ニ適セズト認ムルモノ

一二、製品ノ品位ニ付制限ヲ設ケタルモノニシテ其制限ニ據ラザルモノ

而してこの檢査標準は左記の規格に據るものである。

同定款第五十一條

一、縫目粗雜ナルモノトハ縫目外レ針疵及ビ送リ一吋ニツキ肌衣十針、靴下十二針、手袋十五針（厚地ノモノハ十針）未滿ノモノヲ云フ但シ綱シヤツヲ除ク

二、纖弱ナル縫絲トハ三合絲未滿ノモノヲ謂フ、伸縮スル筒所ノ縫絲ハ42/3以上ノ太サナルコトヲ要ス、但シ薄地ノモノハ80/3ノ太サ迄ノ縫絲ヲ又絹縫絲及オーバーロツク裾引ハ二合絲ヲ使用スルコトヲ得

三、釦釦其他附屬品著シク不良ナモノトハ不完全ナルホツク及ビ形狀色合ノ不整又ハ脆弱ナル釦其他製品ノ品位ニ適應セザル粗惡品ヲ謂フ

四、附方亂雜ナルモノトハ釦付ハ20/3以上ノ太サノ絲ヲ使用セズ釦付絲尻ノ兩端ヲ結合セザルモノヲ云フ（機械付ヲ除ク）

五、不正ナル加工ヲナシタルモノ、中ニハ穴絆ノ兩留四回未滿ノモノ、縫止ノ不完全ナルモノヲ含ム

六、絹靴下ノ寸法、編目、釦付及ビ其他ノ事項ニ付左ノ標準ニ依ラザルモノハ合格トナスコトヲ得ズ

但シ正當ノ事由アルモノ又ハサイズハ男子用ハ九吋婦人用ハ八吋未滿ノモノヲ除ク

品種＼項目	寸法	編目	釦付	其他ノ事項
男子用短靴下	長サ十三吋以上	一吋間廿二以上	一打ニ付六十釦以上	「ヘム」ノ深サ一吋以上伸度五吋以上
婦人用長靴下	長サ二六吋以上	一吋間廿二以上	一打ニ付八十釦以上	「ヘム」ノ深サ一吋以上伸度九吋以上

七、甚シキ粗笨ナル生地トハ左ノ標準未滿ノモノヲ謂フ

天竺	半吋間ノ度目	23	18	17	16	15
肌衣	生地糸番手	30	20	16	14	12	10	8

檢査員は聯合會長より商工大臣に申請して任命し、檢査長、檢査主任及び檢査員を置き、本部を大阪市に置き、支部を各工業組合所在地に設け、檢査を全國的に統一してゐる。今檢査部の組織別人員數並に所在地を示せば次の如くである。

區分		職（係）	人員	所在地
本部	本部	檢査長	一	
		庶務	一	
		監督	一	大阪市此花區上福島南三丁目一四二
		商標	一	
		稅關	二	
	神戸出張所	檢査（主任共）	三	神戸市三宮町三丁目一八田中ビルデイング
大阪支部		檢査主任	一	本部所在地ニ同ジ
		庶務	一	
		工場	三	
		檢査	一八	
東京支部		檢査（主任共）	二	東京市日本橋區藥研堀町一九
名古屋支部		同	二	名古屋市西區堀江町二丁目
兵庫縣支部		同	五	兵庫縣印南郡米田町神爪
横濱支部		同	一	横濱市中區相生町三丁目五〇

聯合會の檢査は受檢者の請求によつてなす出張檢査で、檢査の場所は受檢者の工場又は店舗にして、工場の設備を有せるものは工場で、賃業者を利用せるものは店舗で夫々檢査を受けるのが常である。

受檢者は檢査前日又は當日午前八時迄に電話（又は電報）を以て檢査申請をなし、受檢品を一定の場所に包裝の儘推積し置き、左記檢査申請書の各項に所要の記入をなして、檢査員に差出せば檢査員は之によつて現物と對照して檢査をなすのである。檢査は抜取檢査で、其の數量は檢査員によつて夫々異なるが、組合の制定せる最低標準は受檢個數が百打以下の場合には百打に付き三打、五百打以下の場合には百打に付き二打、五百打以上の場合には十打以上と云ふことになつてゐる。

第　號

檢査申請書

日本輸出莫大小工業組合聯合會御中	
品名	
品番	
數量	打入　個計　打
受檢日時	月　日午　時
受檢場所	
仕向地	
手數料	百　十　円　十　錢　厘
積立金	百　十　円　十　錢　厘
一打ノ價格	總價格
圓　錢	圓　錢
外番証號	
昭和　年　月　日	
（住所）（氏名 捺印）	

受檢品記號
幅　吋
還付サレタル月日
月　日
証紙所要數
備考

檢査に合格したるものには包裝毎に組合規定の一等合格證を登錄記號（組合員は聯合會に於て登錄したる記號を製品毎包裝の見易き箇所に押捺するか、若くは印刷の上貼付せなければならない。而してこの記號は聯合會の規定せる

輪廓内にアラビヤ數字を以て表示せられる。其輪廓形狀は大阪支部が○縦一吋横一吋半の楕圓形、東京支部が◇、横濱支部が⇔、名古屋支部が△、兵庫縣支部が□である）と並べて貼付し、更に外裝には外證標並に内容明細書を貼付の上、本會所定の割印を押捺するのである。但し小包のものは内容明細書を省略し、外證に内容を記入するのである（この割印は詰替又は檢査後開函を防ぎ、其の間に不正手段を講ずることを得ざらしめるための手段である）

尚定款第五十三條に規定されたる製品、卽ち（一）或る一部に缺點あるも實用に適するもの、（二）元見本に比し其の等差著しきもの、（三）第五十二條に依り還付したる製品にして一等合格とす程度にあらざるものは、之を格下合格品とし、格下合格證を前者に準じて貼付するのである。

檢査手數料は昭和六年一月二十四日に制定されたるもので、今之を組合員並に非組合員別に示せば次の如くである

組合員檢査手數料

品目		一打ニ對スル手數料
肌衣	絹天竺裏	七錢一厘
	毛天竺裏	二錢五厘
	絹人毛天竺裏	一錢八厘
靴下	絹長短	三錢六厘
	毛長短	一錢四厘
	絹人毛長短	二錢一厘

品目		一打ニ對スル手數料
手袋	絹	四錢一厘
ジヤケツ	絹毛人絹	一錢二厘
	絹人毛絹	三錢六厘
首卷、腹卷	絹	一錢五厘
	毛絹	二錢五厘
	絹人毛絹	三錢五厘
再檢査（一個ニ付）	大	十錢
	小	五錢

非組合員檢査手數料

品目		一打ニ對スル手數料
肌衣	絹其他	二十錢
	毛其他	十錢
	絹毛人絹其他	十錢
手袋	絹其他	十錢
	毛其他	五錢
	絹毛人絹其他	十錢
靴下	絹其他	十錢
	毛其他	五錢
	絹毛人絹其他	十錢

品目		一打ニ對スル手數料
ジヤケツ	絹毛人絹其他	十二錢
	絹人毛絹其他	十錢
首卷、腹卷	絹其他	十錢
	毛絹其他	十錢
	絹人毛絹其他	十錢
再檢査（一個ニ付）	大	十三錢五厘
	小	十錢

而して定款第五十二條の規定によつて（卽ち第五十條に該當する場合に於て其の缺點を除去し得べきものと認めたるときは其の旨を示し之を補修のため還付することを得）補修還付の査定を受けたるものは所定の誓約證を提出し、指定期間内（一週間以内）に補修の上再檢査を申請せなければならない。其の再檢査手數料は前記の五倍である。尚不

合格品には製品毎個に組合の規定せる不合格なる印が押捺されるのである。

更に聯合會は檢査事務の完璧を期するために、檢査機關の外に事前機關として工場係を設けて、加工場を巡視せしめ、加工中製品に對する指導監督をなし、不良品の未然防止を圖り、第一次取締機關として監督係を置き、檢査所に於ける製品の取締及び監督に當らしめ、第二次取締機關として、輸出港に檢査員を配置して、輸出品の開函檢査、未合格品の取締及び事故防止に當らしめてゐる。今之を圖示せば次の如くである。

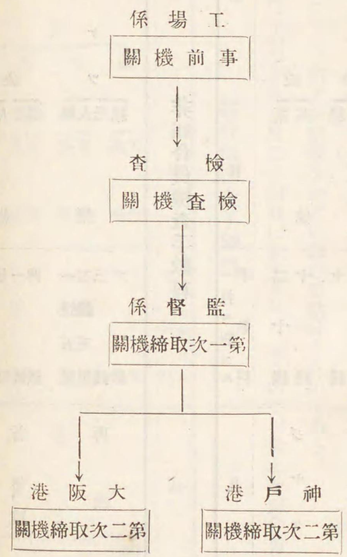

今製品の檢査開始以來の檢査成績を示せば次の如くである。

區分 / 年別	受檢數量	一等合格	二等合格	不合格	檢査數量ニ對スル不合格千分率
大正七年	六、七三四、二四四打	六、四五〇、八七六打	九五、六二五打	一八七、七三一打	二七・七
同八年	八、九五一、六二九	八、四八一、六二九	七八、一五五	二九〇、八五五	四三・六
同九年	七、三三一、〇一八	六、八七四、九八二	五八、二九〇½	二九七、七三八½	四一・一
同十年	三、一三三、二三〇	三、一二五、七四一½	三三、八四〇½	八二、六三八	二五・三
同十一年	四、七五六、七九五½	四、六〇七、九三一½	四〇、五八〇½	八八、二八一½	一八・六
同十二年	六、一四六、一七八½	六、〇一〇、〇六八½	三八、〇四七½	九八、〇六二	一五・九
同十三年	六、四五二、六九七½	六、三五八、六三一½	二七、三四二½	七六、七三〇	一二・九
同十四年	八、四二八、三四一½	八、二六二、五四〇½	二五、二〇八½	一三〇、六二〇½	一五・五
昭和元年	八、六九三、七九一½	八、五四四、八二五½	三〇、二二五½	二八、七六二	一三・五
同二年	一〇、三二六、一一二½	一〇、一七、一四一½	九七、三二六½	九八、〇五三½	九・四
同三年	一二、五六、五六一½	一二、三四、〇三五½	九四、五七二½	一一七、九〇八½	一〇・八
同四年	一三、八五一、一一三	一三、二六八、七五〇½	九八、〇五八½	一二四、二九二½	八・八
同五年	一三、三〇三、六五五	一三、一三五、九七一½	七三、四八五½	九六、六九五½	七・二

備考　大正七年は三月より年末迄の數字を掲ぐ。

次に聯合會が其の創立以來斯業の發達を助長する目的を以て行ひし事業中最も顯著なるものは商標貼付制並に品位制限の制定である。

商標貼付制　輸出莫大小の取引に於ては從來聯合會の規定により製造業者の記號を其の製品に付したのであるが、商標に就ては一切製造業者を除いて殆ど全部が輸出業者又は海外輸入商等の指定により、其の註文品に對しては商標、ネームは勿論、スタンプの押捺に至る迄凡て買手指定のものを附したので、我輸出莫大小業者又は海外輸入業者等の下請製造をなしつゝあるやの觀があつた。從つて親切に優良なる製品を海外に輸出し、製品の眞價が認められ、當然返り註文あるべき場合こ雖、製造業者の商標にあらざる關係上、註文者は商標指定の自由を有し、値段本位の取引で他の安値製造業者に註文し、返り註文も元の製造業者に來らざるが如き結果を生じ、製品に對する製造業者の努力が認められなかつた。之がため自然製造業者は註文によつて指定されたる範圍内に於て製造したる製品さへ引渡せば事足りるこ云ふが如き觀念を抱くに至り、延ては不正競爭を誘發するこゝなる。他方又買方の商標を附して海外に積出されたる後に於て苦情の惹起したる場合等に於ては既に製品は海外にあり、而も輸出品の多くは夫々仕向地の嗜好に應ずる特色あるもので其の需要地に於て處分する必要上柄、製品の商標、ネームは勿論、スタンプ等凡て買方指定のものであるから、假令クレームの條件が不當なりこ認められゝ場合こ雖、商標關係に於て自由に他に轉賣し、又は其他の處置をなすこと困難にして、自然不當不利の條件を甘受せねばならない立場に置かれる。於茲如上の弊害を製造業者自身の商標貼付により一掃せんこする要求が生まれたのである。尙又製造業者の商標を貼付するに於ては需要地に於て品質が認められ、再註文をする場合は、商標により當該製造業者のみに註文を爲すこゝなり、其の結果不正競爭を防止するは勿論、商標に對する製品の信用を保持すべく製造業者は一層責任ある製品を作り將來取引關係も尠からず改善せらるゝこゝなる。右の見地から昭和四年四月一日より商標規定が制定せらるゝに至つたのである。然しこの制度を直に實施するこせば關係業者に多大の損害を及ぼす虞あるを以て、暫定策こして輸入業者又は海外市場に於ける商人の商標又はネームにして從來使用せしものゝ內、聯合會に於て詮衡せしものに限り、昭和七年三月三十一日迄之を使用せしめるここになつた。但しこの場合は製造業者の商標をも貼付せなければならない。

品位制限　麻尼拉、南洋、英國等本邦品の重要なる海外市場に於ては製品に品番を附したる一定仕立の製品が取引の標準こなつてゐる。而してこの品番に對する取引は多くは品番によつてのみ取引されてゐるので、製造業者は其の間隙に乘じ生地の品質(生地の度目を減ず)を粗惡にし、或は寸法を短くし、或は附屬材料の品質を低下せしめて、不正販賣競爭を行つたので、この方面の製造業者は非常なる苦痛を感じたのである。於茲聯合會は競爭による品質の低下、並に市價の低落を防止する目的を以て、昭和五年一月二十七日より麻尼拉向肌衣、南洋向肌衣等の品位制限を實施した。今之を掲げば次の如くである。

麻尼拉向肌衣品位制限規定

通品番	最低量目

品番＼巾吋	仕立區分	A (36″)	B (34″)	C (32″)	D (30″)	E (28″)	F (26″)	G (24″)	H (22″)	I (20″)
A 三三〇〇 三三〇〇	30s 首鹿子小櫻劍先持出衿護謨付半袖	二三五	二一五	一九五						
一一一〇 一〇〇一 一〇〇三	30s 共生地首二本針護謨ナシ半袖ジヤーシー	二一八	二〇〇	一八二						
A 五五二	30s 首鹿子小櫻劍先持出衿護謨付半袖					一三八	一二三			
一一一〇 一一一一	30s 共生地首二本針護謨ナシ半袖					一二八	一一二			
四〇〇〇	30s 共生地首二本針護謨ナシ半袖		一九三	一七五	一五七					
A 五〇〇〇 一〇〇〇	16s 鹿子總ベリ護謨付半袖	四三七	四〇〇	三六三						
二十番手	衿付釦付仕立	二八五 二六三	二六〇 二三八	二三五 二一二	二一〇 一八七	一六四 一五〇	一四三 一三〇	一二三 一一二	一〇六 九六	九〇 八〇

通品番以外ノ製品ニ對スル最低量目

一、組合セ物ハ各吋ノ目開キノ1/2迄ノ公差ヲ認ムルモ組合セノ平均量目ニ於テハ規定量目以上ナルヲ要ス

二、針拔、柄織、裏毛、護謨織、袖ナシ肌衣（海水衣申又ヲ含ム）ハ本制限ヲ適用セス

三、長袖ハ右表量目ニ一割ヲ加ヘタルモノヲソノ最低量目トス

南洋向肌衣品位制限規定

通品番最低量目

品番＼巾吋	仕立區分	40″	38″	36″	34″	32″	30″	28″	26″	24″	22″
六二五	20s 面二、面一、リンネル、載衿半衿襠付護謨付並縫 長半						二〇五 一八〇				
一〇〇	30s 共衿、色衿、袖口共アンダー總オーバ 半					一八五	一六五				
一五	30s 共衿色衿袖口共アンダー總オーバ 半								一二〇	一〇五	
一〇四½	20s 三伏持出衿刺口 長半				四五〇 四〇〇	四二〇 三七〇	三九〇 三四〇				
一〇四	30s 面一金巾額衿持出刺口總オーバ 半	三一〇	二八五	二六〇	二三五	二一五	一九五	一八〇			
一〇四	16s 三伏面ニ持出衿刺口總オーバ 長半				四四〇 三九〇	四一〇 三六〇	三八〇 三三〇				
四八四	20s 載衿リンネル總衿襠付護謨付並縫 半					二一〇	一九〇				
二九八	20s 面一リンネル持出衿並縫襠付 中								一三〇	一一五	一〇〇
九五〇	同 中								一三〇	一一五	一〇〇

品番	仕立區分		40″	38″	36″	34″	32″	30″	28″	26″	24″	22″
六〇二	20s 首鹿子襦付護謨付 並縫肩オーバ	半					二二〇	二〇〇				
九一八	20s 首鹿子鹿子衿襦付 並縫肩オーバ	半						一七五				
F五五六	20s 首鹿子襦付	半			二八五	二五五	二三〇					
五〇〇	16s 三伏持出刺口	長				三九〇	三七〇	三五〇				
		半				三四〇	三二〇	三〇〇				
四一九 四一七	14s 畦織首鹿子護謨袖 襦總付オーバ	半					二七〇					
E一一〇	14s 護謨織リンネル總袷 襦付護謨付總オーバ	半						三〇〇				
八四	20s 首鹿子鹿子袖襦付 總オーバ	半	三三〇	三一〇	二九〇	二七〇						
A一一〇〇 B一五八六	12s 護謨織折衿持出劍先衿	長					四九〇					
一七四〇	20s 畦織首鹿子襦付護 謨付總オーバ	半					二四〇					
六六〇	10s 圓領袖口折返シ襦 ナシ總オーバ	半					三七〇					
一三五	30s 襦ナシ袖口折返シ オーバ縫アンダー	半								一一五	一〇〇	八五

右表中仕立區分欄に半、中、長とあるは半袖、中袖、長袖を示す

通品番以外ノ製品ニ對スル最低量目

番手	36″	34″	32″	30″	28″	26″	24″	22″
二十番手	二四五	二二〇	一九五	一七〇		一二五	一一〇	
三十番手	二三〇	一九五	一七五	一五五		一〇五	九五	八五

一、長袖ノ量目ハ本表量目ニ一割二分ヲ加ヘタルモノヲ以テ其最低量目トス

二、針拔、柄織、裏毛、護謨織、袖ナシ肌衣(海水衣申又ヲ含ム)ハ本制限ヲ適用セス

手袋製品品位制限規定

最低量目

品番	仕立區分	量目	備考
	20/10s 改良丸護謨長手袋(男大人用)	一三〇匁	

一八	20/10s	露國向丸護謨長手袋（同）	
二〇	同	右	
	20/10s	半護謨口丸手袋	
	20/10s	大丸本毛半護謨口丸手袋	

支那（廣東、香港、厦門、汕頭）向肌衣ニ對スル品位制限規定

最低量目

區分 / 品番	仕立區分		
一〇〇〇	20s 相細首鹿子リボン衿付剩口長袖	34″	一五〇
四〇〇		32″	一七〇
三七〇		30″	一二〇
三四〇		28″	七〇
三一〇			

一、半袖ノ量目ハ本表量目ヨリ二割ヲ減シタルモノヲ以テ其最低量目トス

二、附帶事項

右表ノ制限品ト同一ノモノニシテ一〇〇〇番ト異リタル品番ヲ附スルモノ又ハ無品番ノモノニ對シテハソノ製品ニ自己商標ノスタンプヲ押捺スルモノトス

英國向肌衣品位制限規定

最低量目

品番	仕立區分	量目
三〇〇 標準七封度ノモノ	8s 絣起毛天竺シャツ三十六吋 持出衿ゴム付長袖	八二五匁
	同右半袖	七〇五匁
	8s 絣起毛天竺パンツ 巾三十六吋	八一五匁

品番ノ前後ニ文字ヲ附シタル場合モ之レヲ適用ス

手廻機ニ依ル八木式大橋式裏面靴下品位制限規定

一、手廻機ニ依リ編成サルヽ百四十本目八木式大橋式及裏面短靴下ハ二十番手二本以上ノ品位ナルヲ要ス但シ中兒靴下ハ之ヲ除外ス

二、製品ノ量目ハ十吋半一打ニ付百二十五匁以上トシ半吋毎ニ五匁ヲ增減シ吋組合セノ場合ハ平均量目ニヨルモノトス但大橋式ニ限リ柄針十本毎ニ二匁ヲ減スルモノトス

三、人造絹糸使用ノ場合ハ二百デニール以上ノ太サナルヲ要ス

莫大小工業助長機關

本規定ハ昭和五年十一月一日ヨリ之ヲ實施ス但實施期限前ト雖モ本制限ニ據ルコトヲ得

附帶決議

十四番手、三十番手二本ニテ編成セルモノハ二十番手二本ト同品位ト認ム

備考

本規定ハ昭和五年十一月一日ヨリ實施スルモノナルモ實施期ノ但書ニヨリ公布ノ日ヨリ附帶決議ニヨリ十四番手三十番手二本及十四番手三十二番ノモノハ十吋半一打ニ付百二十五匁以上ニシテ半吋毎ニ五匁ヲ增減スル規定ノ適用ヲ受クルコトヲ得又二十番手二本ニテ編成ノモノニ對シテハ現行規定ニヨリ十月末日迄暫目ノ制限ナキモノナリ

第四節　大阪莫大小晒工業組合

大阪莫大小晒工業組合は莫大小晒工業の改良發達を圖る爲め共同の施設をなし、組合員の利益を增進する目的を以て昭和二年一月二十六日に大阪莫大小タオル同業組合より分離脫退し、大正十五年十二月六日商工大臣の認可を受けて設立されたるものである。

組合は大阪府に於て輸出向莫大小の晒を業とするものを以て組織せられ、現在（昭和六年三月末）の組合員數は十八名で、組合の事業は次の如くである。

一、製品ノ檢査並ニ取締ヲ爲スコト

一、加工料ノ協定ヲ爲スコト

一、組合員ノ委託ニ依リ原料及材料ノ共同購入ヲ爲シ實費ヲ以テ組合員ニ供給スルコト

一、原料及材料ノ指定ヲ爲スコト

一、組合員ノ委託ニヨリ原料、材料、藥品ノ檢査ヲ爲スコト

一、組合員中ヨリ視察員ヲ派遣シ晒業ノ改良發達ヲ圖ルコト

一、組合員ノ委託ニ依リ運送及運搬ヲナスコト

一、組合員ノ委託ニ依リ石鹼ノ共同製造ヲ爲シ組合員ニ供給スルコト

一、組合員間ノ顧客爭奪ヲ防止スルコト

一、組合員間ノ紛爭ノ調停ヲ爲スコト

等で、現在實施中の主なるものは石鹼の共同製造である。

石鹼の共同製造　從來當組合員は種々雜多なる石鹼を使用し、漂白上其の統一を缺くるのみならず、價格の低廉なるものを擇び、品質を無視し、輸出莫大小の發展の上に非常なる支障を來たし、尙又不良商人の言に惑はされ、粗惡なるものを高價に買入れる等ありて、其の弊害尠からず、仍て此等の宿弊を一掃する目的を以て、莫大小晒に適する優良なる石鹼を製造し、之が使用を指定し、價格は原價を以て配給し、積極的に莫大小晒の改良を圖るために行はれたものである。其の工場は東淀川區上新庄町の組合事務所の傍にありて、總面積二十坪（內原料置場八坪、貯炭場二坪

二合五勺）で、原料としては濠洲産の牛脂、大豆油、蛹油、椰子油、鯨化油、苛性曹達等を使用し、其の價格は一箱（十六貫入）十二、三圓で、市場の製品に比し約十圓方安いと云はれてゐる。

第五節　大阪編起毛整理業組合

大阪編立起毛整理業組合は昭和二年一月二十六日大阪莫大小タオル同業組合より分離脫退し、昭和三年五月二十四日大阪府知事の認可を受けて設立されたる準則組合の一である。組合は大阪府に於て他人の委託を受け、莫大小の編立、起毛整理を營めるものを以て組織せられ、組合員は第一部を臺丸、第二部を横、第五部を網、フレンチ、第六部を釣を以て夫々生地の編立を行ふものとし、第三部を丸ゴム（又はフライス）の編立を行ふものとし、第四部を靴下の編立業者とし、第七部を起毛業者（但しティーゼル式起毛機を使用せるもの）、第八部を仕上業者とする。

現在（昭和六年三月末）の組合員數は第一部が百二名、第二部が三百六十五名、第三部が八十二名、第四部が九十五名、第五部が三十一名、第六部が六十三名、第七部が二十名、第八部が六十七名で、合計八百二十五名である。

本組合が營業上の弊害を矯正し、組合員の利益を增進せしむる目的を以て創立以來行ひしものに、歩引の撤廢とフレンチ編立最低標準工賃の制定とがある。然し後者は實行せらるゝこと僅に二、三ヶ月で、業者間の結束亂れ、最近は有名無實に終つてゐる。

大阪メリヤス裁縫組合は大正十五年十一月十三日大阪莫大小タオル同業組合より分離脫退し、大正十五年十二月二十四日大阪府知事の認可を受けて設立されたる準則組合の一つである。組合は大阪市内に於て他の委託を受け、メリヤス類の裁縫及び一部加工をなすものを以て組織せられ、現在（昭和六年三月末）の組合員數は六百二十八名である。

本組合が營業上の弊害を矯正し、組合員の福利增進を圖る目的を以て、創立以來行ひしものに最低標準工賃の制定がある。然し本市に於て裁縫業を營みながら、本組合に加入せざるものが約四五百名あるので、裁縫業全般に亘る統制がこれず、從つてこの規定も亦現在有名無實に終つてゐる。

第十一章　斯業の前途とその改善策

大阪の莫大小工業は其の傳來と共に軍隊の需要ありて進歩の發端を開き、時世の進運に伴ふ自然的發展により漸進的發達を遂げ、日清、日露等時々の戰役により發作的の飛躍をなし、搗て加へて海外輸出により更に驚くべき發展を遂げ、殊に歐洲大戰は當地の莫大小工業をして一躍世界的たらしめ、現在に於ては東京、名古屋等の各産地を凌ぎ、本邦總生産額の實に四割二分を占むるの盛況を呈し、更に之に大阪の延長と見做すべき兵庫、奈良、和歌山等の生産額（此等諸地方の取引は凡て大阪市又は神戸市に對して行はれ、價格協定の如きも大阪渡又は神戸渡を以て取極められ

てゐるから、當然大阪の延長と見做すことが出來る）を加算せば、實に總生產額の五割四分に當る。

何故に大阪の莫大小工業が斯くも重要なる地位を占むるに至つたかと云ふに、先づ大阪の莫大小工業は分業組織が極度に發達せるため、小資本を以て容易に事業を營むことが出來、且つ釣機に比し七、八倍の製造能力を有する臺丸機を以て莫大小地を編成せるため、生產費が低廉となり、加ふるに大阪は原料の集散地を兼ねてゐる關係上、最も有利に原料の供給を受け得る利便があるからである。更に機械の購入、修繕にも利便多く、加ふるに斯業が古くより發達したる結果、熟練工を得ること容易なるのみならず、販賣機關は完備し、國內取引は勿論、輸出貿易にありても最も有利なる地位を占めてゐるに由るものである。

而して此等の諸條件は今後と雖尙繼續すべく、從つて大阪は依然本邦莫大小工業の中心地として將來益々發達すべきは疑ひの存んせざる處である。現在大阪は高級品に於ては東京に劣るが、其他の製品にありては諸產地を凌駕し、其の製品は內地は勿論、輸出に於ても獨占的地位を占め、東南洋の各市場は云ふに及ばず、遠く歐米諸國に仕向けられてゐることは既に屢々述べたる如くである。

然るに近來上海に於ては莫大小工業著しく發達し、靴下の如き簡單なる製品に至りては既に自給自足の域を脫し、上海並に其の近郊地に供給さるゝのみならず、南洋方面にも輸出せられ、加ふるに支那各地に於ても小規模の製造を開始するもの年々多きを加へ、下級本邦品の販路開拓に尠からざる支障を來たす狀勢に在りて、又他方本邦當業者の不斷の努力酬ひられて新市場開拓の緖に就き、漸く隆昌に趣かんとするや、當該市場の政府當局は種々なる口實の下

に、關稅の新設又は引上を策して門戶を閉鎖するありて、往年の豪洲に於ける高度關稅の如きは其の著例で、近くは埃及、玖馬、加奈陀の實例がある。斯くの如き情勢の下に在りては當業者としては一致協力、之が對策を講ずるは最も急務にして、之が對策としては種々あらんも、今關係各方面の意見を綜合するに、大體左記數項を擧ぐることが出來る。

(一)莫大小專用の原絲を紡出すること

莫大小製品は一般國民の生活必需品の一であるから、其の需要は今後年と共に益々增加すべきは疑の餘地なく、需要の範圍を漸次擴大しつゝある本邦莫大小工業の前途は實に洋々たるものである。

飜つて我國に於ける斯業の現狀を觀るに、輸出額は優に參千萬圓を算し、重要輸出品中第六位を占むるの盛觀を呈してゐるが、其の製品は未だ低級品たるの域を脫せず、莫大小生產國として將來無限の發展を期するからには、其の生產は凡ゆる方面に亘つて行はるゝことを必要とする。卽ち現狀に甘んずることなく、大いに高級品をも製造して各階級の需要に應ずべきである。然らば如何にしてこれを實現すべきか。卽ち高級品の製造を實現せんとするには從來の如く品質粗惡なる原絲を使用せず、先づ莫大小專用の原絲を紡出することが最も緊要である。

由來莫大小製品なるものは他の被服地と趣を異にし、先づ伸縮の度が充分であること、次に製品が主として皮膚に密着する肌着類なるを以て、頻繁なる洗濯に堪え得ること等を必須條件とする。從つて莫大小用として完全なる原絲を製造するには原棉の選擇に留意すると共に紡績工程に於て特種の方法を採らなければならない。

然るに本邦の莫大小業は未だ綿絲紡績會社をして莫大小用特殊絲の紡出をなさしめ得ず、又自己に於て之を紡出せるものは全國を通じて僅に二、三を數ふるに過ぎない。莫大小用として他の織布、其他用に比し特殊なるべき加撚度及び其の味極めて均分なるべき纖維のものを得難きのみならず、莫大小製品の仕上り價値を支配する染色、仕上の良否こ最も密接なる關係を有する原棉の選擇、混棉の研究等は殆ご閑却されてゐる狀態に在る。

斯くの如き不用意、不完全なる原絲を以てしては到底優良なる莫大小製品を得難きは明白にして、本邦品が海外市場に於て歐米品こ比較して著しく見劣りするは全く之がためである。近時當業者も漸次この點を重視するに至つたが今尚之が實現を期し難いのは斯業のため大いに遺憾こする處である。之は一に莫大小製造業者の微力にして統制力を缺けるこ、本邦綿絲紡績會社の自家本位の營業政策に出づるものであるから、兩者をして適當なる協調、努力の下に優良なる原絲の紡出供給を計り、斯業の發展を期すべきである。

(二)價格の協定を圖るこご

莫大小工業は少額の資本を以て容易に經營し得らるゝを以て、同業者は年こ共に增加し、世界的不況に伴ふ本品の需要減退こ相俟つて、同業者間の競爭は日を逐ふて激甚こなり、之がため採算に頓着なく濫賣をなし、徒らに販賣數量を競はんこする傾向に在りて、市價は常に低落し、同業者の經營難を訴ふる聲が漸次高まりつゝある。他方海外市場に於ては「日本の莫大小は安いから賣れるが、濫賣して市價を崩すので、取扱が危險で困る」こて、本邦品の取扱を忌避せんこし、殊に最近英國では本邦品に對する從來の友愛的感情を離れて取扱を忌避する傾向が顯著になつて來

たこ云はれてゐる。されば今にして斯業の統制を圖り、共同販賣所の如き機關を設けて、之が矯正に努めざる限り、將來の發展を期待さるゝ斯業も苦境に陷る虞がある。幸ひ大阪輸出莫大小工業組合が麻尼拉部會、靴下部會等を中心こして、仕向地別に或は品種別に統制を圖るため種々協議を重ねつゝあるが、未だ實行の機運に達せざる樣である。他方製造業者は克く現狀に鑑みて小を捨て大に就き、一致協力して斯業の統制を圖り、其の發展を期するこごが肝要である。

(三)他人の新規製品を爭奪せざるこご

同業者の簇出こ不況この反映で、同業者の競爭は益々激甚こなり、採算に頓着なく註文を採る結果、市價は低下し利潤は減少し、殊に通物こ稱せらるゝ普通品に至りては何れの方面に於ても其の價格は極度に叩かれ、到底採算等は採れないこ云はれてゐる。

之がために製造業者は型や、意匠に工夫を凝し、新規製品によつて市場に進出せんこ鋭意努力しつゝあるが、斯業には之に對する統制なきため、製造業者の考案による新規製品（最も特許實用新案又は意匠登錄の權利を得るに至らざる程度のものも相當あるが）の爭奪が隨所に行はれ、結局相互に其の努力が破壞されつゝあるこ云ふ現狀である。又一方には自己の考案にあらざるもの迄も密かに登錄權を獲得して獨占せんこする者等あり、殊に意匠等は其の登錄權の發表なきため、侵害問題を惹起し、紛爭を生ずるこごが甚だ多い。されば當業者は他人の考案品や新規見本を橫取り的に註文を採らざる樣相戒むると共に、新規見本の組合登錄制を設けて、既に特許局の登錄權を有せるものは勿

論それまでに至らざるものでも專門的に見て新規考案品と見做さるゝ製品は凡て工業組合等適當なる組合に登錄せしめ、其の權利及び考案を保護し、取引をして正道を踏ましむると同時に之を奬勵して、利潤の增大、輸出の進展に資すべきである。

(四)新販路を開拓すること

新販路の開拓は斯業の發展上最も緊要なるものであるにも不拘、從來我輸出莫大小は個人に於ても、組合としても何等積極的施設が行はれず、單に輸出商、輸入商による自然の開拓に委ねられ、新販路の開拓に就ては當業者は殆ど無關心の有樣である。之は新販路の開拓には相當の犧牲と資金とを要する上に、多大の犧牲と、努力の結果漸く相當の取引が出來る樣になると直に同業者に攪亂せられ、折角の努力と犧牲とを水泡に歸せしむることが多いからである。從つて工業組合の共同事業として之を實施するのが最も適當とさられてゐる。而して新販路開拓には從來の如く旅商、見本市、視察員の海外派遣等の如き一時的の派遣より一步進めて、販路擴張員とも名付くべき適當なる職員をこの機關內に設け、開拓せんとする樞要の地に駐在せしめ、信用の調査、見本の蒐集、取引の斡旋、製造業者及び製品の紹介取引事故の解決、其他一般の交涉事務に當らしめ、相互に安んじて新らしき取引を開始し得る樣便宜を與へ、徹底的に販路の擴張を企圖すべきである。

(五)綿絲の關稅を撤廢すること

綿絲の關稅撤廢は屢々論議せらるゝ重要問題で、政府は本邦紡績業の發達を助成するため輸入綿絲に關稅を課してゐるが、斯業が未だ幼稚なる時代にありては保護關稅も必要であらうが、今日の如く充分發達し、其の經濟上の立場に就て觀るも、原棉は借り、製品は現金で賣ると云ふ頗る有利なる地位を占むる以上は今更保護の必要はない。加ふるに一致團結の力を以て市場の形勢不利ならば直に操短を實行し、絲價の吊上策を講じて需要者の苦況を顧慮しないのが彼等の常である。綿絲需要の立場から云へば斯くの如き紡績業に輸入關稅の必要は全然認め得ない。この障壁一度撤廢せられんか海外より比較的低廉なる綿絲が流入して市價を調節するを以て、莫大小、タオル、綿織物、綿布等の製造工業の享くる利益は實に尠からざるものがある。其の實例は大正十二年の關東大震災により該輸入稅撤廢せられたる六ヶ月間の實情に徵して明である。

又一面國家の貿易政策の見地よりするも、半製品の輸出より完製品の輸出の有利なるは論を俟たざる處である。政府は半製品たる綿絲に保護關稅を課し、之を原料とする莫大小等完成品工業をして高價なる原料の使用を餘儀なくせしむるは全く其の根本を誤れるものと云ふべく、宜しく速に綿絲輸入關稅を撤廢し、絲價の低落と供給の圓滑とを圖られんことを切望する。

以上の所說は製大小業者側の意見にして、其の論旨に一面の眞理の存んすることは本邦綿絲紡績業の現狀に鑑み認め得る處であるが、他方之を保護關稅の大局より觀察する時は保護關稅の卽時撤廢には紡績業に對する打擊に就ても相當顧慮すべき必要ありて、爲政者は關稅撤廢の結果を熟考し、徐ろに善處すべきであらう。

以上は製造業者の立場より觀たる改善策であるが、更に加工業者の方面に於ても加工賃の統一、徒弟教育の必要、

生産組織の改善等緊要の問題が尠くないが、其の内最も重要なるものは加工賃の統一である。由來本邦の莫大小工業殊に大阪の莫大小生産組織は極度の分業化が其の特徴であつて、以て今日の隆盛を見た次第であるが、其の各分業單位の激烈なる競爭が延いて今日の面白からざる製品價格の下落を誘致するに至つたのである。其の間海外輸入商の指値の關係あるも彼等は本邦製品の價格が不安定なるにより、自己の防衛上他より安價に購入するに外なく、此等が互に因となり果となりて今日の狀態となつたのである。

この弊を矯正するには價格の安定策を樹てゝ不當なる競爭を防止せなければならない。而して價格を安定するには先づ直接加工費を或る程度迄一定する必要がある。之には晒染、編立、起毛整理、裁縫等の加工賃を統一せなければならないが、元來此等加工業者の一部を除く團體には最低標準工賃を制定して、之を各組合員に强制せしむべき力なきを以て、甲、乙、丙と個々に賃銀異なり、偶々協定が成立するも、不眞面目なるものによつて協定が破らるゝと云ふ有樣である。從つて此等の組合に統制力を賦與することは莫大小製品市價安定の一策ともなり、不當競爭防止の一助ともなるのである。幸ひ大阪編立起毛整理業組合並に大阪メリヤス裁縫組合がこの點に鑑みて、日下同業組合の設立認可の申請中であるが、之が實現の曉には斯業の統制を圖りて加工賃を統一し、又時々講演會等を開催して、斯道の研究者或は業界の海外視察者等を聘して、斯業の缺陷、之か改善策並に海外の諸事情等を聽取すると共に、斬新なる機械を紹介して業者の智識を啓發し、品質の向上を圖るべきである。

附錄

主なる製造業者

(イ) 綿製肌着

營業別	氏名	住所	電話番號
輸出	石井勝次郎	北區天滿橋筋五、番外一五二	堀一二八四
内地×岩井和吉		北區源藏町四丁目四	北二〇四九、二三四八
輸出	合名會社泉仁メリヤス輸出部	此花區中江町九六	福六一七
輸出	飯田三五郎	東區南渡邊町五	船一五七
内地×岩田爲三郎		南區安堂寺橋通二丁目四六	船四九二
内地×猪飼米治郎		東區南久寶寺町一丁目三七	船二三六〇、二三七九
内地	伊藤忠二	西區阿波座上通三丁目五一	新一一二四、二三六八
輸出	出原洋行出原秋三郎	東淀川區長柄西通二丁目二〇	堀八二一
内地	イチニ莫大小製造所尾幸二郎	東區大手通二丁目一五	東三九二二
輸出	橋本紋次	東成區内代町四三九	東三九六六

内地	長谷德太郎	東淀川區長柄西通一丁目四三	堀	一五二〇
内地輸出	日本メリヤス株式會社	西淀川區浦江北五丁目四五	土	八三二 二五八四
内地輸出	西松莫大小株式會社	北區鶴野町一八	北	一七七八 二〇三〇
内地	堀伊太郎	西區江戸堀南通二丁目一五ノ一	土	二〇八四
内地	戸口米次郎	東區北久寶寺町五丁目二一	船	一九五三
内地輸出	沼波捨次郎	西淀川區海老江上通一丁目六九	土	四八二二
輸出	大音菱造	西區阿波座下通一丁目二九	新	九三七
内地	尾關好良	東區農人橋二丁目九	東	一七一一
内地	尾關義三	東區鎗屋町一丁目甲七	東	九七四
内地	小笠原孟雄	西區江戸堀下通二丁目一三	土	二四六四
内地	若園千太郎	東區南新町一丁目二	東	四八九〇
内地	渡邊弘	西區靱下通二丁目三二	土	一〇六三
輸出	株式會社鎌田組	浪速區反物町一三四七	櫻	八三五
輸出	田坪竹五郎	東淀川區豐崎西通四丁目二三	北	一四〇九
内地	谷垣賢次	北區東野田町九丁目一〇七	東	四四四三
内地	×立野良藏	西區江戸堀南通三丁目二	土	五六七 三四六〇
輸出	合資會社田淵商店	西區京町堀上通三丁目三〇	土	四三〇七
内地輸出	株式會社高井商店	北區源藏町一二	北	五七二八

内地輸出	永井英夫	東淀川區十三西ノ町一八三	北	四七四 六一一
輸出	中澤鋭太郎	西區土佐堀船町二	土	二七五 三七六五
内地	×中川伊作	東區南本町四丁目甲五一	船	二六〇五 二六〇六
内地	長尾歡三	西區江戸堀下通三丁目一八	土	一四一四
内地	長島傳七	西區京町堀上通三丁目三二	土	三五二二
内地	×長田米吉	北區天滿橋筋二丁目四六	堀	七七
内地	合名會社苗村商店	北區岩井町二丁目一三	堀	八一八
内地輸出	村岸莫大小合資會社	西淀川區大仁本町二丁目八	土	三〇八七 七四五一
内地	×上松合資會社	北區堂島濱通四丁目一四	福	九一五 一二三四
内地	宇野秀松	西區阿波堀通四丁目一五	新	三三七六
輸出	楠本千之助	北區梅ヶ枝町一八	北	三三九六
内地	×山下五郎	北區東野田町四丁目四九	東	四五九二
内地	×株式會社山發商店	東區南本町二丁目二八	船	二一七七 二三四五
内地輸出	丸松合資會社	西淀川區海老江上四丁目三五	土	三〇三〇(2) 三〇六〇
内地	合名會社丸正莫大小製造所	東淀川區豐崎西通二丁目三	北	四六一(2)
内地輸出	株式會社松居商店	東區瓦町二丁目四二	本局	四三七五(3)
内地	×松井新次郎	北區地下町一五	北	一〇六三 二二四六
出輸	合資會社松本嘉吉商店	北區此花町二丁目一六	堀	一八二九 一九二九

輸出	株式會社	福島洋行	西區江戸堀南通四丁目一七	土	二四六一(2)三九七
内輸出	福水地	倍逸	北區木幡町五五	北	三〇九八
輸出	後藤房吉		北區澤上江町一丁目一一五	東	三二一一
内地輸出	合名會社	小谷商店	西區北堀江御池通六丁目一五	新	一五七五
輸出	寺阪メリヤス株式會社		北區萬歳町	北	四六〇〇(5)
輸出	荒井健次郎		東區備後町二丁目四三	本町	四九四(2)
輸出	安泰洋行	田中泰次郎	西區江戸堀南通二丁目二	土	一八三一四七八
内地輸出	青田吉太郎		此花區下福島一丁目一一	福	八九八
輸出	足立芳太郎		此花區吉野町二丁目一七	土	一六九三三五三五
輸出	天野洋行	田原佐一	此花區江成町一二二	土	二一七八
輸出	淺利弘次郎		北區信保町一丁目三六	北	三六七〇四四一一〇
内地輸出	金貨莫大小株式會社		西淀川區浦江上二丁目九二	土	二六九九三二五九
内地輸出	木全陸三郎		東區大手通二丁目三三	東	一一一一
内地輸出	株式會社	由瓦商會	西區靱北通二丁目三三	土	一〇五〇一五五三
内地輸出	ミツワ莫大小合資會社		西淀川區海老江上四丁目一二	土	一〇七五
内地輸出	×美津濃運動用品株式會社		東區大川町二五	本局	一一〇六(2)一五八〇(2)
内地輸出	合資會社	志賀洋行	西區江戸堀下通四丁目四二	土	二三六〇六一四七
輸出	杉山喜三郎		西區西道頓堀通五丁目一九	櫻	二〇二

(ロ) 毛製肌着

營業別	氏名	住所	電話番號
内地輸出	茨木助次郎	北區天滿橋筋一丁目二一	北 四四五三
内地輸出	株式會社	池崎商店 東區農人橋一丁目一六	東 一六八四
内地輸出	合資會社	鱧屋商店 北區北森町二七	堀 四七三
内地輸出	堀尾甚能	東區南久寶寺町五丁目四三ノ一	船 二〇七〇
内地輸出	富田政瓦	東區東雲町三丁目二二七	東 五四二五
内地輸出	和田傳治	北區龍田町六三	北 四五七六
内地輸出	鷲山芳輔	東區常盤町一丁目一四	東 一九七三
内地輸出	金田商店	西脇善兵衞 北區道本町八三	北 五〇九一
内地輸出	吉田定次郎	北區西堀川町三一	北 三七一八
内地輸出	ねぶし家本店	池田喜之助 東區南久寶寺町四丁目四二	船 一一七八
内地輸出	成田詠之亮	北區眞砂町二	北 三九一二
内地輸出	野口龜次郎	天王寺區上本町九丁目一五	南 九六七
内地輸出	山口光	北區東梅田町三	北 一三三六
内地輸出	合資會社	山田櫨商店 北區信保町一丁目一三	北 三一六七
内地輸出	合名會社	富貴屋商店 北區松ヶ枝町二九	堀 九〇

営業別	氏名	住所	電話番號
内地	寺井忠太郎	北區岩井町二丁目六	堀 一三三四
内地	北井龜太郎	北區網島町一六ノ三	東 三一一二
内地	合資會社 攝津毛糸紡績所	住吉區遠里小野町二〇〇	〔天王寺 二一一八 住吉 二二四六

(ハ) 靴下

営業別	氏名	住所	電話番號
輸出	池尾時二	西區新町通四丁目八四	新 一二〇一
内地輸出	合資會社 畑篤商店	南區鰹町一丁目三〇	船 四三〇五
内地	合名會社 西村末商店	北區曾根崎上一丁目一	北 一〇七九
内地	太田文之助	北區中野町二丁目七一	東 五一二六
内地	武鹿銀治郎	東區内久寶寺町四丁目六	東 一四八二
内地	太陽メリヤス株會社大阪出張所	北區東野田町八丁目一五	東 三三六五
内地	中村仲太郎	東區岡山町三六〇	東 二九九七
輸出	長濱增治	北區太融寺町一二一	北 三五三九
内地	久保久次郎	東區内久寶寺町二丁目二五	東 四一六五
内地	栗本末吉	北區壺屋町二丁目三七	堀 一三一三
内地輸出	小西爲造	北區伊勢町一〇	北 二二五二

営業別	氏名	住所	電話番號
内地	佐々木豐助	西區京町堀上通三丁目三八	土 八四四
内地	島津檜三郎	東淀川區木川町一六八	北 三八三七
内地	東野貫三郎	北區伊勢町三二	北 二五一九
内地	ストロング齊下株式會社	東區本町一丁目一一	本町〔一六七二 一六七三

(ニ) 手袋

営業別	氏名	住所	電話番號
内地	合名會社 巴組商店	北區小松原町一五	北 三六九〇
内地	神崎長五郎	此花區上福島北二丁目一二	土 四五一三
内地	合名會社 高山忠商店	東區京橋二丁目二一	東 三五六三
内地	株式會社 棚次商店	西區靱南通三丁目一五	土 三五六五
輸出	成瀨歌吉	此花區吉野町一丁目二〇	土 三一四八
内地	相松德三	此花區上福島南二丁目六〇	福 二 四
内地	株式會社 森島商店	西區靱上通二丁目一五	土 二四六六

(ホ) 其他

品種別	氏名	住所	電話番號
生地	橋爪洋行 橋爪修吉	北區紅梅町六五	堀（四）四四八
生地	合資會社 富田商店	西區江戸堀北通三丁目四五	土（四）四九六〇
生地	遠山芳松	北區西堀川町一三	北（二）二八二 二四一七
生地	丸忠商店 正木政次郎	此花區上福島北一丁目一二八	土 四六六七
丸護謨	古畑銀次郎	東區北新町二丁目八	東 一五七
生地	木村信秋	西區江戸堀南通二丁目四	土（三）二五五 （三）八六〇
肩掛	山内嘉平次	中河内郡楠根村稻田一二三	稻田 一二
頸巻	藤岡房治郎	西淀川區浦江上三丁目二三	土 四二一五
クレープ	青田勝晴	北區信保町一丁目三九	北 四三八七(2)

備考 ×毛製肌着兼業

堀ハ堀川、福ハ福島、土ハ土佐堀、船ハ船場、新ハ新町、櫻ハ櫻川、天ハ天王寺ノ略

昭和六年五月十三日印刷
昭和六年五月十五日發行

大阪市役所産業部調査課
大阪市西區土佐堀通四丁目

印刷人 飯田彌之助
大阪市西區土佐堀通四丁目

印刷所 三有社（株式會社）
電話土佐堀一一七一番 一四一五五番

大阪市産業叢書第十輯

大阪の石鹸工業

大阪市役所産業部調査課

はしがき

石鹸は今や家庭に於ても、工業上に於ても、日常の必需品として其の消費量年々增加し、生産高も亦漸次增加の傾向を示してゐる。而して我大阪は現在年產額壹千萬圓以上を算し、東京と共に本邦二大石鹸生產地として極めて重要なる地位を占めてゐるが、今後更に當業者が協力一致、技術經營の兩方面に於て、之が研究と改善とに力を竭すならば、斯業の前途大いに矚目すべきものがある。

仍つて茲に大方の參考に資する爲め、課員長谷川書記をして本品の生產、取引等斯業の全般に亘り詳細調査せしめ、附するに振興策、其の他に關する當業者、實際家の忌憚なき意見を紹介し、大阪市產業叢書第十輯として上梓することにしたのである。

尙本調査中技術方面に關して指導協力を與へられ、且つ原稿に就き周密なる校閲の勞を執られたる大阪市立工業研究所技師理學博士岩本義虎氏並に調査に際し工場見學、其の他各種の便宜を與へられたる當業者諸氏に對し茲に深甚なる謝意を表する。

昭和七年三月

大阪市役所產業部調査課

目次

口繪　化粧用石鹸の出來上るまで

第一章　我國石鹸工業の現狀と大阪市の地位……一

第一節　生産上の地位……一

第二節　輸出上の地位……六

第二章　沿革……七

第三章　生産狀況……一八

第一節　製造戸數及職工數……一八

第二節　製品の種類及生産額……二三

第四章　原料……二七

第一節　脂肪類……二七

第二節　アルカリ類……四五

第三節　水……四八

第四節　食　鹽……四九
第五節　特殊原料……四九
第六節　濠洲に於ける牛脂の取引狀況……五六
第五章　生産工程……六六
第一節　化粧用石鹸……六六
第二節　洗濯用石鹸……六六
第三節　工業用石鹸……八六
第四節　特殊石鹸……八八
第五節　石鹸製造裝置と動力の利用……九六
第六節　石鹸職工勞働事情……一〇一
第六章　生産組織……一〇五
第七章　取引狀況……一〇八
第一節　販　路……一一四
第二節　取　引……一一五
第三節　輸入石鹸……一二五
第四節　最近の商況……一四三
第八章　海外市場に於ける本邦品……一四五
一　哈爾賓……一五〇
第一節　本邦品と外國品との競爭……一五三
第二節　本邦品の需要……一五三
第三節　本邦品及本邦當業者の缺點……一五四
第四節　本邦品の改善策……一五四
第五節　需要者の嗜好其他に就て特に本邦當業者の留意すべき點……一五五
第六節　本邦品の將來……一五五
第七節　北滿洲に於ける石鹸製造業……一五六
二　奉　天……一五七
第一節　本邦品と外國品との競爭……一五七

第二節　本邦品の需要……一六一
第三節　本邦品及本邦當業者の缺點……一六四
第四節　本邦品の改善策……一六六
第五節　需要者の嗜好其他に就て特に本邦當業者の留意すべき點……一六八
第六節　本邦品の將來……一七一
第七節　奉天に於ける石鹼製造業……一七五
三　天津……一七九
第一節　本邦品と外國品との競爭……一七九
第二節　本邦品の需要……一八四
第三節　本邦品及本邦當業者の缺點……一八五
第四節　本邦品の將來……一八六
第五節　天津に於ける石鹼製造業……一八八
四　上海……一九四
第一節　本邦品と外國品との競爭……一九四
第二節　本邦品の需要……一九八
第三節　本邦品及本邦當業者の缺點……二〇〇
第四節　本邦品の改善策……二〇二
第五節　需要者の嗜好其他に就て特に本邦當業者の留意すべき點……二〇三
第六節　本邦品の將來……二〇三
第七節　上海に於ける石鹼製造業……二〇四
五　爪哇……二〇八
第一節　本邦品と外國品との競爭……二〇八
第二節　本邦品の需要……二一六
第三節　本邦品及本邦當業者の缺點……二三〇
第四節　本邦品の將來……二三三
第五節　爪哇に於ける石鹼製造業……二三四
六　新嘉坡……二三四
第一節　輸入狀況……二三四

第二節　英領馬來に於ける石鹸製造業……二三一
七印度……二三三
第一節　本邦品と外國品との競爭……二三三
第二節　本邦品の需要……二三六
第三節　本邦品の缺點と其改善策……二三六
第四節　需要者の嗜好其他に就て特に本邦當業者の留意すべき點……二三八
第五節　本邦品の將來……二三八
第六節　甲谷陀に於ける石鹸製造業……二三九
第九章　資金及金融……二四〇
第十章　同業者團體……二四七
第一節　大阪石鹸同業組合……二四七
第二節　其他の諸團體……二四九
第十一章　斯業の前途とその改善策……二五〇
附錄
主なる製造業者……二七〇

化粧用石鹸の出來上るまで

化粧用石鹸の製造に用ひられる油脂は製造せんとする石鹸の品位に應じて其の種類や配合分量が異なるが、普通は牛脂、椰子油、硬化脂の三種を七、二、一の割合に配合して造られる。其の製造順序は

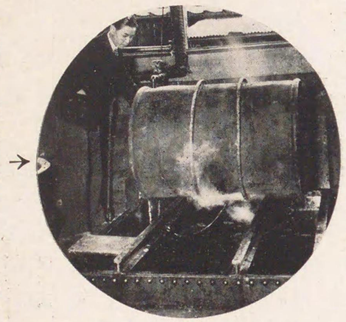

(一)熔融　此等の固脂はアルカリと共に煮沸するに先立ち、第一圖の如く其の容器中に水蒸氣を通じて熔融せしめる。

(二)鹸化　熔融したる油脂の適量をポンプを以て鹸化釜に輸送し、所要アルカリの三分の一に相當する苛性曹達液ボーメ十度のものを注加し、第二圖の如く直接水蒸氣を噴出せしめて加熱と攪拌とを同時に行ひ、大部分のアルカリが消化されたる後、所要アルカリの三分の一に相當する稀薄な苛性曹達液を添加し、最後に濃厚な苛性曹達液の殘量を注加して盛に水蒸氣を通じて加熱と攪拌とを續くれば、濃厚透明なる所謂石鹸膠となりて鹸化は完了する。

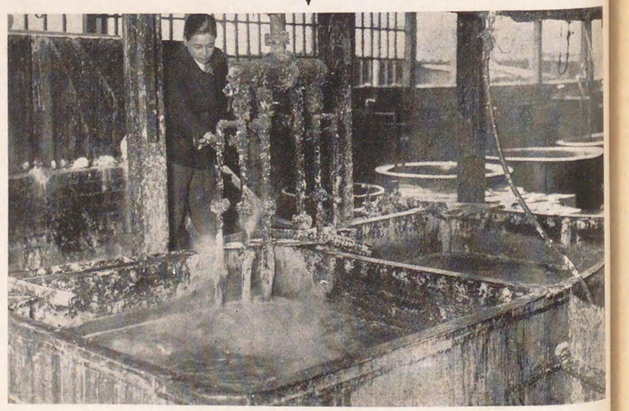

(三)鹽析　鹼化を完了したる石鹼液中に食鹽を撒布し、更に保温と緩き攪拌とを續けたる後、第三圖の如く蓋を施し數時間放置せば、石鹼は上層に浮び、グリセリンは食鹽、其の他の不純物と共に下層に沈澱して石鹼液は完全に二層に分離する。

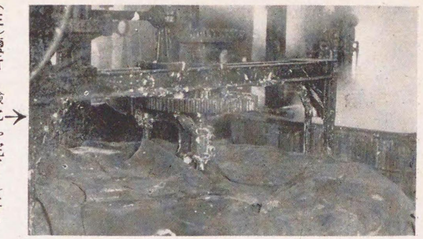

(四)冷却　鹽析によつて生成したる石鹼を鹼化釜から第四圖の如き鐵製の枠に流し込み一晝夜程放置せば、石鹼は冷却固化するに至る。

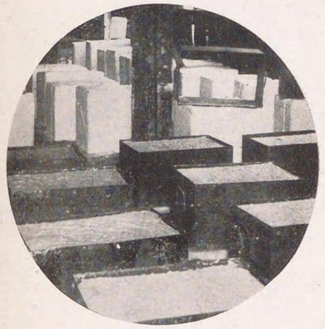

(五)切斷　冷却固化せしめたる石鹼塊は鐵枠を取り外し、ピアノ鐵線で一定の厚さに、次に第五圖の如き切斷機で一定の幅を有する棒狀石鹼に切斷する。

(六)乾燥　切斷して得たる棒狀石鹼は第六圖の如く堆積して數日間乾燥せしめる。

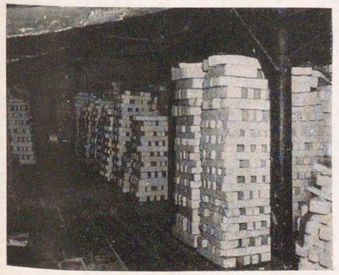

(七)細斷　乾燥後第七圖の如き細斷機に掛けて薄き小片となし、右端の受口より乾燥室に送つて乾燥せしめる。

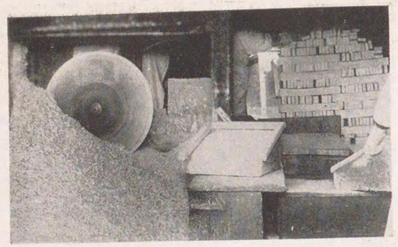

(八)乾燥　乾燥室は第八圖の如く其の内部に數段の水平輸送ベルトがあり、石鹸細片は左方又は右方に水平に移動しつゝ漸次下段のベルトに移り、其の間に乾燥を了するのである。

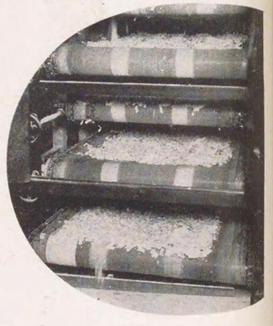

(九)混和　乾燥したる石鹸細片は第九圖の如き混和器の中で、所要の香と色と共に良く混和せしめる。

(十)捏練　混和したる石鹸細片は捏練機に掛けて練れば石鹸はロール間で捏和混練されて均一なる品質の石鹸薄膜となり、最後のロールに捲取られ此處で削掻板にて削掻されて第十圖の如きリボン狀石鹸となる。

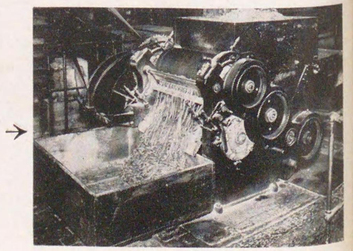

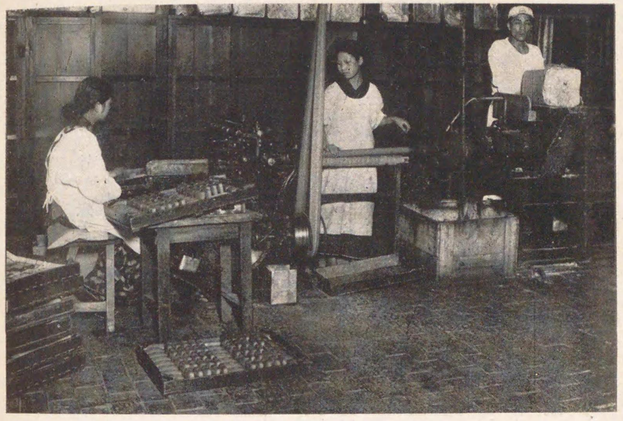

（十一）**押出**　リボン狀石鹼は壓縮機に移し、壓縮して緻密なる石鹼棒として押出す。

型打　壓縮機より押出されたる石鹼棒はベルトで型打機迄送られ自動的に所要の形に型打される。第十一圖の右の機械は壓縮機、左は型打機で中央にあるはベルトである。

（十二）**包裝**　型打したる石鹼は一個宛パラフィン紙で內包裝を施し、更に石鹼名、製造工場名等を印刷せる稍厚き紙で外包裝をなし、之を一個、三個又は半打を紙函に容れ木箱詰となして發送される。第十二圖は包裝室を示す（合名會社春元石鹼製造所にて）

大阪の石鹼工業

第一章　我國石鹼工業の現狀と大阪市の地位

第一節　生産上の地位

我國に於ける石鹼の生産額は商工省の調査に據れば、昭和四年には參千八百九拾四萬貳千餘圓を算し、その內東京府は壹千九百參萬壹千餘圓で第一位を占め、總生産額の實に四割八分に達し、大阪府の壹千參拾八萬四千餘圓（二割八分）、兵庫縣の參百七拾壹萬八千餘圓（九分）之に次ぐ。

次に之を品種別に觀るに、化粧用石鹼は貳千貳百六拾九萬餘圓で、總生産額の五割八分に當り、洗濯用石鹼其他（洗濯用石鹼の生産額と見做して大差なきもの）の壹千參百八拾八萬壹千餘圓（三割五分）之に次ぎ、工業用石萬は僅かに貳百參拾七萬餘圓（六分）を算するにすぎない。更に之を府縣別に觀るに、化粧用石鹼は東京府が生産額最も多く壹千貳百貳拾參萬餘圓を算し、大阪府は八百四拾貳萬四千餘圓で之に次ぎ、第三位の神奈川縣は遙かに少額の五拾五萬四千餘圓である。洗濯用石鹼其他は東京府の六百貳拾貳萬四千餘圓を筆頭に、兵庫縣の參百參拾貳萬參千餘圓、大阪府の百六拾參萬八千餘圓之に次ぐ。而して工業用石鹼は京都府が最も盛大を極め、百四萬貳千餘圓を算し、東

府の五拾七萬六千餘圓之に次ぎ、大阪府は貳拾參萬壹千餘圓で第三位を占む。左に最近四ヶ年間の全國品種別石鹸生産額を掲げて大阪府の石鹸生産上に於ける地位を明にしやう。

全國品種別石鹸生産額

年次	化粧用		工業用			計
	數量	價額	數量	價額	洗濯用其他	
	打	円	貫	円	円	円
昭和元年	一六、四〇八、〇七九	二、一三三、七三七	七、〇八八、一四九	二、一一四、一二五	九、九六六、九九四	三三、〇六一、一二〇
同二年	一八、一七三、三五四	二三、〇九四、九八九	五、六五七、四一九	一、八〇一、二三〇	一〇、九五一、五〇〇	三六、一四一、四〇四
同三年	一九、二四〇、九六三	二三、四一八、九八二	六、〇四五、二〇六	二、二八三、〇四〇	一二、一九八、六三一	三九、一四六、三八五
同四年	一六、六一〇、六三三	一八、七四〇、九六二	五、三七、五四六	一、七八五、五四一	一三、八八一、五八九	三八、九四二、六三〇

昭和四年府縣別内譯

北海道	一八、五八〇	二〇、〇〇〇	………	………	二四四、七八〇	二四四、七八〇
東京府	八、五四〇、一二四	一〇、七三五、九八〇	二、五〇五、一三五	二、七三、七八〇	六、三四四、四九三	七三、六九五
神奈川縣	五六三、六〇〇	一、四九四、八〇七	一、六三八、〇九四	一、八六三、一五九	七三、六九五	六三、〇三八
愛知縣	二五〇、二七二	三四四、六三一	三、九三一、九四六	三、七一八、五三五	六三、〇三八	一、〇七九、九〇五

縣	化粧用 數量	化粧用 價額	工業用 數量	工業用 價額	洗濯用其他	計
	打	円	貫	円	円	円
三重縣	………	………	………	………	四八五、〇〇〇	四八五、〇〇〇
京都府	………	………	………	………	一〇、六三六	一、二五八、四七九
大阪府	六、六二九、八五四	一〇、六三七、一四一	六、一七六、五二一	一、六三八、〇九四	八〇、九八〇	一〇、三八四、二五九
兵庫縣	二八、八五〇	三、三五〇	二、三〇三	三、七一八、五三五	二、三〇三	四〇五、四六〇
廣島縣	三、三五〇	三、三五〇	二、三〇三	三、七一八、五三五	一八、七四〇	三六、一〇七
福岡縣	三、四二五	六、一二九	一八、七四〇	三、七一八、五三五	三〇、〇〇〇	六四三、〇〇〇
佐賀縣	二六五、〇〇〇	三〇五、〇〇〇	………	………	一〇五、七五六	四〇五、七五六
長崎縣	九九、七三〇	一〇九、七五六	………	………	一五、〇〇〇	一二四、七五六
其他	二三、二八	一五、九〇	………	………	四四一、三三五	一八〇、〇六七

縣	洗濯用其他	計
	円	円
三重縣	二四四、七八〇	二四四、七八〇
京都府	六、三三四、四九三	七三、六九五
大阪府	七三、六九五	六三、〇三八
兵庫縣	六三、〇三八	一、〇七九、九〇五
廣島縣	三六三、〇七七	三六三、〇七七
福岡縣	三四三、〇〇〇	六四三、〇〇〇
佐賀縣	四〇五、八五〇	四〇五、八五〇
長崎縣	一八〇、〇六七	二八九、八五〇
其他		

備考　本表は工場調査規則に基き五人以上の職工を使用する設備を有し、又は常時五人以上を使用する工場の工場主より提示されたる調査票によつて集計せるものである。

次に大阪府に於ける大阪市の地位を觀るに、工場調査規則に基く大阪市の分は不明であるが、郡部に於て五人以上の職工を使用する設備を有し、又は常時五人以上を使用する工場は、僅かに洗濯用石鹸を製造する工場一つあるのみであるから、全國に於ける大阪府の地位を以て大阪市の地位を示せるものと見做すも差支へなく、從つて商工省の調査に據れば全國の石鹸生産上に於ける大阪市の地位は東京府（東京府では石鹸は主に東京市を除く郡部に於て生産されてゐるから、玆では東京府の石鹸工業を以て大阪市の石鹸工業と比較するここにした）より遙かに劣るここになる

我國石鹸工業の現狀と大阪市の地位

が、今（普通石鹸は油脂を苛性曹達で鹸化し、之を食塩で鹽析して製造され、その收得量は原料油脂の約一倍半に當るから、油脂の消費高より畧ぼ石鹸の生産高を推計することが出來る）東京並に大阪の石鹸工場に於ける一ヶ年の油脂消費高よりして兩地の石鹸生産高を比較するに、石鹸製造用の油脂は、その種類極めて多く、而も主要原料たる牛脂、硬化脂、椰子油以外の油脂消費高に就ては據るべき的確な資料なきを以て、玆では專ら牛脂、硬化脂及び椰子油の消費高より石鹸の生産高を推計することにする。

硬化脂、椰子油　即ち東京並に大阪の石鹸工場に於ける一ヶ年の硬化脂並に椰子油の消費高は硬化脂並に椰子油販賣業者の推計に據れば大要次の如くである。

	大阪	東京
硬化脂	八、〇〇〇噸	五、五〇〇噸
椰子油	三九、〇〇〇	三〇、〇〇〇

牛脂　東京、橫濱方面で消費せらるゝ牛脂は橫濱港より、大阪、京都方面で消費せらるゝ牛脂は大阪港より夫々輸入せらるゝものであるが、兩港より輸入せらるゝ牛脂にして、東京及び大阪以外の地方で消費せらるゝものは極く少量であるから、橫濱港並に大阪港の牛脂輸入高を以て、大體東京並に大阪の牛脂消費高と見做すことが出來る。今最近五ヶ年間の橫濱港並に大阪港の牛脂輸入高を揭ぐれば次の如くである。

	大阪港	橫濱港
昭和元年	一〇九、五七一噸	一一八、二三五噸
同二年	九九、九四〇	一二一、七五六
同三年	九六、五八一	一一九、五〇三
同四年	九六、三九二	一〇三、九五三
同五年	八五、二六四	一一一、七二四
同六年（十月迄）	七三、七八六	一〇八、七九五

今此等の諸統計によつて昭和五年の兩地に於ける石鹸工場の油脂消費高を算出せば次の如くである。

	大阪	東京
硬化脂	八、〇〇〇噸	五、五〇〇噸
牛脂	五、〇三四	六、五九七
椰子油（一噸は一六瓲九三四四）	三九、〇〇〇	三〇、〇〇〇
計	五二、〇三四	四二、〇九七

而して石鹸の收得量は前述の如く原料油脂の約一倍半に當るから、石鹸の生産高は大阪の七萬八千餘噸に對して、東京は六萬參千餘噸となる。

尤も右は牛脂、硬化脂及び椰子油のみの消費高より推計したものであるから、之を以て直ちに東京並に大阪に於ける石鹸の總生産高であると云ふは聊か早計に失するが、その大勢を示すものと云ふことが出來る。

我國石鹸工業の現狀と大阪市の地位

斯くの如く全國の石鹸生産上に於ける大阪市の地位は、商工省の調査に據れば東京より遙かに劣り、主要原料の消費高より推計する時は東京を凌駕するこ云ふ一見相矛盾せる現象を呈せるは、大阪製品が安物を主こする上に、大阪には常時五人以下の職工を使用する工場が四、五十の多きに達し、且つ當業者がその生産高を可なり内輪に申告する傾向あるためであるこ云はれてゐる。

第二節　輸出上の地位

大藏省の調査に據れば、昭和五年に於ける全國の石鹸輸出額は百四拾壹萬餘圓で、この内大阪港經由のものは百萬七千餘圓(七割一分)、神戸港經由のものは貳拾參萬七千餘圓(一割六分)に達し、大阪、神戸兩港のみで全國總輸出額の八割八分を占めてゐる。之は昭和五年に限られたる現象ではなく、例年略同樣の狀態にあることは左表によつて明かである。

而して大阪、神戸兩港を經由する石鹸の内には兵庫縣、京都府、其他に於て製造されたものが多少含まれてゐるが輸出額の八割迄は大阪市の生産に係るものであるこ云はれてゐるから、大阪市は輸出上からは極めて重要なる地位を占めてゐる。左に最近五ヶ年間の全國對大阪、神戸兩港石鹸輸出額を揭げて大阪市の石鹸輸出上に於ける地位を示さう。

全國對大阪神戸兩港石鹸輸出額

年次	全國	大阪港	神戸港	阪神兩港合計	阪神兩港合計對全國百分率
昭和元年	一、七九七、八五五円	一、四〇三、六四六円	二二六、六〇〇円	一、六三〇、二四六円	九〇・六七
同二年	一、八二一、五四八	一、二九三、二五四	一八一、三六六	一、四七四、六二〇	九一・五〇
同三年	二、〇八八、九五五	一、六二八、五六三	二六八、七一八	一、八九七、二八一	九〇・八二
同四年	一、六三七、四五一	一、二四二、六一七	二四一、七九二	一、四八四、四〇九	九〇・六五
同五年	一、四一〇、四一五	一、〇〇七、四三三	二三七、三三三	一、二四四、七六五	八八・二五

由是觀之大阪市は石鹸の生産並に輸出上に於て實に輕視すべからざる地位を占めてゐることが分る。

斯くの如く斯業が本市に於て著しく發達した所以は、本市が地理的に商工業の中心地たる關係上、生産費の大部分を占むる諸原料の蒐集に利便なること、石鹸製造の技術を要する職工を得るに容易なること、製品の販賣に利便なること等を數へ得るが、又その間技術の進歩、機械及び裝置の改良、販路の擴張等先人の功績に歸すべき點が尠くない。

第二章　沿革

Soap(石鹸)こ云ふ言葉が初めて人文史上に見出さるゝに至つたのは今より二千七、八百年前のことである。尤もSoapなる言葉によつて云ひ現はさるゝものゝ内容は、今日の所謂石鹸こは大いに異り、只洗滌に供せらるゝものに

ずぎず、即ち木の根、皮等を焚き出して得らるゝ所の汁と云ふ如きものにすぎなかつた。

今日の石鹸に似たものと云ひ得る程度のものが獨逸に現はれたのは、今より千七百年程前のことで、之より約百年後れて伊太利に、更に二百年後れて佛蘭西にも同樣のものが發明された。英國に於ては六百年前に既に石鹸を工業的に製造販賣し、今より六十年前には十萬噸、今日に於ては四、五十萬噸の生産額に達してゐる。

我國に石鹸（石鹸と云ふ言葉は慶長十二年明より傳來したる本草綱目と云ふ書籍に基因するものらしい）が初めて渡來したのは天保の頃であると云はれてゐるが、中江大部氏は諸種の文獻に徴して、石鹸の渡來は德川時代以前で、恐らく織田、豐臣時代であらうとの說を稱へてゐる。蓋し織田、豐臣時代は西班牙、葡萄牙人等歐洲人との交通頻繁で、封建時代に於ける西洋文物輸入の全盛期であつたから、同氏のこの觀察は肯綮に中つてゐるものと考へられる尙同氏の說によれば德川時代には既に石鹸に垢を除く性質があることを知られてゐたらしいが、之を衣服の洗濯又は入浴等に用ひられたことは極めて稀で、多くは醫藥に供し又はシヤボン玉（シヤボンと云ふ言葉は西班牙語のハボン又は葡萄牙語のサボンより轉化したものらしく、石鹸と云ふ言葉よりも早くから知られてゐた）として小兒の玩弄物とせられたものであると。

斯くの如く石鹸の用途に就ては德川時代から可なり知られてゐたが、之が製造は如何と云ふに、天保年間に蘭學者宇田川榕庵が創始したと傳へられてゐるが、その製品は到底工業的のものではなく、多分藥劑としたものであらう。降つて明治四年の頃當時の工部省技師宇都宮某が指導の下に東京牛込揚場町に製盟舍と云ふ工場を設けて石鹸の製造

に着手した。これ恐らく我國に於ける石鹸工業の濫觴であらう。

他方大阪に於ける斯業は明治八、九年頃鬻附製造業熊谷勉造氏が、外國より歸朝せる友人より石鹸の製造法を習得し、西區土佐堀に工場を設けて石鹸を製造せしに端を發してゐる。當時は未だ苛性曹達が輸入されてゐなかつたので、同氏は曹達灰を生石灰に處理して苛性曹達の溶液を造り、之を鬻附製造用の木臘と共に直徑三尺位の日本釜で煮沸して鹸化せしめ、竹の筒中に流し込んで冷却固化せしめ、庖丁で一尺位の長さに截斷して洗濯用石鹸として賣出したのこゝである。

その後幾許もなくして苛性曹達や椰子油が輸入されて來たので、熊谷氏は苛性曹達を使用し、水煮法によつて椰子油石鹸を造つた。

明治十一年東京の製盟舍にその創立當時よりありて石鹸の製造に携はりし濱田貞吉氏が、同僚近藤某と共に當地に移轉して來たので、汲田義三郎氏は濱田氏を聘して北區中ノ島に工場を設け、專ら冷製法による透明石鹸の製造に着手したが、間もなく廢業の已むなきに至つた。汲田氏と相前後して白崎彦三郎氏は近藤氏を聘して北區堂島に工場を設け、水煮法によつて浴場用の小型石鹸を製造した。當時の原料油脂は牛脂と椰子油の二種で、裝置は稍改良せられ、冷却用には木製の枠を、型打には眞鍮製の型を使用した。

明治十二年春元重助氏は當時經營難に陷りし熊谷氏の工場を買收して事業を繼續し、製品の改良に努むると共に、明治十五年頃より自己の製造に係る透明石鹸及び椰子油石鹸を支那方面に輸出する等、斯業に貢獻する處が尠くなか

つた。

明治十三年神戸の貿易商播摩幸七氏は濱田貞吉氏を聘して、神戸市川崎町に工場を設けて石鹸の製造に着手し、主として神戸在留支那商の手を經て支那方面に輸出した。これ恐らく我國に於ける石鹸輸出の嚆矢であらう。

その後石鹸の製造に着手するもの相亞いで起り、明治十五年頃には大阪市のみにてもその數五、六名に達し、一方製品も漸次改良せられ、化粧用石鹸には丁字油、山椒油、麝香等の香料や黄色顔料等を添加して、石鹸に芳香と色相とを附與する樣になつた。又之と相前後して高級石鹸には椶櫚油を、洗濯用石鹸には樹脂をも混合した。

明治十六年頃岩崎倉太郎氏は曹達灰を添加して椰子油石鹸を造つた。

從來石鹸は主として洗濯用に使用せられ、從つて石鹸と云へば洗濯用石鹸が聯想される程であつたが、明治十八年頃からは品質の向上と相俟つて化粧用石鹸（主に蠟製石鹸）の需要も漸次增加すると共に、椰子油石鹸や透明石鹸が盛に支那に輸出される樣になつた。

明治二十年頃松原吉兵衛氏は製油工場の廢棄物たる曹達ヲリを以て安價な洗濯用石鹸を造つた。

明治二十二年頃梅原龜吉氏は黑粕を硫酸で處理して得たるガス油を以て洗濯用石鹸を造つた。

明治二十五年濱田貞吉氏は此花區草開町に工場を設けて洗濯用石鹸の製造を開始し、その後間もなく絹練用石鹸をも造つた。

明治二十五、六年萩原辰藏氏は東京の江水舍に設備されてゐた石鹸製造用機械の構造圖を、濱田貞吉氏より讓り受け、毛利傳兵衛氏をして機械を製作せしめ、之を南區賑町の工場に据付けて運轉したが、該機械の使用法を知らざるため出來上つた製品は艶はなく、龜裂を生じてボロ〳〵に壞れる上に、當時一般に廣く賞用されてゐた蠟製石鹸に比し三倍からの高値であつたゝめ、需要としては見るべきものが殆どなかつた。これ現今盛に製造されつゝある機械練石鹸の起源である。

之より稍後れて松原、伊藤仁壽堂、春元等の有力なる石鹸製造所も機械練石鹸の製造に着手したが、何れも該機械の使用法を充分會得せざるため、萩原氏同樣失敗に終り、機械は赤錆のまゝ空しく工場の一隅に打ち棄て置くの已むなきに至つた。

明治二十七年には日淸の國交斷絶して對支輸出が杜絶すると共に、內地の販路も梗塞したので製造業者は何れも悲境に沈倫したが、戰後は需要の範圍擴大して內外よりの需要大いに起りしを以て、石鹸の製造に着手するもの激增し明治三十三年には約五十名の多きに達したので、營業上の弊害を矯正し、利益の增進を圖るため、同年十月五日農商務省令によつて大阪府下一圓に於て石鹸の製造を營めるものを以て大阪石鹸同業組合を設立した。

之より先き明治三十一年頃萩原辰藏氏は蒸氣を以て機械を運轉する一方、製品の改良に種々苦心研究を重ねたる結果、押出機の前端を加熱し、後部を冷却して漸く今日の如き體裁を有する機械練石鹸を製造した。これ明治三十四年頃のことである。

明治三十三年頃には棉實油の曹達ヲリ又はそのガス油を以て製したる洗濯用石鹸の需要旺盛を極め、市價を引上げ

るの已むなきに至つた。又この頃から絹練用石鹸の製造に着手するものが漸次增加して來た。

明治三十四年椰子油が昂騰して製造業者は尠からざる打撃を蒙つたが、支那市場に於ては本邦品は外國品に比し價格比較的低廉なりしため盛に歡迎せられ、今日の基礎を確立するに至つた。

明治三十六年頃東京の芳誠舍にありて石鹸を製造せし石丸爲作氏が來阪して、冷製法による機械練石鹸の製法を各所に於て傳授せしため、機械練石鹸の製造に着手するもの增加し、從來の水煮法によれば製品の乾燥に一ヶ月餘を費したが、機械練法によれば短時日に製品を得、從つて資金の回收も短縮されるために、石鹸製造上に一大革命を來たした。これ明治三十七、八年のことである。

明治三十七年頃濱田貞吉氏は棉實油の曹達ヲリを精製して、黃棒の洗濯用石鹸を造つたが、賣行は極めて良好であつた。

明治三十七年頃龜田正五郎氏は棉實油より製したるガス油を以て、粉末の洗濯用石鹸を造つた。これ粉末石鹸製造の嚆矢である。又この頃桑津久治郎、萩原辰藏の諸氏は相前後して浮石鹸を造つたが、多大の好評を博したので、之が製造に着手するものが相亞いで起つた。

日露戰爭後支那に於ける本邦品の需要は漸增し、斯業は著しく發展したが、當時の機械練石鹸には多量の澱粉、穀粉等を添加せるため、粗惡にして泡立ち惡く不評を招いた。之がために浮石鹸や枠練石鹸は漸次機械練石鹸の販路を侵蝕し、殊に明治四十一年頃攪拌機が輸入せられて一般に使用される樣になつてからは兩石鹸の需要は急增した。花

王石鹸やミツワ石鹸はこの頃に今日の基礎を確立したのことである。

從來の大阪石鹸同業組合は製造業者のみを以て組織されてゐたが、斯業の弊害を矯正し、又その利益を增進せしむるには卸賣業者と提携して一致團結するを得策とし、明治三十九年九月卸賣業者をも組合に加入せしめた。

明治三十九年龜田正五郎氏は苛性曹達の水溶液中に棉實油とそのガス油とを點滴して粉末狀の石鹸を造り、多大の好評を博した。又この年主要原料たる椰子油が昂騰して斯業の發展を阻害することが甚だしかつたので、同志相集りて大阪油脂會社を設立し、コプラを輸入して專ら椰子油の搾取に努めたが、原料コプラが圓滑に供給されなかつたために幾許もなくして解散するの已むなきに至つた。

明治四十二年頃より粉末の洗濯用石鹸を製造するもの增加して今日の如き粉末石鹸時代の基礎を作るに至つた。

明治四十四年政府は斯業保護の趣旨を以て、輸入石鹸には高率の關稅を課し、輸出品は之を無稅とし、原料に對しては舊來に比し低率の課稅を爲し、若くは無稅としたので、利に敏い英國人は尼ケ崎にリバーブラザーと稱する一大工場（現ベルベット石鹸株式會社の前身）を設立して石鹸の大量生產を行ひ、大正三年頃からは年約百萬圓の石鹸を輸出した。

大正二年頃龜中富三郎氏は苛性加里と椰子油とを以て髮洗石鹸を造つた。之と相前後して透明石鹸の需要は增加し、殊に支那方面に多量輸出せられ、大正八年頃には輸出石鹸の大部分を占むるに至つた。

大正三年には歐洲大戰の勃發に伴ふ一般財界の不況によつて斯業も可なりの打擊を蒙つたが、翌四年に及んでは東

南洋方面に於て歐洲品の供給不足を告げしため、本邦品の需要は頓に增加し、斯業に一大發展の機を與へたのである。即ち當時の機械練石鹸は二割以上の澱粉を混入せる粗製品であつたから、この際輸出檢査を施行して本邦品の品位を高め、永遠に販路を維持するために、當業者は全國の同業者と協同して政府に充分の援助と便宜を與へられんことを請願したので、政府は同年六月二十五日農商務省令を以て輸出石鹸取締規則を定め、同年九月一日より施行する旨を公布した。その要領は「澱粉、穀粉、粘土、其他農商務大臣ノ指定スル物料ヲ混和シタル石鹸ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノニアラザレバ營利ノ目的ヲ以テ輸出スルコトヲ得ズ。但シ本則施行後二ケ年ヲ限リ混和量百分中二十未滿ノ石鹸ハ此限リニアラズ」である。同年末より原料は騰貴し、牛脂は濠洲の輸出禁止によつて支那から供給を仰いだが、これ亦露國人の大量購入によつて益々騰貴する一方で、椰子油は米國及び露國よりの需要增加によつて自然騰貴し、又苛性曹達も英國の輸出禁止に連れて米國も之を禁止したるため、品拂底して戰前に比し數倍の高値を呼ぶに至つた。その他硬化脂、棉實油、香料、工賃に至るまで、悉く騰貴せしを以て、大正六年の如き一ケ年の內に數回市價の引上げを見るの已むなきに至つた。

而してこの年より輸出石鹸取締規則によつて輸出石鹸には澱粉、穀粉等の添劑を使用することが出來なくなつたので、當業者は當時の如く原料自給に不足を訴へつゝある折、純日本產原料を以て輸出石鹸を製造して之を海外に輸出することは殆ど不可能であるこゝ云ふ理由から、政府當局に該規則の緩和方を陳情したが、頑として容れられなかつた。然し之がために支那市場に於ては本邦品の眞價が認められるゝ樣になり、漸次輸出の增加を見るに至つたが、戰後

は歐洲品の市場出廻り、支那內地に於ける斯業の發達等種々なる惡材料相錯綜して本邦品の輸出を益々不利ならしめ殊に大正九年秋に起りし財界の大變動は、斯業をして未曾有の慘狀を呈せしめ、工場を閉鎖するもの相次いで起り、斯業の前途に一抹の暗影を投ずるに至つた。

之と相前後して政府は國產硬化油工業保護のため、無稅の牛脂に對して二割の輸入稅を課せんことを圖つたので、當業者は硬化脂は現在の品質では到底牛脂の代用品たることを得ないこて、種々實證を擧げて政府當局に反對陳情した結果、政府も當業者の實情に鑑み、課稅のことは遂に沙汰止みになつた。これ大正十年のことである。

その後經濟界も安定し、取引の障碍が取除かれ、內外よりの需要增加するに連れて斯業は漸次回復して來たが、大正十二年には支那長江方面の日貨排斥によつて輸出は著しく阻害され、而も大戰の終熄によつて一時暴落せし原料が又もや騰貴の大勢を示したので、採算不引合こなり、製品の値上を斷行するの已むなきに至つた。九月に入りては未曾有の大震災によつて東京方面の製造工場殆ど全滅し、生產力の大減退を來せしを以て、當地各工場へ註文一時に殺到し、爲めに從來大阪石鹸業界の商的圈外にあつた北陸、奥羽、北海道方面に新販路を開拓することが出來た。その後東京の工場も漸次回復し、需要の一巡すると共に、斯業は驟て平常に歸したが、大正十三年の下半期には原料は再び昂騰して業界未曾有の高値を示し、原料高の製品安を誘致した爲め當業者の蒙りし打擊は頗る大なるものがあつた。次いで七月には香料を奢侈品として關稅十割を課せんとする議が起つた。この問題は石鹸業者は勿論各種化粧品業者にも多大の衝動を與へ、殊に石鹸は今や支那、南洋、印度方面に年額參百萬圓以上の輸出をなし、その大部分が